



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道国民健康保険運営方針（原案） （令和〇年〇月改定）

北 海 道

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 策定の目的	1
第2節 策定の根拠規定	1
第3節 国保の被保険者等の役割・責務	1
第4節 運営方針の適用及び見直しの時期	2
第5節 P D C Aサイクルの確立	2
第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し	3
第1節 医療費の動向と将来見通し	3
1 保険者及び被保険者等の状況	
2 医療費の動向	
第2節 財政収支の改善と均衡	18
1 市町村国保財政運営の現状	
2 国保財政運営の基本的考え方	
3 市町村国民健康保険特別会計	
4 北海道国民健康保険特別会計	
5 国民健康保険保険給付費等交付金	
第3節 赤字解消・削減の取組、目標年次等	19
1 赤字削減・解消計画	
2 赤字解消・削減の取組や目標年次の設定の方法	
第4節 財政安定化基金の使用	21
1 財政安定化基金の設置	
2 基金の使用の基本的な考え方	
第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法	23
第1節 目指す姿	23
第2節 現状	23
1 保険料（税）の賦課状況	
2 保険料（税）の賦課方式	
3 応能割と応益割の賦課割合	
4 賦課限度額の設定状況	
5 地域差（保険者間）の状況	
第3節 保険料水準の統一	25
1 保険料水準の統一について	
2 保険料水準の統一に向けた課題	
3 保険料率算定における応能・応益割合の変更	
4 統一保険料率に合わせた条例の改正	
第4節 納付金の算定方法	27
1 応能割と応益割との構成割合（所得反映係数 β の設定）等	
2 応益割における均等割と平等割との賦課割合	
3 医療費水準の反映割合（ α の設定）	
4 高額医療費の共同負担	
5 必要総額の調整（ γ の設定）	
6 賦課限度額	
7 納付金の精算	
第5節 標準的な保険料（税）の算定方式	28
1 標準的な保険料（税）の算定方式	

2	標準的な収納率	
3	健康づくりの費用	
4	市町村標準保険料率	
第6節	納付金算定における葬祭費及び出産育児一時金の取扱い	29
第7節	納付金及び標準保険料率算定の全体像	30
1	医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の算定	
第4章	保険料（税）の徴収の適正な実施	34
第1節	目指す姿	34
第2節	現状	34
1	保険料（税）の収納率の推移	
2	収納対策の実施状況	
第3節	収納対策	35
1	収納率目標	
第4節	<u>収納率差による保険料負担差の公平化に向けた取組</u>	36
1	収納事務の平準化及び収納率の向上	
2	事務の平準化及び収納率向上に向けた具体的な取組	
第5章	保険給付の適正な実施	37
第1節	現状	37
1	レセプト点検の状況	
2	第三者行為求償事務の状況	
3	不正請求事務の状況	
4	海外療養費事務の状況	
5	柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージの状況	
第2節	道による保険給付の点検、事後調整	39
1	同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等	
2	大規模な不正利得事案に係る返還金の徴収等	
第3節	療養費の支給の適正化	39
1	海外療養費	
2	柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージ	
第4節	診療報酬明細書等の点検の充実強化	40
1	点検項目一覧等の作成	
2	研修会及び現地助言の実施	
3	医療給付専門指導員による助言	
第5節	第三者求償の取組強化	40
第6節	不正請求への取組強化	41
第7節	高額療養費の多数回該当の取扱い	41
1	世帯の継続性の判断	
第6章	医療費の適正化の取組	42
第1節	現状	42
1	特定健診の受診状況	
2	特定保健指導の実施状況	
3	受診率向上に関するこれまでの支援	
4	医療費通知の実施	
5	後発医薬品等の普及促進	
6	重複受診や重複投薬への訪問指導の実施状況	
7	市町村保険者に対する助言	
第2節	医療費の適正化に向けた取組	45
1	特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上	
2	保健事業実施計画の策定及び推進	

3	生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の取組	
4	たばこ対策	
5	歯と口腔の健康づくり	
6	重複受診や頻回受診等に係る指導の充実	
7	適正投薬の推進	
8	後発医薬品等の使用促進	
第3節	医療費適正化計画との関係	50
1	北海道医療費適正化計画との調和	
第7章	事務の広域的及び効率的な運営の推進	51
第1節	広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組	51
1	国庫負担金等の申請及び実績報告の効率化	
2	基準の統一化を検討する必要がある事務の取扱い	
3	市町村事務処理標準システム及び事務処理マニュアルを活用した事務の効率化・標準化・広域化・適正化	
4	その他	
第8章	保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携	54
第1節	保健医療サービス及び福祉サービス等との連携	54
1	国保データベースシステム等情報基盤の活用	
2	保健医療と福祉サービスに関する施策等の連携	
3	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	
第2節	他計画との整合性	54
第9章	北海道の国保の健全な運営	55
第1節	北海道国民健康保険市町村連携会議の設置	55
第2節	運営方針の見直し等	55
附属資料		
○参照条文		56
○用語解説		59
○統計数値		68
○改定の経過		109
○(参考)北海道国民健康保険運営協議会委員名簿		111

本文中「*」が付いた用語は、附属資料「用語解説」に掲載している。

第1章 基本的事項

第1節 策定の目的

平成30年度以降の国民健康保険制度（以下「国保制度」という。）においては、道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方で、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料（税）率の決定・賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担う等、道と市町村が一体となって、国民健康保険事業（以下「国保事業」という。）を運営しています。

この「北海道国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）」は、道と市町村に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営及び事務の広域化や効率化を市町村が推進できるよう、国民健康保険（以下「国保」という。）の運営に関する統一的な方針として、策定するものです。

なお、この運営方針は、平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）（*）」の「ゴール3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の達成に資するものです。

第2節 策定の根拠規定

この運営方針は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第82条の2に基づき、道が定めるものです。

第3節 国保の被保険者*等の役割・責務

国保制度は、道と市町村だけがその役割を果たせば、円滑に運営されるというものではありません。

国保に加入している方々（以下「被保険者」という。）が自身の健康の維持・向上に努めていくことが、何よりも重要であり、加えて、国保制度が相互扶助の精神の下で、被保険者同士が支え合う仕組みを基本としていることを理解し、保険料（税）を確実に納めることや医療機関への適正な受診を心がけて、自分たちの保険制度をより良いものに育てていくことが求められます。

また、我が国の社会保険制度では、ほとんどの国民が、いずれは国保の被保険者となります。そのため、国民の一人ひとりが、「国保が持続可能な制度となることは被保険者だけではなく、すべての住民に関係すること」と改めて認識する必要があります。

一方、法第83条の規定により設置された北海道国民健康保険団体連合会（以下「北海道国保連合会」という。）は、国保運営に資する事業のほか、診療報酬審査支払業務など制度の運営について、専門的立場から道や市町村を支える役割を担っています。

さらに、北海道医師会や北海道歯科医師会、北海道薬剤師会は、住民に良質な医療を提供するなど地域医療の推進に尽力されていますが、国保制度においては、道が設置する北海道国民健康保険運営協議会（以下「国保運営協議会」という。）の委員として、北海道の国保運営に積極的な助言をいただく役割を担っています。

また、会社員や公務員などが加入する被用者保険の各団体も、わが国の医療保険制度とともに支える保険者*としての立場から、国保運営協議会委員として協議に参画しています。

このように多くの協力の下で、真に医療を必要としている方が、いつでも安心して医療サービスを受けることができる環境を作りながら、国保制度を、国民皆保険制度の要として運営していくことが求められます。

第1章 基本的事項

第4節 運営方針の適用及び見直しの時期

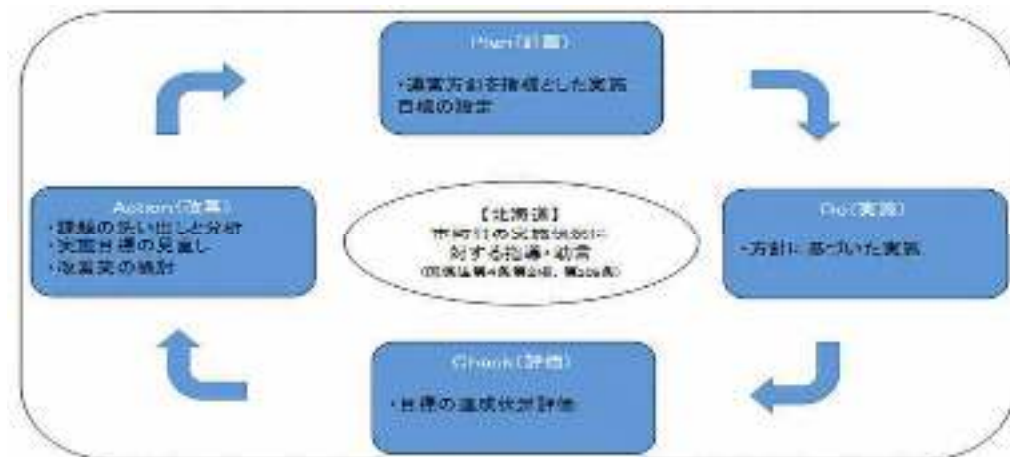
この運営方針の対象期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とし、中間年となる令和8年度までに検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

第5節 PDCAサイクル*の確立

運営方針に基づき国保事業を実施するに当たっては、道が担う財政運営の健全性・安定性の確保に向けた取組と、市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組を継続的に改善していくため、PDCAサイクルの下で事業の実施状況を定期的に把握・分析し、評価と検証を行う必要があります。

このため、市町村は、国保事業の広域的・効率的な運営に向けた取組についてのPDCAサイクルを確立することとします。

また、道は、自身の財政運営の継続性・安全性に向けた取組についてのPDCAサイクルを確立するとともに、市町村のPDCAサイクルの実施状況を毎年確認し、原則3年に1回の実地指導・助言を行います。



PDCAサイクルによる市町村国保事業の実施	
P：【運営方針に基づく指標の設定】	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的助言等実施要綱の策定：道 ・事業運営に当たっての留意事項（当該年度の重点・留意事項）の通知：道
D：【実施】	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づく事務処理：市町村
C：【評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的助言調書の作成：道 ・技術的助言実施結果の通知：道
A：【改善計画、改善状況の確認】	<ul style="list-style-type: none"> ・改善計画の作成、提出：市町村 ・改善計画報告書の受理・確認：道 ・改善計画に基づく事業実施：市町村 ・改善計画報告書に基づく改善状況の確認：道

第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

第1節 医療費の動向と将来見通し

1 保険者及び被保険者等の状況

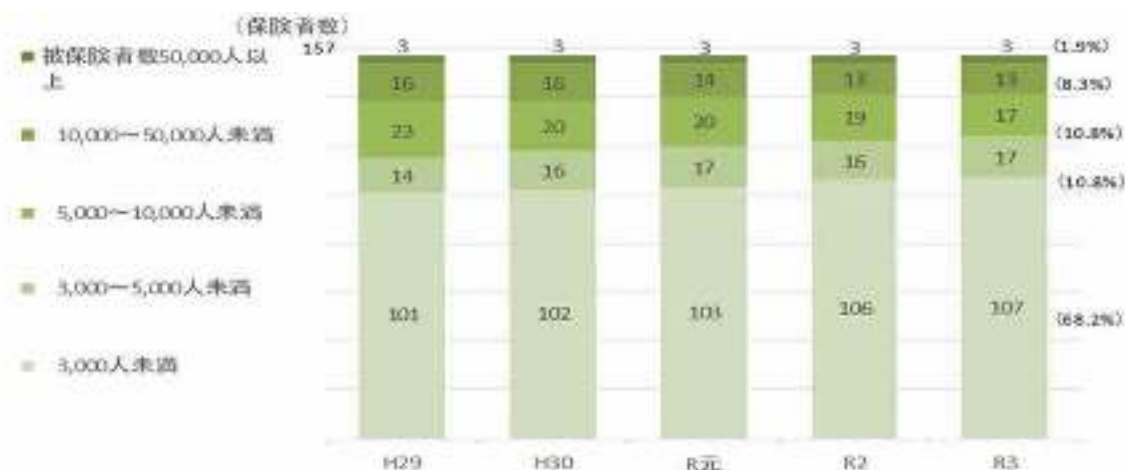
(1) 保険者

市町村国保の保険者は、154市町村と3広域連合(※)を合わせて157保険者となっています。

また、被保険者数が3千人未満である小規模保険者が107保険者と約3分の2を占めています。

※3広域連合(後志:16町村 空知中部:6市町 大雪地区:3町)

図1 規模別保険者数の推移(各年度末)



厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」の数値を基に道が算出。

(2) 被保険者数等

令和3年度における被保険者数は107万5千人で前年度に比べ2.1%の減、加入世帯数は72万世帯で前年度に比べ1.1%の減となっており、近年は、被保険者数及び加入世帯数とも減少傾向にあります。また、北海道の人口に占める被保険者の加入割合は、令和3年3月末で20.3%となっています。

表1 加入世帯数及び被保険者数の推移

(単位:万人、万世帯)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	増減率(%)	
被保険者数	北海道	122.1	117.1	112.7	109.8	107.5	▲ 2.1
	全国	2,957.1	2,831.4	2,719.6	2,653.8	2,599.4	▲ 2.0
世帯数	北海道	78.3	75.9	73.9	72.8	72.0	▲ 1.1
	全国	1,855.6	1,805.2	1,760.0	1,737.3	1,719.6	▲ 1.0

出典:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

なお、増減率は、出典数値を基に道が算出。

※被保険者数、世帯数ともに年度平均の数である。

第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

(3) 被保険者の年齢構成

65歳から74歳までの被保険者が全体に占める割合は、平成29年度の44.5%から令和3年度は48.4%に増加しており、高齢化が急速に進行しています。

図2 国保被保険者(75歳未満)の年齢構成の推移



厚生労働省「国民健康保険実態調査」の数値を基に道が算出。

(4) 被保険者(世帯主)の職業

国保被保険者の世帯主の職業は、無職者(退職者など)が最も多く、全体の46%を占めており、続いて非正規労働者などの被用者となっています。現在では、自営業者と農林水産業者は、合わせても14%にすぎません。

図3 国保被保険者の職業(R3 北海道)



厚生労働省「国民健康保険実態調査」の数値を基に道が算出。

2 医療費の動向

(1) 一人当たり療養諸費*の状況

① 全国対比

令和3年度の北海道の一人当たりの療養諸費は421,056円で、全国の394,729円と比べて1.07倍で26,327円多くなっています。

表2 一人当たり療養諸費の推移

区分	H29	H30	R1	R2	R3
北海道	397,562円	401,975円	413,568円	402,309円	421,056円
増減	3.1%	1.1%	2.9%	-2.7%	4.7%
全国対比	1.10倍	1.09倍	1.09倍	1.08倍	1.07倍
全国	362,159円	367,989円	378,939円	370,881円	394,729円
増減	2.6%	1.6%	3.0%	-2.1%	6.4%

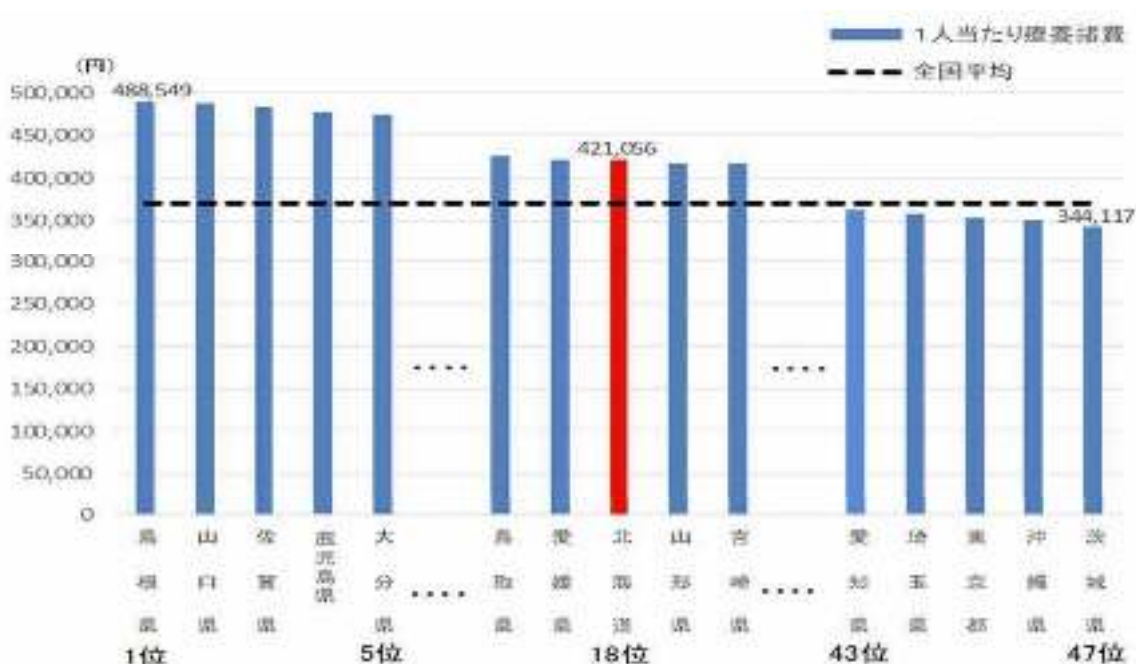
出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

なお、増減及び全国対比は、出典数値を基に道が算出。

② 都道府県対比

令和3年度の一人当たりの療養諸費は、都道府県の中では、北海道（421,056円）は18番目となっており、一番低い茨城県（344,117円）と比べて1.22倍で76,939円高くなっています。

図4 一人当たり療養諸費の全国比較(R3)



出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

なお、順位は、出典数値を基に道が算出。

第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

③ 道内保険者対比

令和3年度の道内の一人当たりの療養諸費は、市町村では、占冠村が最低の231,276円なのに対し、赤平市がその2.72倍に当たる最高の628,746円となっており、397,470円の差があります。

表3 一人当たり療養諸費(R3 道内市町村)

区分	最高	最低	対比
全体	赤平市 628,746円	占冠村 231,276円	2.72倍
一般分	赤平市 628,747円	占冠村 231,276円	2.72倍
退職分	札幌市 474,873円	旭川市 77,890円	6.10倍

厚生労働省「国民健康保険事業年報」の数値を基に道が算出。
※退職分の最低欄は給付額が0の市町村等を除く。

④ 診療種別医療費の現状

ア 入院

北海道の一人当たりの診療費は172,453円で、全国の144,100円の1.2倍で28,353円多くなっています。一日当たりの診療費は39,190円で、全国の38,291円よりも899円高く、一件当たりの日数は16.06日で全国の16.08日と比較して0.02日短く、100人当たりの受診率*は27.40で、全国の23.40より高くなっています(表4及び表5参照)。

疾病分類別の寄与度*で見ると、「新生物」が0.064と一番高く、「神経系の疾患」が0.034、「筋骨格系及び結合組織の疾患」が0.023、「循環器系の疾患」が0.020、「消化器系の疾患」及び「精神及び行動の障害」が0.006の順に続いています(表6参照)。

なお、厚生労働省の令和2年患者調査によれば、北海道の人口10万人当たりの傷病分類別入院受療率では「精神及び行動の障害」、「循環器系の疾患」、「神経系の疾患」、「新生物」の順に受療率*が全国に比べて高くなっています(図5参照)。

表4 入院医療費の状況(R2)

	北海道	全国	差
一人当たりの診療費	172,453円	144,100円	28,353円
一日当たりの診療費	39,190円	38,291円	899円
一件当たりの日数	16.06日	16.08日	▲ 0.02日

厚生労働省「医療費の地域差分析」の数値を基に道が算出。

表5 受診率の状況(R2) (単位:100人当たり件数)

区分	北海道	全国
計	945.83	1,010.15
入院	27.40	23.40
入院外 +調剤	757.08	801.37
歯科	161.35	185.38

厚生労働省「医療費の地域差分析」の数値を基に道が算出。

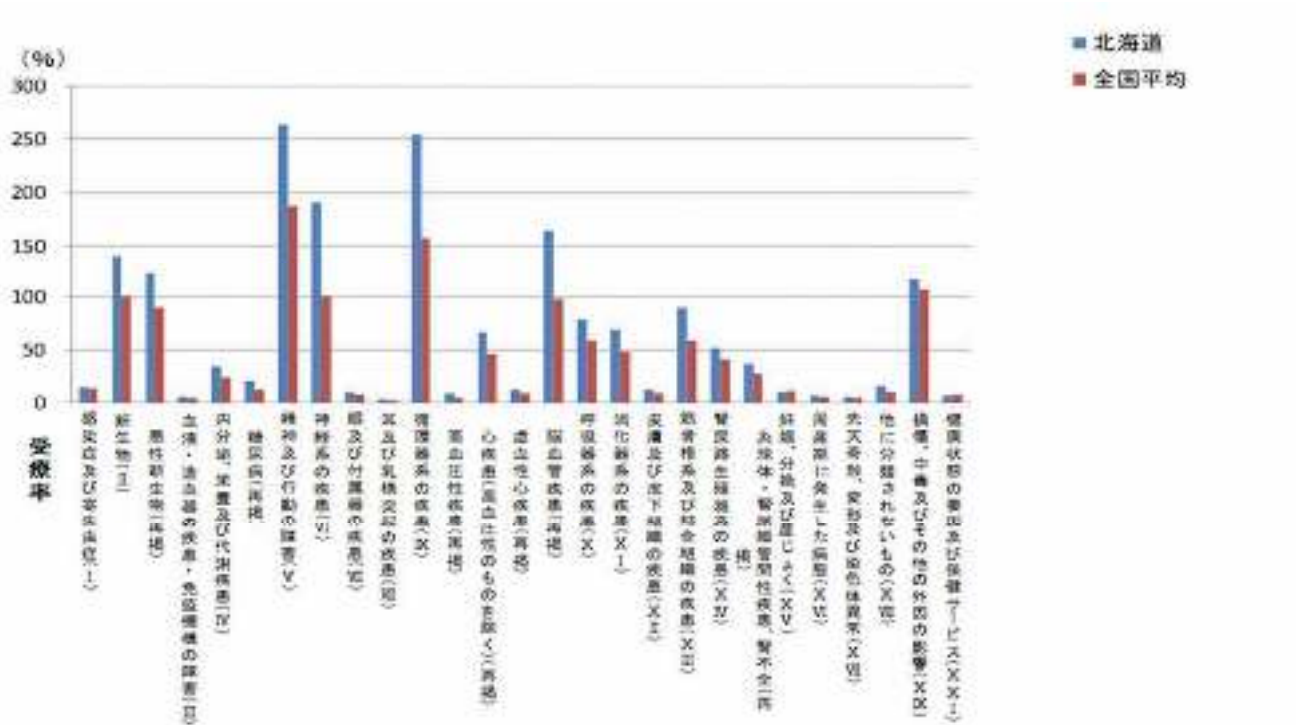
表6 地域差指数*の疾病分類別寄与度(R2 入院)

区 分	疾病例	寄与度(降順)
新生物(Ⅱ)	胃がん、大腸がん、肺がん	0.064
神経系の疾患(Ⅵ)	パーキンソン病、てんかん	0.034
筋骨格系及び結合組織の疾患(XⅢ)	変形性膝関節症、腰痛	0.023
循環器系の疾患(Ⅸ)	高血圧性疾患、心筋梗塞	0.020
消化器系の疾患(XⅠ)	胃潰瘍、十二指腸潰瘍	0.006
精神及び行動の障害(Ⅴ)	統合失調症、躁うつ病	0.006
損傷、中毒及びその他の外因の影響(XⅨ)	骨折、内臓損傷、火傷	0.005
眼及び付属器の疾患(Ⅶ)	結膜炎、白内障	0.002
先天奇形、変形及び染色体異常(XⅦ)	心房中隔欠損症、胆道閉鎖症	0.002
妊娠、分娩及び産じょく(XⅤ)	妊娠、分娩の異常	0.001
呼吸器系の疾患(X)	肺炎、慢性閉塞性肺疾患	0.001
周産期に発生した病態(XⅥ)	胎内感染、多胎	0.001
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害(Ⅲ)	鉄欠乏性貧血	0.001
内分泌、栄養及び代謝疾患(Ⅳ)	糖尿病、糖代謝異常	0.001
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの(XⅦ)	アレルギー性疾患	0.000
感染症及び寄生虫症(Ⅰ)	結核、ウイルス性肝炎	0.000
耳及び乳様突起の疾患(Ⅶ)	中耳炎、メニエール病	0.000
皮膚及び皮下組織の疾患(XⅡ)	皮膚がん、アトピー性皮膚炎	0.000
腎尿路生殖器系の疾患(XⅣ)	腎不全、尿路結石、前立腺肥大	-0.001
計		0.164

出典:厚生労働省「医療費の地域差分析」

※区分欄のローマ数字は「社会保険表章用疾病分類*」における分類コード。

図5 人口10万人当たりの傷病分類別入院受療率(R2)



厚生労働省「患者調査」の数値を基に道が算出。

イ 入院外（調剤医療費を含み、歯科を除く）

北海道の一人当たりの診療費は199,151円で、全国の194,370円の1.02倍で4,781円高くなっています。一日当たりの診療費は18,731円で、全国の16,125円より2,606円高く、一件当たりの通院日数は1.40日で、全国1.50日を0.10日下回っています（表7参照）。

なお、厚生労働省の令和2年患者調査によれば、北海道の人口10万人当たりの傷病分類別外来受療率では、ほとんどの疾患で全国よりも下回る状況になっています。

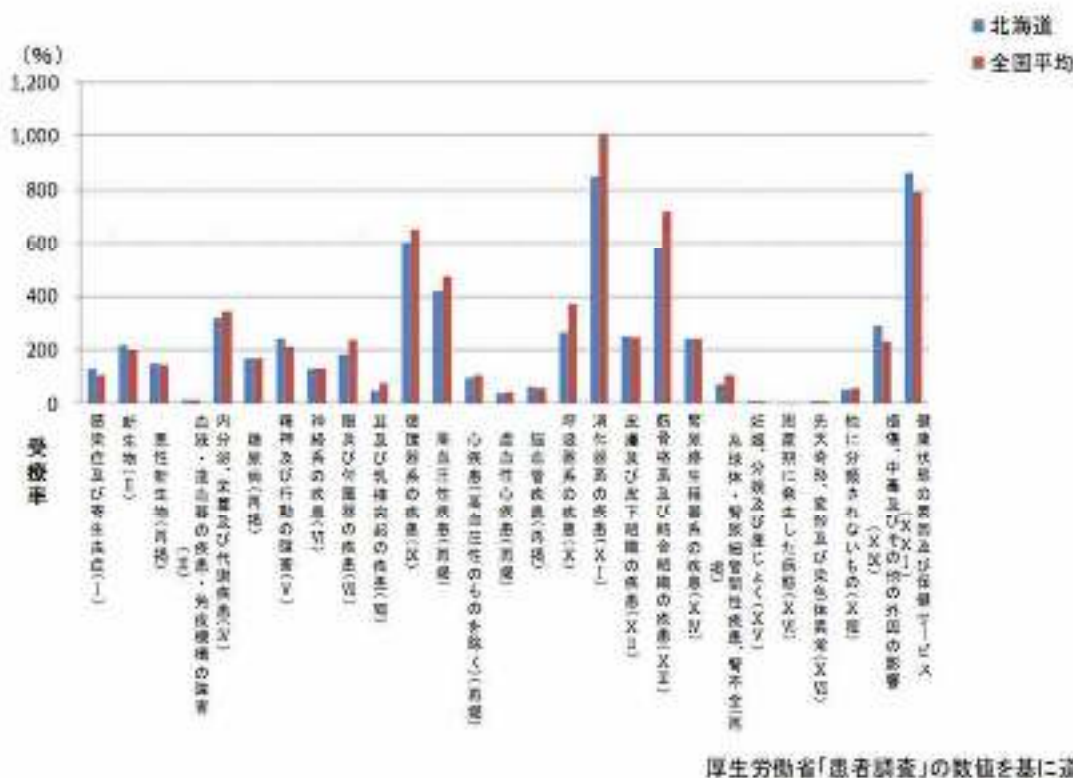
また、「健康状態の要因及び保健サービス」、「消化器系の疾患」、「循環器系の疾患」の順に高くなっています（図6参照）。

表7 入院外医療費の状況(R2)

	北海道	全国	対比・差
一人当たりの診療費	199,151円	194,370円	4,781円
一日当たりの診療費	18,731円	16,125円	2,606円
一件当たりの通院日数	1.40日	1.50日	▲ 0.10日

厚生労働省「医療費の地域差分析」の数値を基に道が算出。

図6 人口10万人当たりの傷病分類別外来受療率(R2)



ウ 歯科

北海道の一人当たりの診療費は25,995円で、全国の25,159円の1.03倍で836円高くなっています。一日当たりの診療費は8,206円で、全国の7,597円より609円高く、一件当たりの通院日数は1.96日で、全国の1.79日を0.17日上回っています。

表8 歯科医療費の状況(R2)

	北海道	全国	対比・差
一人当たりの診療費	25,995円	25,159円	836円
一日当たりの診療費	8,206円	7,597円	609円
一件当たりの通院日数	1.96日	1.79日	0.17日

厚生労働省「医療費の地域差分析」の数値を基に道が算出。

(2) 二次医療圏*別一人当たり医療費の状況

北海道の医療費が高い要因の一つとして、入院の受診率や推計新規入院発生率*が全国に比べて高いことがあげられます(表5及び表9参照)。

まず、二次医療圏域ごとの医療費の状況を見ると、入院、入院外(調剤を含む)及び歯科の合計では、全国平均が340,609円であるのに対し、富良野、根室以外の19圏域で全国平均を上回っています(図7参照)。

また、入院医療費の状況を見ると、十勝、根室圏域で全国平均を下回っていますが、特に、北渡島檜山、後志、中空知、西胆振及び留萌の5圏域では、全国平均の1.5倍以上となっているなど、二次医療圏域で差が生じている現状にあります(図8参照)。

入院外医療費については、南渡島、後志、南空知、中空知、北空知、西胆振、東胆振、上川中部、上川北部、留萌及び釧路で全国平均を大きく上回っていますが、北渡

第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

島檜山、日高、富良野、宗谷、遠紋及び根室の6圏域で全国平均を下回っています(図9参照)。

歯科医療費については、札幌、後志、中空知、北空知、十勝及び釧路の6圏域で全国平均を大きく上回っていますが、南檜山、北渡島檜山、日高、富良野、留萌、宗谷、北網、遠紋及び根室の9圏域で全国平均を下回っています(図10参照)。

年齢階級別の推計新規入院発生率の状況を見ると、北海道の場合、0歳から4歳までの乳幼児や60歳以上の被保険者の発生率が特に高くなっているほか、いずれの年齢階級別で見ても全国を上回っています(表9参照)。

図7 二次医療圏域別一人当たり医療費(R2 合計)

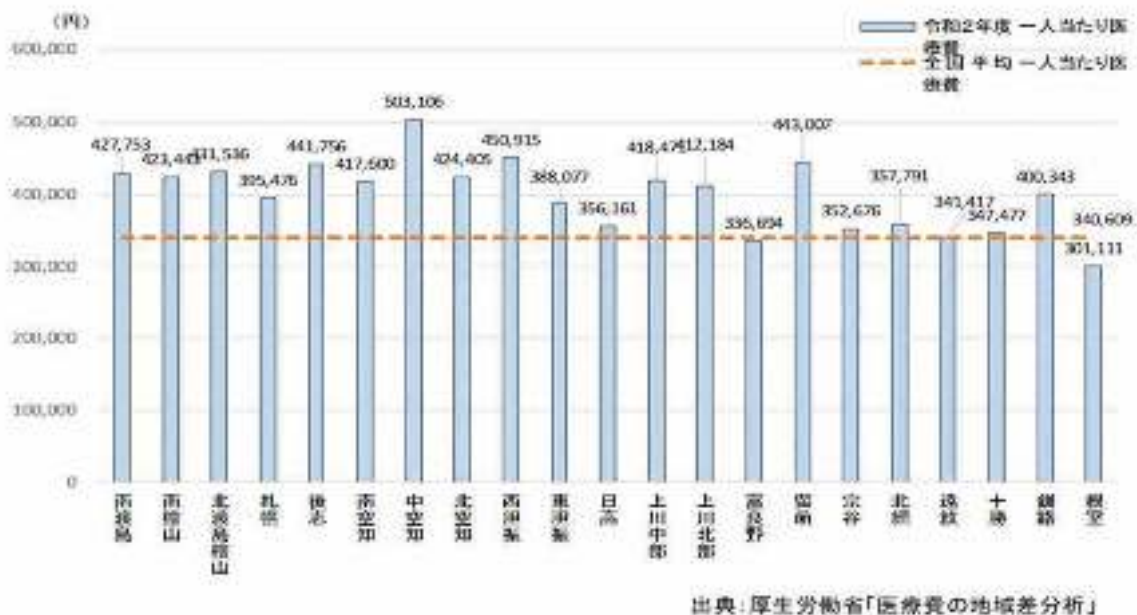
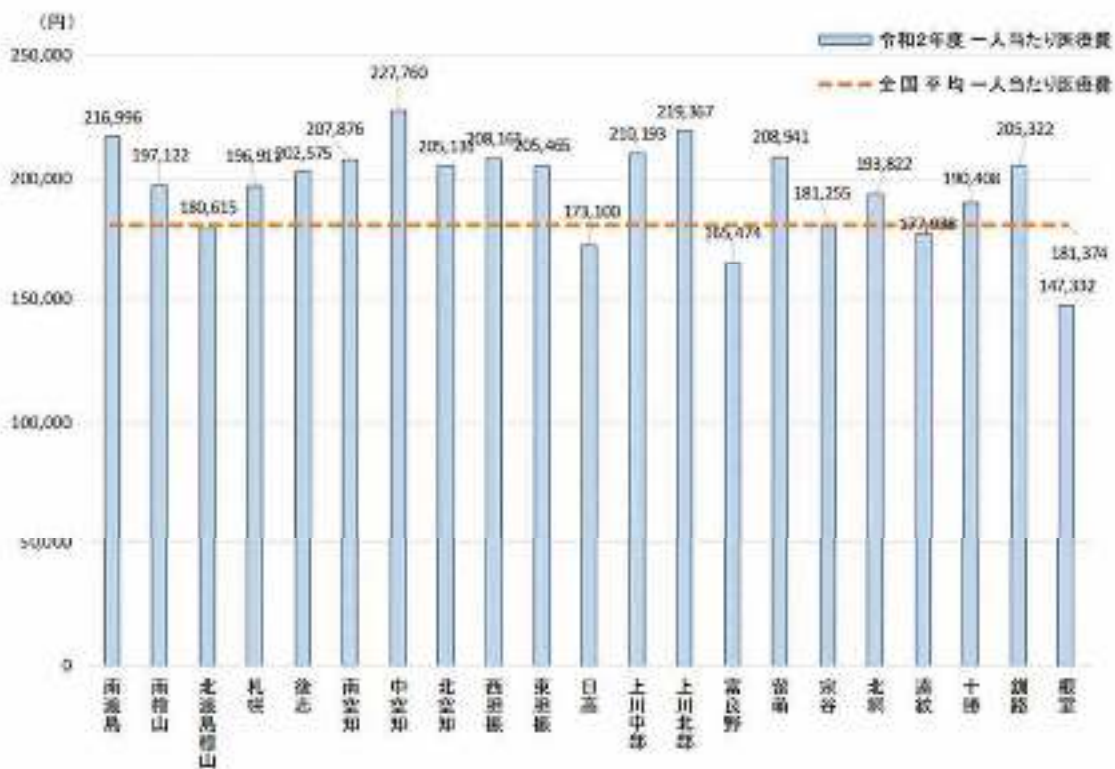


図8 二次医療圏域別一人当たり医療費(R2 入院)



出典:厚生労働省「医療費の地域差分析」

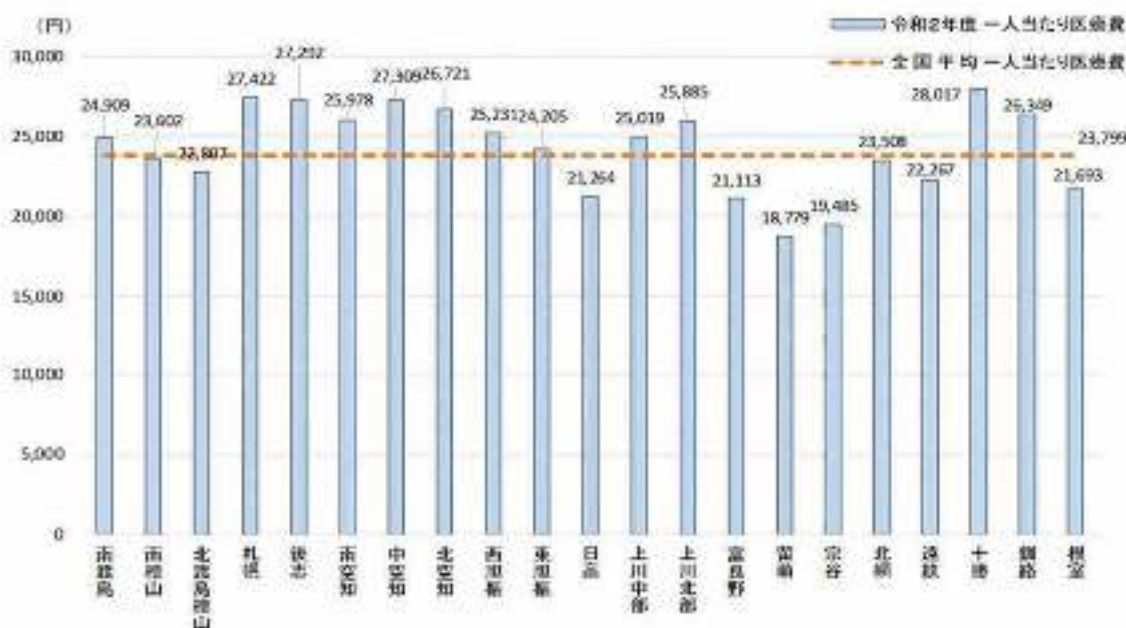
図9 二次医療圏域別一人当たり医療費(R2 入院外)



出典:厚生労働省「医療費の地域差分析」

第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

図10 二次医療圏域別一人当たり医療費(R2 歯科)



出典:厚生労働省「医療費の地域差分析」

表9 年齢階級別、推計新規入院発生率の推移 (単位:100人当たり件数)

区分	北海道				全国			
	H29	H30	R1	R2	H29	H30	R1	R2
年齢計	14.5	14.6	14.6	13.4	11.8	11.9	12.0	11.4
0～4歳	24.4	24.1	23.7	16.6	16.5	16.3	16.2	12.3
5～9歳	5.0	5.1	4.7	2.8	3.7	3.6	3.7	2.7
10～14歳	3.3	3.3	3.2	2.6	2.6	2.6	2.7	2.3
15～19歳	4.2	4.2	4.1	3.9	3.2	3.2	3.2	3.0
20～24歳	6.0	5.7	5.3	5.4	4.2	4.2	4.1	4.0
25～29歳	7.2	7.0	6.9	6.3	5.3	5.3	5.2	5.1
30～34歳	7.6	7.4	7.2	6.8	6.1	6.0	6.0	5.8
35～39歳	7.0	7.0	7.3	6.5	6.0	6.0	6.0	5.8
40～44歳	7.5	7.4	7.4	6.8	5.9	6.0	6.0	5.8
45～49歳	8.5	8.6	8.8	8.0	6.7	6.7	6.8	6.7
50～54歳	10.4	10.6	10.7	9.9	8.4	8.4	8.4	8.3
55～59歳	12.8	13.0	13.2	12.4	10.4	10.5	10.6	10.4
60～64歳	15.2	15.5	15.5	14.3	12.3	12.4	12.5	12.0
65～69歳	17.1	17.1	16.9	15.4	15.0	15.0	14.9	14.0
70～74歳	23.5	23.2	22.7	20.3	20.4	20.1	19.7	18.4

出典:厚生労働省「医療費の地域差分析」

(3) 二次医療圏別多発疾病の状況

北海道国保連合会が作成した「疾病分類(122分類)別多発疾病上位20傑の推移(件数構成割合)」により、令和2年5月診療分の状況を二次医療圏域ごとに見ると、「高血圧性疾患」が1位を占めており、ほとんどの圏域で「歯肉炎・歯周疾患」、「糖尿病」や「脂質異常症」がそれらに続いています。

表10 疾病分類(122分類)別多発疾病上位20傑の状況(件数構成割合)

(令和2年5月)

区分	高血圧性疾患	歯肉炎・歯周疾患	糖尿病	脂質異常症	関節症	眼及び付属器の疾患	胃・十二指腸	脳・神経系	皮膚病及び皮膚科	泌尿器	心疾患	癌及び悪性腫瘍
南渡島	①	②	③	⑤	⑥	④						
南檜山	①	②	③	⑤		⑥				④		
北渡島檜山	①	②	③	⑤	④	⑥						
札幌	①	②	③	④	⑤	⑥						
後志	①	②	③	④						⑥		⑤
南空知	①	②	③	④	⑤							⑥
中空知	①	②	③	④	⑤					⑥		
北空知	①	②	③	④	⑤		⑥					
西胆振	①	②	③	④	⑥	⑤						
東胆振	①	②	③	④		⑥	⑤					
日高	①	②	③	④					⑥		⑤	
上川中部	①	②	③	④	⑤	⑥						
上川北部	①	②	④	③	⑤		⑥					
富良野	①	②	④	③	⑤							⑥
留萌	①	③	④	②	⑤		⑥					
宗谷	①	②	③	④	⑥		⑤					
北網	①	②	③	④	⑥				⑤			
遠紋	①	②	③	④	⑤	⑥						
十勝	①	②	③	④	⑥							⑤
釧路	①	②	③	④	⑤				⑥			
根室	①	②	③	④	⑥			⑤				

北海道国保連合会「疾病分類(122分類)別多発疾病上位20傑の推移(件数構成割合)」の数値を基に道が算出。

※表内の数字は、件数の多い順位。上位6位まで表示。

(4) 医療供給体制と医療費の状況

全国的に病床数と入院診療費には強い相関関係が見られます。北海道の人口10万人当たりの病床数は令和2年10月1日現在で1,761床であり、全国1,195床の約1.47倍となっており、北海道の一人当たりの入院診療費を押し上げている要因の一つになっているものと考えられます(表11及び図11参照)。

また、二次医療圏域ごとに見ても、人口10万人当たりの病床数が一番少ない根室圏域が国保の一人当たり医療費も低く、中空知・西胆振圏域など人口10万人当たりの病床数が多い圏域は高い傾向になっています(図12参照)。

表 11 二次医療圏域別の一人当たり医療費の状況(R2)

区分	人口(※)10万人 当たり病床数	一人当たり 医療費 計(円)
南渡島	1,970	427,753
南檜山	2,096	423,443
北渡島檜山	2,236	431,536
札幌	1,716	395,476
後志	1,903	441,756
南空知	1,701	417,600
中空知	3,051	503,106
北空知	3,499	424,405
西胆振	2,888	450,915
東胆振	1,276	388,077
日高	1,245	356,161
上川中部	1,876	418,471
上川北部	1,582	412,184
富良野	1,512	336,694
留萌	1,754	443,007
宗谷	1,175	352,676
北網	1,454	357,791
遠紋	1,755	341,417
十勝	1,403	347,477
釧路	1,753	400,343
根室	978	301,111
北海道	1,761	397,600
全国	1,195	363,629

厚生労働省「医療費の地域差分析」及び
北海道「保健統計年報」の数値を基に道が算出。
※人口は、日本人人口のみで計算。

図11 全国の一人当たり医療費(入院診療費)と病床数の状況(R2)

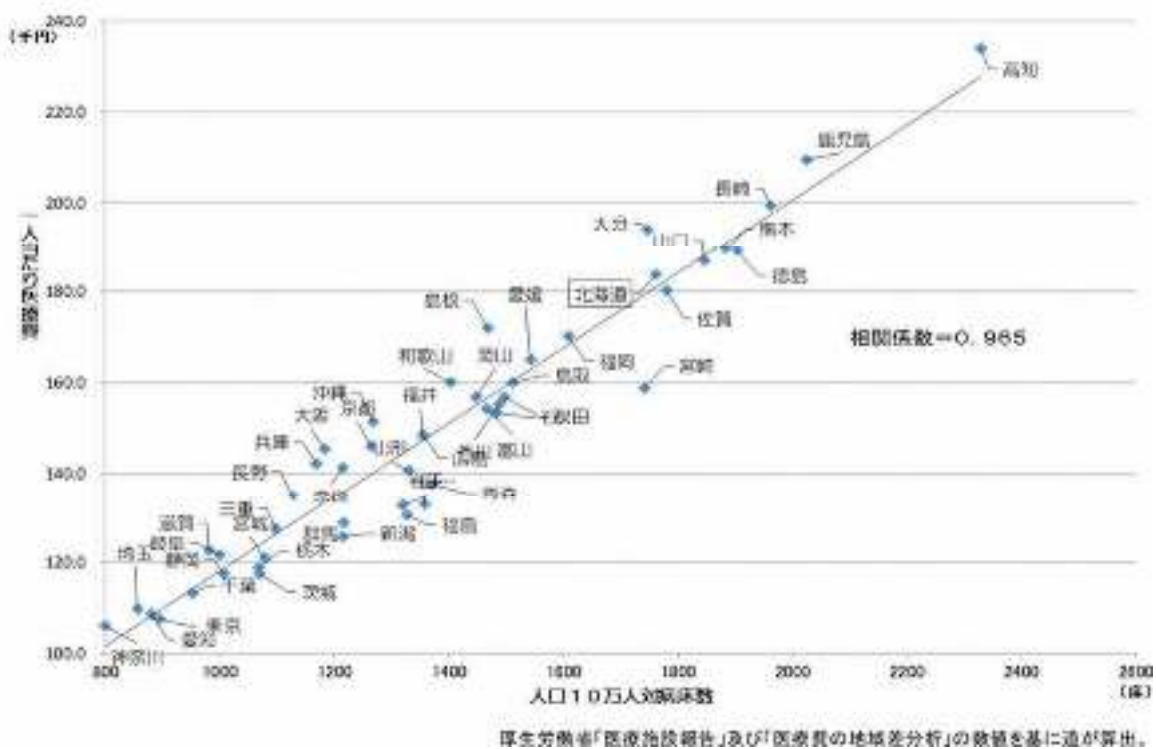
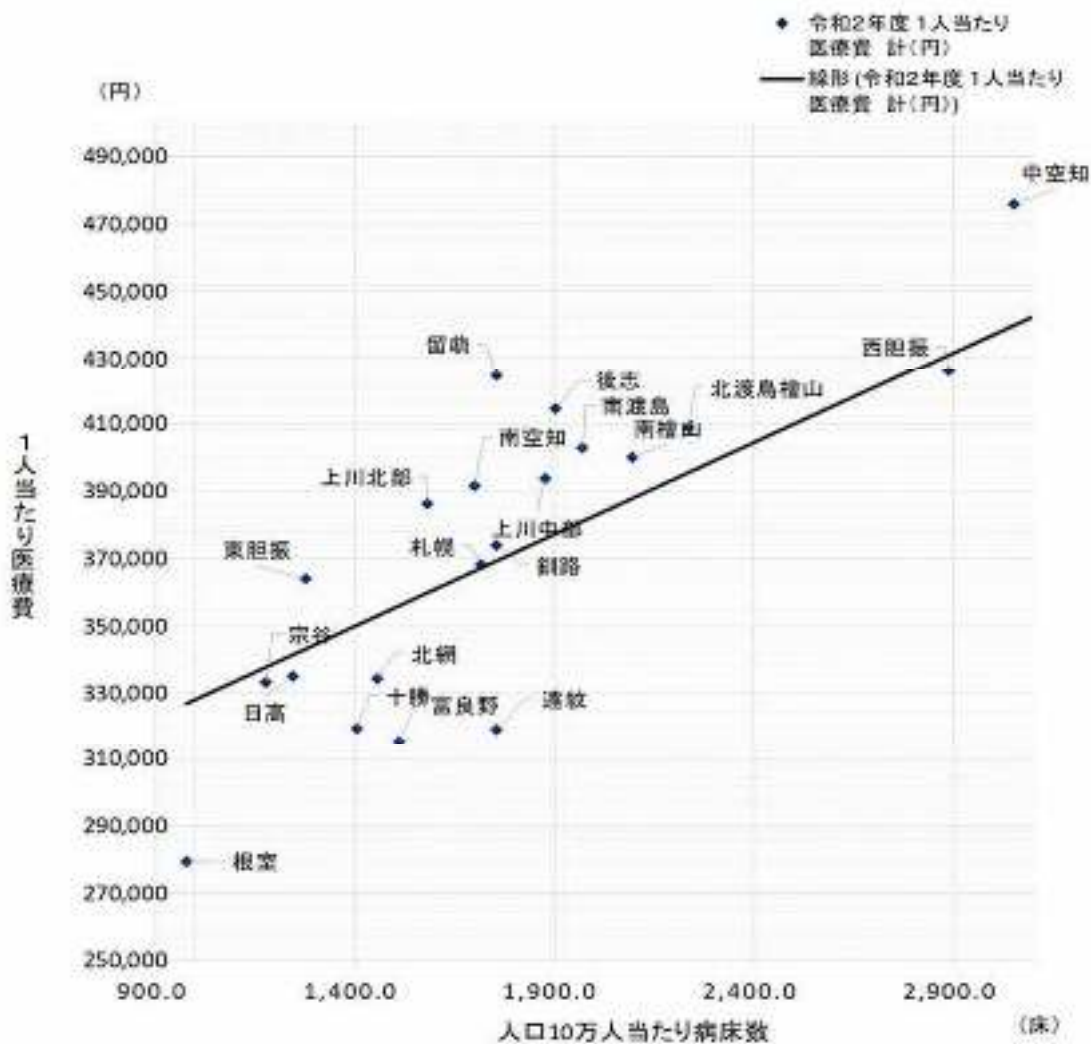


図12 一人当たり医療費と人口10万人当たり病床数の関係(R2)



厚生労働省「医療費の地域差分析」及び北海道「保健統計年報」の数値を基に道が算出。

(5) 医療費の将来の見通し

将来の医療費の見通しについて、第4期北海道医療費適正化計画では、計画期間(令和6年度から11年度)までの全道における医療費見込みを推計しており、北海道国民健康保険における推計値は下記のとおりです。

① 推計医療費(全道)

R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
<u>4,797</u> 億円	<u>4,722</u> 億円	<u>4,663</u> 億円	<u>4,634</u> 億円	<u>4,632</u> 億円	<u>4,656</u> 億円

② 一人当たり推計医療費

R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
<u>467,560</u> 円	<u>469,527</u> 円	<u>471,352</u> 円	<u>476,351</u> 円	<u>484,509</u> 円	<u>495,858</u> 円

③ 上記の推計方法

<推計医療費の算出方法(概要)>

国民健康保険医療費の見込み＝総医療費の見込み {入院医療費(病床機能の分化及び連携の推進の成果)＋入院外医療費・歯科医療費(医療費適正化の取組の効果)} ×国保医療費の割合

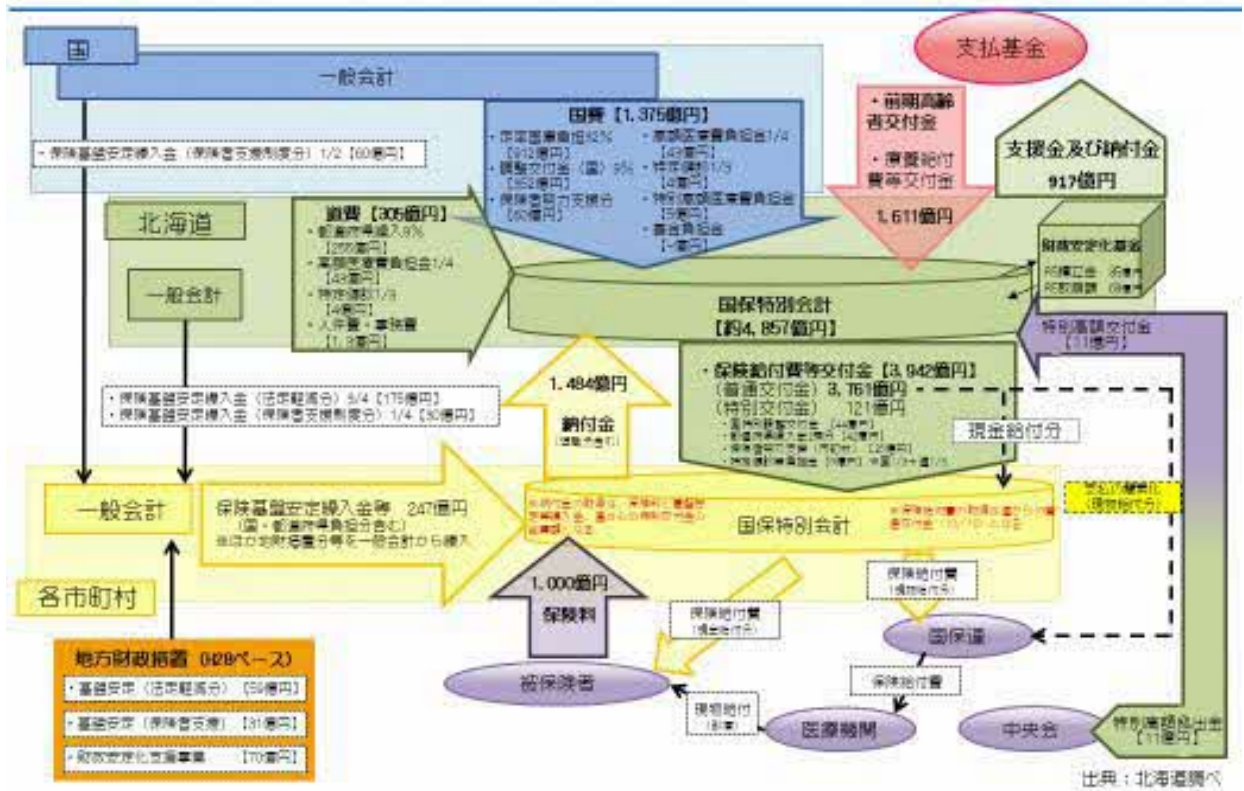
第2節 財政収支の改善と均衡

1 市町村国保財政運営の現状

平成30年度から道が財政運営の責任主体となって市町村と共同で国保運営を担うこととなり、全道の被保険者の医療費等を全市町村で負担する仕組みである国民健康保険事業費納付金*（以下「納付金」という。）制度が導入されたことから、各市町村は、道があらかじめ通知する年度ごとの納付金の額を道に納付し、道から交付される保険給付費等交付金により医療費等の財源を賅っています。

【市町村国保財政の基本的な仕組み(令和5年度予算)】

道におけるR5年度国保財政の基本的な枠組みイメージ



令和3年度の単年度決算における収支差引残（収入合計－支出合計）では、赤字は1保険者で、赤字総額は約6千万円となっています。

表12 収支差引残の状況及び法定外繰入の推移

区分	(単位:保険者数)				
	H29	H30	R1	R2	R3
収支差引残	146億円	67億円	81億円	87億円	77億円
黒字保険者数	144	149	151	152	156
剰余金	159億円	75億円	86億円	89億円	78億円
赤字保険者数	13	8	6	5	1
不足額	13億円	8億円	54億円	2億円	0.6億円
法定外繰入	108	99	92	94	93
金額	94億円	37億円	30億円	27億円	26億円

出典:北海道調べ

2 国保財政運営の基本的考え方

国保は、一会計年度単位で行う短期保険であることから、原則として、必要な支出を保険料（税）や国庫負担金などにより賄い、当該年度の特別会計の収支を均衡させる必要があります。

3 市町村国民健康保険特別会計

国保制度における市町村国民健康保険特別会計（以下「市町村国保特会」という。）においては、国の財政支援措置の拡充や納付金制度の導入により、今後年度内における一般会計からの法定外繰入の必要性が大幅に減少していくことが見込まれます。

また、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入については、解消・削減すべき赤字額として、段階的な解消に向けた取組が必要です（第2章第3節参照）。

なお、保険料水準の統一の終了を見据える中、市町村国保特会において、各々の実情に応じた財政調整機能を担うため、一定程度の市町村独自の基金の保有が必要です。保有額の目安については、納付金算定方法の変更に伴う納付金増大や、社会情勢の急激な変化に伴う所得の減少や収納率の低下など、納付金の確保が困難となる様々な要因のほか、市町村独自事業に係る財源充当などについて市町村と協議しながら、引き続き検討していきます。

4 北海道国民健康保険特別会計

北海道国民健康保険特別会計（以下「道国保特会」という。）においては、市町村の事業運営の健全化を念頭に、繰越金や黒字幅を必要以上に確保することのないよう、道内国保全体の財政状況のバランスを見極めながら運営します。

5 国民健康保険保険給付費等交付金

保険給付費等交付金は、国民健康保険条例等に規定されますが、道国保特会から市町村国保特会に交付されるもので、市町村の保険給付に要した費用を交付する役割を有する普通交付金と、市町村の個別の事情に着目した交付を行う特別交付金とがあります。

普通交付金は、市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の請求に基づき、その同額を交付するものです。

また、特別交付金は、

- ・国の特別調整交付金のうち市町村に交付される分
 - ・都道府県繰入金*のうち、個別の市町村に交付される分
 - ・市町村に対する保険者努力支援制度分
 - ・特定健康診査（以下「特定健診*」という。）及び特定保健指導*費用
- を交付するものです。

なお、普通交付金の保険給付費等交付金については、道が市町村からの請求に基づき、北海道国保連合会に対し交付金を直接支払うことが可能となる仕組みが設けられており、これにより、市町村の事務負担が軽減されると見込まれます。

第3節 赤字解消・削減の取組、目標年次等

1 赤字削減・解消計画

市町村は、計画的に赤字の削減・解消を図るため、削減・解消に向けた基本方針、目標設定、取組等について道と協議を行った上で、「赤字削減・解消計画」を策定します。

第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

なお、累積赤字については、「赤字削減・解消計画」を策定する必要はありませんが、任意の計画を策定し、計画的な削減・解消を目指すこととします。

また、保険料率の統一を進めるためには、累積赤字を含めて、市町村の段階的な赤字の解消に向けた取組と関係者を含めた情報・課題等の共有が必要なことから、すべての「赤字削減・解消計画」を公表することとします。

(1) 対象市町村

計画を策定すべき対象市町村は、決算において赤字（注）が生じ、赤字が生じた年度の翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村とします。

(注) 「赤字」とは、市町村国保特会（事業勘定）における「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金（以下「法定外繰入金」という。）」及び「繰上充用金*の新規増加分」とします。

ア 法定外繰入金について

法定外繰入金とは、毎年度、国民健康保険特別会計の収支決算における法定外一般会計繰入金のうち、「収支不足に伴う決算補填目的のもの」、「保険者の政策によるもの」及び「過年度の赤字によるもの」に該当するものとします。

イ 繰上充用金の新規増加分について

繰上充用金の新規増加分とは、「平成 28 年度以降に行った繰上充用金額のうち、平成 27 年度決算における平成 28 年度からの繰上充用金相当額を超過する額」及び「累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金を除く前年度増加分」とします。

ウ 累積赤字について

累積赤字とは、「平成 27 年度決算における平成 28 年度からの繰上充用金相当額」とします。

(2) 計画の内容

赤字の原因を分析した上で、赤字削減・解消のための基本方針、具体的な取組内容（保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上対策の取組等）を定めるとともに、赤字削減の目標年次及び年次毎の計画を定めることとします。

2 赤字解消・削減の取組や目標年次の設定の方法

(1) 赤字解消・削減の取組

赤字市町村は、医療費の動向や適正な保険料率の設定、収納率等に関する要因分析を行った上で、赤字の解消・削減に向けた必要な対策を整理した「赤字削減・解消計画」を策定し、道に報告することとします。

計画の策定にあたり道は、市町村と十分に協議を行い、赤字削減・解消の取組や目標年次等の設定について助言を行います。

また、新たに赤字が発生した市町村で、財政安定化基金を活用することにより赤字を解消する場合は、貸付年度の翌々年度以降の納付金に上乘せすることとし、原則 3 年で償還することとします。

(2) 赤字解消・削減の目標年次

「赤字削減・解消計画」の策定において、目標年次は可能な限り短期間で設定することを基本としますが、赤字が多額になっているなど、短期間で赤字の解消が困難な市町村は、激変緩和措置の実施期間を参考に、6 年以内を基本とした計画を策定し、段階的な赤字の解消に取り組むこととします。

なお、保険料（税）の急激な上昇を避けることなどから目標年次を 6 年以内とすることが困難な場合については、その実情に応じて、できるだけ早期の解消に努めます。

また、新たに法定外繰入等を行う市町村が発生した場合は、令和 12 年度までに赤字

を解消する計画を策定することとします。

(3) 納付金算定における措置

納付金の算定及び配分において赤字に対する措置は行わず、また、被保険者の保険料(税)負担上昇に伴う激変緩和措置において、赤字を解消することによる保険料(税)負担の変化相当分は対象としないこととします。

<参考>令和3年度決算時点での「赤字削減・解消計画」策定市町村数等

赤字市町村数： 11市町村	赤字額： 約3.7億円
---------------	-------------

出典:北海道調べ

第4節 財政安定化基金の使用

1 財政安定化基金の設置

国保事業の財政安定化のため、給付費増や保険料(税)収納不足により財源不足となった場合に備え、法定外の一般会計繰入を行う必要がないよう、道国保特会や市町村に対し貸付及び交付を主に行う財政安定化基金を設置しています。

2 基金の使用の基本的な考え方

財政安定化基金の使用については、北海道国民健康保険財政安定化基金条例に規定されますが、基本的な考え方については次のとおりとします。

(1) 貸付金

<市町村に対する貸付>

① 貸付要件

保険料(税)収納額の低下により財源不足となった場合。

② 貸付額(地方債)

貸付を受けようとする市町村の申請額に基づき、市町村が標準保険料率を基礎として適正な賦課を行うことを前提に、道が保険料(税)収納不足額を算定し、地方債として貸付額(無利子)を決定。

③ 貸付額の償還

貸付年度の翌々年度から、原則3年で償還(基金へ積み戻し)。

<道に対する貸付>

① 貸付要件

保険給付費が増大したこと等により財源不足となった場合。

② 貸付額

財源不足額について、財政安定化基金を取り崩し、道国保特会に繰入を行う。

③ 貸付額の償還

貸付年度の翌々年度以降納付金に含めて市町村から徴収し償還(基金へ積み戻し)。

(2) 交付金

① 交付要件

災害の発生など、多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたことにより、収納額の低下につながる大きな影響が生じるなど、「特別な事情」と認められる場合。

第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

② 交付額

収納不足額の2分の1以内とし、市町村の「特別な事情」や収納率目標の設定状況等に応じて、道がその交付の範囲を決定。

③ 交付額の補填

国・道・市町村がそれぞれ3分の1ずつを交付年度の翌々年度に補填（基金へ積み戻し）。

このうち市町村分については、道内すべての市町村で補填。

(3) 財政調整事業

道国保特会の決算剰余金を基金に積み立て、納付金の著しい上昇の抑制等のために基金を取り崩すことで、年度間の財政調整を行います。

第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

第1節 目指す姿

北海道においては、所得水準*や医療費水準*の地域差が非常に大きく、地域における被保険者の影響を考慮し、可能な限り激変が生じないよう調整しながら、被保険者間の負担の公平化を進めていくこととします。

第2節 現状

1 保険料(税)の賦課状況

国保事業に要する費用を賄う方法として、法を根拠とする保険料と地方税法を根拠とする保険税の2種類の徴収金があります。

道内では、保険料を賦課している市町村が市を中心に21市町村、保険税を賦課している市町村が158市町村となっています。

(R3)	
保険料方式	21市町村
保険税方式	158市町村

厚生労働省「国民健康保険事業年報」の数値を基に道が算出。

2 保険料(税)の賦課方式

保険料(税)の賦課方式としては、所得割*・被保険者均等割(以下「均等割」という。)*・世帯別平等割(以下「平等割」という。)*の三方式を採用する市町村が102市町村、それに資産割*を加えた四方式を採用している市町村が77市町村となっています。かつては資産を有する農林水産業及び自営業者が国保の被保険者の中心だったこともあり、四方式を採用する市町村が多数でしたが、現在では三方式が多くなっており、被保険者数と世帯数でみると全道の8割以上が三方式の対象となっています。

表 13 賦課方式別の市町村数及び被保険者数(R3年4月1日現在)

区分	市町村数	被保険者数	世帯数	
			割合	割合
三方式	76	994,519	82.4%	656,867 84.2%
四方式	103	213,052	17.6%	123,236 15.8%

厚生労働省「国民健康保険事業年報」の数値を基に道が算出。

3 応能割*と応益割*の賦課割合

道内の市町村における賦課割合は、応能割の方が高いところが多くなっており、市よりも町村の方が応能割の賦課割合が高くなっています。

また、応益割の内訳である均等割と平等割との割合については、旧政令(改正前国民健康保険法施行令)に定める標準的な賦課割合35:15と比較して、均等割より平等割の方が高い割合になっています。

第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

表 14 令和3年度賦課状況における市町村の標準割合(医療分・一般)

(単位:%)

	応能割			応益割		
		所得割	資産割	被保険者均等割	世帯別平等割	
市町村計	56.08	55.30	0.78	43.92	24.41	19.51
市	52.64	52.49	0.15	47.36	25.29	22.07
町村	64.68	62.32	2.36	35.32	22.23	13.09

厚生労働省「国民健康保険事業年報」の数値を基に道が算出。

4 賦課限度額*の設定状況

保険料(税)については、法に基づき政令(国民健康保険法施行令)に定める額(以下「法定額」という。)を上限として賦課限度額を定めることとされており、多数の市町村は法定額と同額の賦課限度額を設定していますが、法定額を下回る額を設定している市町村もあります。

表 15 賦課限度額の設定状況(R3)

区分	法定額	法定額と同額の市町村数	法定額との差額別の市町村数			計
			△1万円以内	△2万円以内 ～△1万円超え	△2万円超え	
医療分	63万円	171	0	5	3	179
後期高齢者支援金分	19万円	178	0	0	1	179
介護納付金分	17万円	172	6	0	1	179

厚生労働省「国民健康保険事業年報」の数値を基に道が算出。

5 地域差(保険者間)の状況

広大な面積の中で人口が分散しているなど地域特性がある北海道は、所得や医療費などの水準が地域によって大きな差があります。

このため、医療分の保険料(率)の状況を見ると、所得割・均等割・平等割ごとにそれぞれ大きな差があります。

表 16 地域(保険者)差の状況(R3)

項目	最大	道平均	最小	対比
一人当たり療養諸費(万円)	赤平市 : 62.8	42.1	占冠村 : 23.1	2.7倍
一人当たり所得額(万円)	猿払村 : 258.6	64.0	赤平市 : 28.3	9.1倍
一人当たり保険料(万円)	小清水町 : 16.1	9.3	赤平市 : 5.5	2.9倍
収納率・現年度分(%)	奥尻町 : 100.00	95.96	帯広市 : 92.02	—
人口に占める国保被保険者の割合(%)	浜中町 : 41.8	19.9	千歳市 : 15.3	2.7倍
国保被保険者全体における65歳～74歳の割合(%)	奥尻町 : 60.0	48.0	猿払村 : 20.2	2.9倍

厚生労働省「国民健康保険事業年報」及び「国民健康保険実態調査」の数値を基に道が算出。

※人口に占める割合の分母は、「住民基本台帳(R4.1.1現在)」

表 17 令和3年度における保険料(率)の状況(医療分・一般)

最大/最小		応能割(%)		応益割(円)		備考
		所得割	資産割	均等割	平等割	
所得割	泊村	12.30	84.30	7,200	19,700	最大/最小の対比 4.6倍
	沼田町	2.66	50.00	33,700	28,300	
被保険者均等割	北竜町	5.81	7.67	38,000	35,000	最大/最小の対比 5.3倍
	泊村	12.30	84.30	7,200	19,700	
世帯別平等割	浦幌町	6.30	30.00	14,800	42,000	最大/最小の対比 4.2倍
	上砂川町	7.00	-	14,000	10,000	

出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」
なお、対比については出典数値を基に道が算出。

第3節 保険料水準の統一

1 保険料水準の統一について

国のガイドライン（厚生労働省保険局長通知「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」）等では、市町村間の保険料(税)の違いなど市町村国保が抱える構造的な課題に対応し、負担の公平化を進めるため、将来的に保険料水準の統一（同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準）を目指すこととしており、国民健康保険法の改正により、都道府県国民健康保険運営方針において、保険料水準の平準化に関する記載を義務づけています。

(1) 保険料水準の統一等の定義

全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、市町村が定める保険料率を道が示す全市町村統一の標準保険料率（以下「統一保険料率」という。）と同率とすることをもって、「保険料水準の統一」と定義します。

なお、納付金算定に当たって $\alpha=0$ （年齢調整後の医療費水準を反映させない）とすること（第3章第4節及び第3章第7節1②参照）により、全道で納付金の配分基準が統一されることをもって「納付金ベースの統一」と定義し、納付金ベースの統一後、保険料水準の統一までの過程を「保険料水準の準統一」と定義します。

(2) 保険料水準の統一に向けた基本的考え方

国保制度は、納付金制度の導入により、全道の被保険者の医療費等を全市町村で負担する仕組みになりました。しかし、市町村ごとの医療費水準を納付金算定に反映する仕組みでは、小規模市町村ほど医療費の増加が保険料(税)負担に与える影響が大きくなるリスクが高まることから、令和6（2024）年度以降、納付金ベースの統一を実施することとします。

こうした納付金ベースの統一や、医療費適正化に向けた取組によって、被保険者の将来的な保険給付の確保や急激な保険料(税)負担の増加抑制が図られ、持続可能で安定的な国保制度が見込まれます。

これらはすべての被保険者への公平な受益となるものであり、対価となる保険料(税)も能力に応じた公平な負担が必要です。

しかし、納付金ベースの統一達成後も、被保険者が負担する保険料(税)は、賦課方式等の違いや、市町村間の個別歳入・歳出の違い、収納率差等によって、同一所得・同一世帯構成であっても、市町村ごとに異なることから、令和12（2030）年度を目途に保険料水準の統一を目指します。

2 保険料水準の統一に向けた課題

第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

保険料水準の統一に向けて、次の課題があります。

(1) 資産割の廃止

統一保険料率における賦課方式は、所得割・均等割・平等割の3つを要素とする、いわゆる三方式に統一します。そのため、資産割を賦課している市町村は、将来に向け資産割の廃止が必要ですが、それによって被保険者の保険料(税)負担に急激な影響があることが想定されるため、令和8(2026)年度までを経過期間とし、令和9(2027)年度から三方式の統一を目指します。

(2) 賦課限度額の統一

負担能力に応じて公平に保険料(税)を負担するとの観点から、法定額に統一することが必要です。

(3) 市町村個別の歳入・歳出の共通化

保険料水準の統一後は、安定した国保制度の運営のための費用は全道の被保険者で負担し、交付金は全道の被保険者の負担抑制のために使用するため、市町村個別の歳入・歳出の共通化が必要であり、それらの費用と課題は次のとおりです。また、保険料水準の統一に向けては、こうした共通化による被保険者の保険料(税)負担の急激な激変を緩和するため、令和9(2027)年度を目途に原則全項目の共通化(一部インセンティブ交付分等を除く)を実施し、令和12(2030)年度に向け安定的な保険料(税)率設定が可能となるよう、一定の納付金調整の実施について検討してまいります。

【歳入】

(ア) 国の特別調整交付金及び保険者努力支援制度交付金(市町村分)

(イ) 保険者努力支援制度交付金(道交付分)

(ウ) 都道府県繰入金(2号分)*

安定的な国保制度の運営には、医療費適正化に向けた取組が重要であり、その取組に当たっては、当面の間、上記(ア)から(ウ)の歳入(インセンティブ交付分)を効果的に活用することとしますが、今後、共通化に向けた具体的方法とその時期を検討する必要があります。

なお、財政安定化支援事業については、国民健康保険財政の健全化と保険料(税)負担の平準化に資するための一般会計繰出に要する経費であり、負担能力が特に不足していること及び高齢者が多いことに着目して地方財政措置で支援する事業であることから、その事業趣旨及び納付金への影響を考慮し、納付金ベースの統一($\alpha=0$)及び所得反映係数 β を北海道 β に設定する令和6年度納付金算定に併せ10割ベースにより共通化を実施します。

【歳出】

(ア) 地方単独事業*減額調整分

各市町村が、重度障がい、ひとり親の経済的負担を軽減するための事業を行っている場合、国庫負担金が減額調整され、その金額は市町村の事業の内容によって異なり、被保険者の保険料(税)負担額に影響します。

保険料水準の統一に向けてどのように費用を共通化するかについて検討する必要があります。

(イ) 保健事業費・特定健診等に要する費用

現状、各市町村が実施している保健事業に要する費用は、事業内容の違い等によって異なっていることから、保険料水準の統一が図られた際の保健事業のあり方や費用負担のあり方について検討します。

(ウ) 保険料(税)減免に要する費用

誰にでも一時的に保険料(税)を納めることができない事情は起こり得ることから、その負担軽減に要する費用の算定を全道で共通化することが必要です。

現状、各市町村が条例の定めで行っている保険料(税)減免の運用には差があり、そ

れに要する費用も異なっており、算定方法等を共通化するための枠組を検討します。

(4) 市町村間の収納率による保険料負担差の公平化

北海道全体の収納率は年々向上していますが、依然として市町村間の収納率の差は7ポイント以上の開きがあります(令和3年度:最高収納100%、最低収納率92.02%)。市町村間の収納率の差は、被保険者間の保険料(税)負担の差に繋がることから、収納事務の平準化及び収納率の向上による収納率差の縮小に資する取組が必要です。

また、加入者負担の公平化に向け、各市町村の収納事務を平準化した上で、なお残る収納率差による保険料負担差については、全道で公平化することを目指します。

(5) 決算補填等目的の法定外繰入の解消

納付金制度においては、市町村の法定外繰入の有無によって被保険者の保険料(税)負担額に不均衡が生ずることから、法定外繰入を解消することが必要です。

法定外繰入の解消に向けては、「第2章第3節 2赤字解消・削減の取組や目標年次の設定の方法」に記載した取組を進めていきます。

3 保険料率算定における応能・応益割合の変更

保険料水準の統一によって生じる被保険者負担の激変を緩和するためには、今後、市町村が、道の示す市町村標準保険料率算定の基礎となった応能割額の割合と応益割額の割合に段階的に合わせていくことが必要です。

4 統一保険料率に合わせた条例の改正

市町村が定める保険料(税)率は、令和12(2030)年度以降、原則、統一保険料率と同率とするため、市町村においては、統一保険料率に合わせた条例の改正が必要です。

なお、これによる事務負担の軽減に資する市町村支援について検討します。

第4節 納付金の算定方法

納付金制度は、全道の被保険者の医療費等を全市町村で負担する仕組みです。その導入により、市町村ごとではなく広域な単位で支え合うことになり、保険料(率)の平準化や小規模保険者のリスク分散がなされ、道全体で、被保険者の公平な負担へと近づいていきます。

納付金の算定方法は、国のガイドラインに示された算定方式(31頁参照)を基本とし、各市町村の納付金は、市町村の算定項目(所得、被保険者数・世帯数)が全道に占める割合(シェア)を基本に個別に算定されます。

なお、納付金については、道の国民健康保険条例に規定されますが、各項目の基本的考え方については、次のとおりとします。

1 応能割と応益割との構成割合(所得反映係数 β の設定)等

(1) 所得反映係数 β の設定

β は所得のシェアをどの程度反映するかを調整し、全道での応能割と応益割との構成割合を定める係数であり、全国平均を1とした場合の北海道の所得水準で設定することが国のガイドラインで原則とされています。(この場合の設定値を「北海道 β 」といいます。)

道の場合、所得水準が全国平均よりも低くなっており、北海道 β (国が示した令和5年度所得係数では0.913)を用いると、応能割と応益割との構成割合が全道段階では

第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

48 : 52 となります (※)。

※所得水準が全国平均である都道府県 ($\beta = 1$) においては、応能割と応益割との構成割合が都道府県段階で政令の標準構成割合と同じ 50 : 50 になる。

(2) 所得水準の算定

所得水準の算定に用いる所得は、過去3か年の平均を用いることとします。

なお、国のガイドラインに沿った納付金の算定方法に加え、市町村ごとに世帯単位の所得に応じた調整を行うこととします。

2 応益割における均等割と平等割との賦課割合

市町村標準保険料率の均等割と平等割の賦課割合は、道内市町村の実態に即した(平均的な)割合である(60 : 40)を基本に設定します。

3 医療費水準の反映割合 (α の設定)

国のガイドラインでは、市町村間で医療費水準に差がある場合、年齢調整後の医療費指数を各市町村の納付金に反映させること ($\alpha = 1$) や、統一的な保険料水準とする観点から医療費指数を反映させないこと ($\alpha = 0$) が可能とされています。

道では、市町村では抑制できない医療費急増等のリスクを分散させ、今後の保険料(税)負担の増加を緩やかにすることで安定的な国保制度の維持を図る観点から、令和6年度から納付金配分に医療費水準を反映しないこと ($\alpha = 0$) とします。

4 高額医療費*の共同負担

小規模保険者のリスクを更に軽減させる観点から、高額医療費(80万円超)を市町村が共同負担することとします。

5 必要総額の調整 (γ の設定)

γ は、各市町村の納付金額の積み上げが医療費水準などの影響で道の必要総額と異なる場合、必要総額に合わせるための調整係数であり、この係数を用いて各市町村の納付金額の調整を行います。

6 賦課限度額

賦課限度額は、道内では政令に定める基準どおりとしている市町村が8割以上となっており、公平な算定という観点からも、当該基準による賦課限度額で設定します。

7 納付金の精算

市町村の国保運営の安定化のため、道と各市町村とが、個別に精算を行うことはありません。

第5節 標準的な保険料(税)の算定方式

道は、将来的な保険料負担の平準化と標準的な被保険者負担の見える化を進める観点か

ら、「標準的な保険料(税)の算定方式に基づく市町村ごとの標準保険料率」と「各市町村の算定方式を基に算定した保険料率」とを示すこととします。

また、市町村標準保険料率では、各市町村の所得水準に応じた構成割合(応能割:応益割)となり、市町村間で保険料(税)が同程度に近づくことから、市町村はその構成割合、賦課方式(三方式)を参考に、所得や被保険者数、世帯状況など、それぞれの状況に応じた保険料率を定めることとします。

1 標準的な保険料(税)の算定方式

かつては資産を有する農林水産業及び自営業者が国保の被保険者の中心でしたが、現在は就業構造が変化し、無職者や低所得者が多いこと、また、応能負担である資産割に用いる固定資産は居住用資産も対象としていることから、資産割を除いた三方式とします。

2 標準的な収納率

標準的な収納率は、市町村における収納率目標とは異なり、道が市町村標準保険料率を算定するに当たっての基礎となる数値です。

仮に実態よりも大幅に高い収納率で市町村標準保険料率を算定した場合には、その市町村標準保険料率を参考にした市町村は、本来必要な保険料(税)収入を確保することができなくなるおそれがあります。

このため、標準的な収納率の設定については、道内市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準とし、低い収納率になりすぎないようにしながら、市町村ごとに設定することとします。

具体的には、過去3か年の収納率の平均値を標準的な収納率とします。また、3か年平均の実績で99%を超えている市町村については、99%で固定することを原則とし、必要に応じて個別に協議を行うこととします。

3 健康づくりの費用

健康づくりの費用(保健事業費)については各市町村で取組状況が異なるため、当面的間、納付金には含めませんが、市町村標準保険料率の算定上は、納付金に加算して算定することとします。

今後、保険料水準の統一に向け、納付金算定総額への算入について検討していきます。

4 市町村標準保険料率

- (1) 市町村標準保険料率の算定に必要な保険料(税)収納必要額を道が定める標準的な収納率で割り戻した後に、当該市町村の被保険者数や所得金額、算定方式等に基づき、標準保険料率(三方式)を算定し、市町村に示します。
- (2) 市町村が四方式を用いている場合は、それによる標準保険料率も算定し、市町村に示します。
- (3) 市町村は、市町村標準保険料率等を参考に、市町村における所得や世帯状況など、それぞれの状況に応じた保険料率を定めます。

第6節 納付金算定における葬祭費及び出産育児一時金の取扱い

第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

葬祭費の支給額については、どこの市町村に住んでいても同額の給付が受けられるよう、支給金額を3万円に統一し、保険給付費等交付金の対象とし、納付金算定総額に含めて納付金算定を行います。

出産育児一時金については、現在、産科医療補償制度加入施設での出産の場合は、支給額が統一されており、葬祭費と同様に、保険給付費等交付金の対象とし、納付金算定総額に含めて納付金算定を行います。

第7節 納付金及び標準保険料率算定の全体像

1 医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の算定

納付金の算定を行うに当たって、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は考慮する要素が異なるため、それぞれ個別に納付金総額と市町村ごとの納付金額を算定することとし、最終的に合算します。

同様に、標準保険料率についても、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分をそれぞれ個別に算出します。

納付金・激変緩和措置・標準保険料率の算定に係る全体像

① 納付金算定の設定項目

区分	国ガイドライン	北海道		備考	
		令和6年～	令和12年 (統一保険料)		
医療分	医療費指数反映係数 (α) [P28]	0～1	0 (納付金ベースの統一)	同左	
	高額医療費共同負担 [P28]	実施できる。	実施する。	—	
	所得反映係数 (β ・北海道 β) [P27]	〔0～上限なし〕 全国平均と比較した各都道府県の所得水準に応じて設定するのが原則。	北海道 β	同左	令和5年度所得係数は0.913。
	応能割と応益割との全道段階の比率 [P27]	〔北海道 β : 1〕 が基本	48 : 52	同左	β (北海道 β) に連動。
	所得水準の精緻化 [P28]	—	世帯単位で更なる調整を実施。		
葬祭費・出産育児一時金 [P29]	任意	納付金に含めて算定。			
後期高齢者支援金分 介護納付金分 [P30]	個別に納付金額を算定し、合算。	同左 ※所得反映係数及び所得水準の精緻化については、医療分と同様の措置を講じる。			
統一保険料実現に向けた公費共通化対象項目	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金 ・ 財政安定化支援事業 ・ 国特別調整交付金(精神・結核のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健事業費 ・ 特定健康診査に要する費用 ・ 国特別調整交付金 ・ 努力支援制度交付金(都道府県分) ・ 都道府県2号繰入金 ・ 保険者支援分 ・ 過年度保険料収納額 		

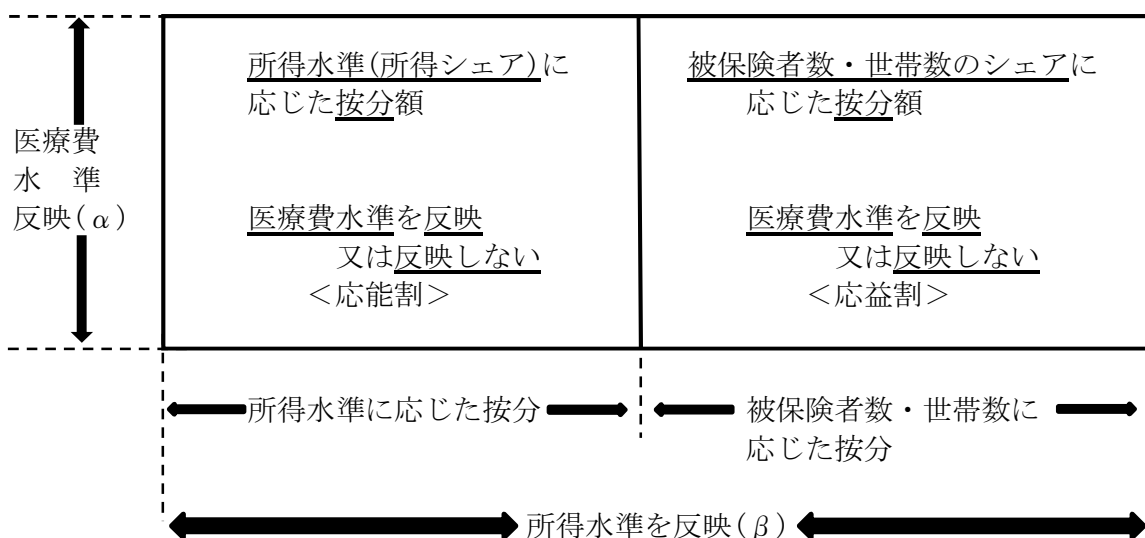
第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

② 納付金算定の数式

市町村の納付金の額
 = (北海道での必要総額)
 $\times \{ \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) + 1 \}$
 $\times \{ \beta \cdot (\text{所得のシェア}) + 1 \cdot (\text{被保険者数} \cdot \text{世帯数のシェア}) \} / (1 + \beta)$
 $\times \gamma$

- ※ 国のガイドラインで示されている納付金算定式。
- ※ 今後の納付金算定の基本となるが、これと異なる算式とすることも検討対象。

【納付金算定のイメージ】



- 「シェア」とは、各市町村の算定項目（所得、被保険者数、世帯数）が全道に占める割合。
- 医療費水準をどの程度反映するかは、係数 α により調整。
- 所得シェアをどの程度反映して、応能割と応益割との割合をどのようにするかは、係数 β により調整。

③ 市町村標準保険料率[P28]の算定に必要な保険料収納必要額の算定

各市町村の収納必要額 =
 納付金 + 健康づくり等の費用[P29] - 保険者努力支援制度の交付金等

④ 市町村標準保険料率の算定

- ・ 標準的な収納率[P29]は、過去3か年平均を用いる。
- ・ 市町村の保険料総額 = 収納必要額 ÷ 標準的な収納率
- ・ 市町村標準保険料率 = 市町村の保険料総額を基に算定。

【令和5年度】納付金(①~④)・保険料収納必要額(⑤)・標準保険料率(⑥)算定の主な流れ

① 全道で必要な納付金総額を算出。
 ◆ 医療費などの見込みから国交付金などを除いて算出。

○ 納付金総額 = 医療費等 - 国・道交付金 - 前期高齢者交付金等
 (約 1,484 億円) (約 4,703 億円) (約 1,597 億円) (約 1,622 億円)

② 所得水準の反映係数 β を設定し、応能割分と応益割分の道全体額を算出。
 ◆ 「所得水準の反映度」と「[道全体での]応能割と応益割との比率」とを設定。
 ※ 応能割：所得割のみ
 ※ 応益割：被保険者均等割+世帯別平等割
 ◆ 応益割について、被保険者均等割と世帯別平等割との比率を設定。
 ※ 被保険者均等割：世帯別平等割=60：40 とする。

- 「所得水準の反映度」は所得の高い市町村への影響を考慮し、国基準である北海道 β (R5：0.913) よりも低い $\beta=0.82$ で設定。※R6 より北海道 β にて算定
 ○ 上記により、道全体で、応能割：応益割=45：55 となる。

道 全 体 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応能割分：約 1,484 億円 \times 0.45 = 約 668 億円 (ア) ・ 応益割分：約 1,484 億円 \times 0.55 = 約 816 億円 (イ) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 〔 被保険者均等割分：約 816 億円 \times 60/100 = 約 490 億円 〕 〔 世帯別平等割分：約 816 億円 \times 40/100 = 約 326 億円 〕 </div>
------------------	---

③ ②の応能割分と応益割分に市町村ごとの各シェアを乗じて算出したものを合算して、各市町村の配分額を算定。

- 当該市町村の応能割分
 = (ア) \times 当該市町村の所得が全道に占める割合 (所得シェア)
 ○ 当該市町村の応益割分
 = (イ) \times 当該市町村の被保険者数と世帯数が全道に占める割合 (被保険者・世帯シェア)

④ 医療費水準の反映係数 α を設定し、各市町村の医療費指数と③の各市町村の配分額とに乘じて納付金の額 (市町村ごとの納付金基礎額) を算定。

- 医療費水準の反映係数 α は、0.5 で設定。※R6 より $\alpha=0$ にて算定
 {
 ・ 保険財政共同安定化事業の拠金割合の多くが、被保険者割と医療費割との比率を 50 対 50 で設定している。
 ・ 保険料水準の統一への道筋をつける。
 ○ 各市町村の医療費指数は、高額医療費 (80 万円超分) 共同負担を反映して算出。
 ○ 各市町村の納付金額 = { $\alpha \times$ (市町村ごとの医療費指数 - 1) + 1 } \times ③
 ※ 納付金の内訳である「医療分」と「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」のうち「医療分」にのみ医療費水準を反映する。

⑤ ④に市町村ごとの健康づくりなどの費用を加えたものから、保険者努力支援制度の交付金等を差し引いて、各市町村の「保険料収納必要額」を算定。

○ 各市町村の保険料収納必要額
 = ④ + 健康づくり等の費用 - 保険者努力支援制度の交付金等

⑥ ⑤を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻して、当該市町村の「保険料総額」を算出した上で、それを基に市町村標準保険料率を算定。

- 標準的な収納率は、過去3か年平均を用いる。
 ○ 市町村の保険料総額 = ⑤ \div 標準的な収納率
 ○ 市町村標準保険料率 = 市町村の保険料総額を基に算定

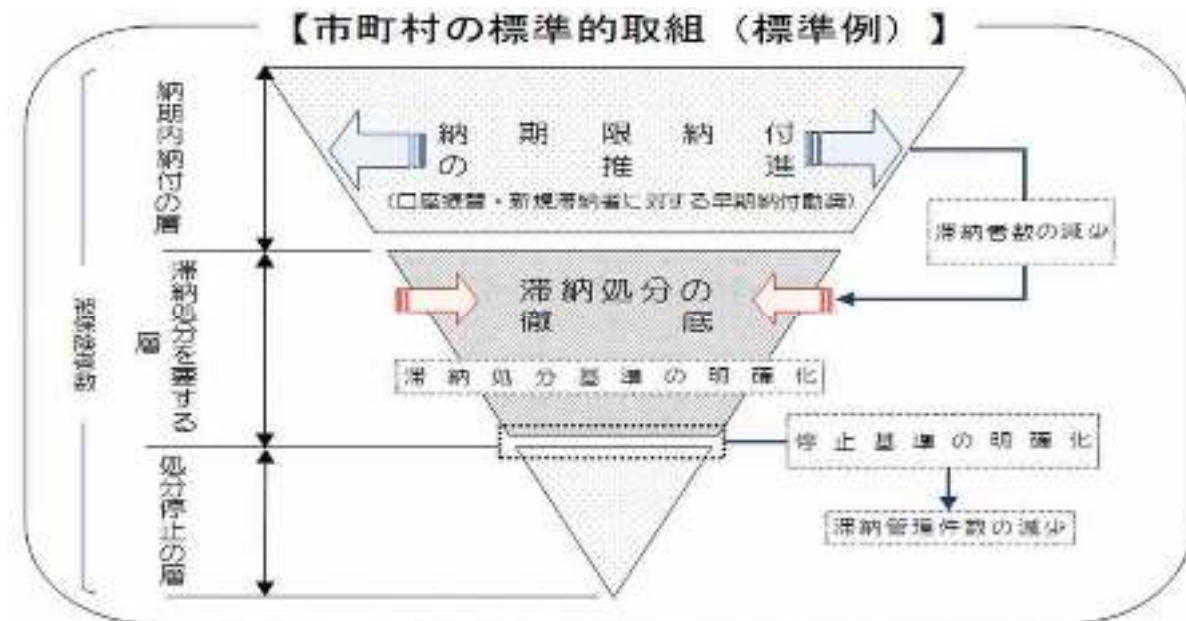
第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施

第1節 目指す姿

北海道では保険料水準の統一による「加入者負担の公平化」を目指しており、その達成には、各市町村の収納率差による保険料負担差を公平化する必要があります。

そのため、道と各市町村が一体となって収納事務の平準化及び収納率の向上による収納率差の縮小に資する取組を実施します。

図13 収納率向上に向けた取組の全体像



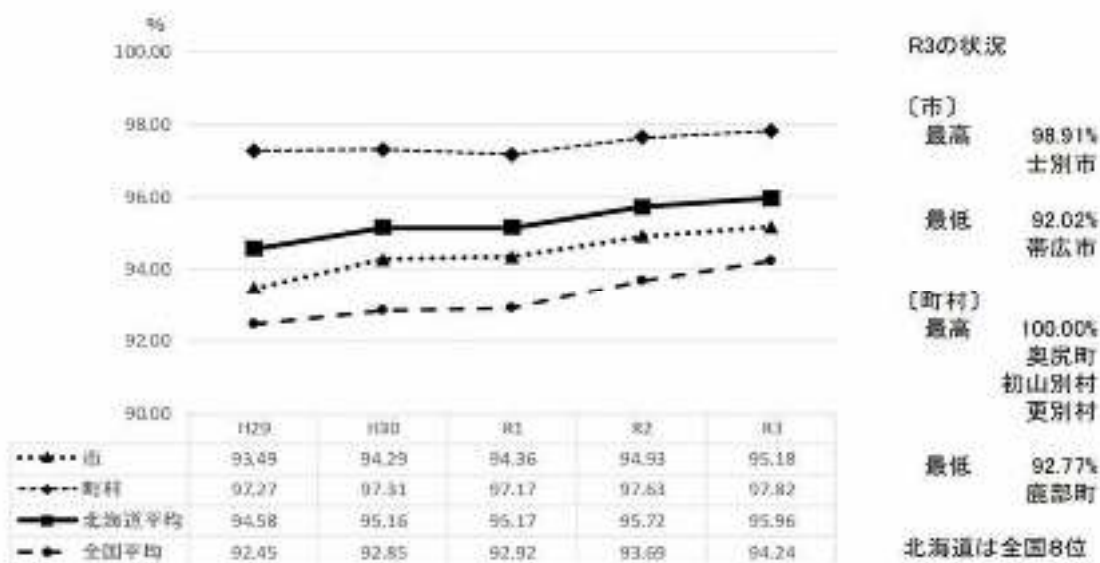
第2節 現状

1 保険料（税）の収納率の推移

道内市町村の収納率は、全国平均を上回っている状況にあり、近年は上昇傾向にあるものの、市町村ごとに見た場合、収納率の差が大きい状況にあります。

(第3章第3節2(4)参照)

図14 収納率の推移(現年度分、全被保険者分)



出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

2 収納対策の実施状況

口座振替については全市町村で実施されています。また、収納対策に関する要綱の作成については 98 市町村保険者（62.4%）、コンビニ収納については 78 市町村保険者（49.7%）が実施しており、取組が広まってきています。

表 18 収納対策の実施割合(R3 道内市町村)

事業	実施割合	事業	実施割合
差押	93.0%	タイヤロック	36.9%
財産調査	91.1%	多重債務相談	31.2%
要綱(プラン、マニュアル等含む)の作成	62.4%	口座振替の原則化	12.7%
研修の実施	58.6%	専門家の配置	8.9%
コンビニ収納	49.7%	マルチペイメントネットワーク	5.1%
捜索	49.7%	コールセンター(電話勧奨)	3.8%
インターネット公売	41.4%	収納率向上アドバイザーの活用	3.8%
滞納整理機構	40.8%		

厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」の数値を基に道が算出。

第3節 収納対策

1 収納率目標

道は、各市町村の収納率の実態を踏まえ、被保険者の規模に応じた収納率目標を設定します。

収納率目標は、被保険者が①5,000人未満の市町村、②5,000人以上10,000人未満の市町村、③10,000人以上20,000人未満の市町村、④20,000人以上の市町村の4つの区分で設定します。

また、目標収納率は、それぞれの区分の平均収納率とし、各市町村の収納総額を調定総額（居所不明者分は除く）で除して得た割合とします。

第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施

表 19 令和5年度規模別目標収納率

被保険者数規模	20,000人以上	10,000人以上 20,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	5,000人未満
目標収納率	94.9%	96.4%	97.2%	97.6%

厚生労働省「国民健康保険事業年報」の数値を基に道が算出。

第4節 収納率差による保険料負担差の公平化に向けた取組

1 収納事務の平準化及び収納率の向上

市町村間で収納率差が生じる要因は、収納対策の取組状況の違いや、地域性（産業構造）の違いが考えられるため、各市町村の収納事務を平準化した上で、なお残る収納率差による保険料負担差については、全道で公平化することを目指します。

そのため、道が示す標準的な取扱いを踏まえつつ、各市町村が一定の基準により収納対策の取組を実施していることをもって、収納事務の平準化と定義し、収納対策の強化及び収納率向上を図ります。

2 事務の平準化及び収納率向上に向けた具体的な取組

道では、市町村と一体となり、収納率向上対策の検討や、具体的支援を実施します。積極的に取り組んでいる市町村の事例などを参考に、次の取組を行います。

- (1) 収納率が低い市町村の収納率向上に資するよう、一定の基準を定め、下記の取組を進めます。
 - ① 実施基準に基づく滞納処分等の執行
 - ② 保険料（税）の納付方法として口座振替を推進
 - ③ 早期納付勧奨の実施
 - ④ 先進事例を参考にした収納事務の年間スケジュールの作成
- (2) 保険料（税）納付に係る利便性の向上のためのコンビニ収納等の収納環境の整備やコールセンターの活用等による収納体制の強化などの市町村の取組を支援します。
- (3) 毎年度、市町村職員を対象とした収納率向上に資する研修を開催します。
- (4) 収納率目標を下回る市町村を対象に、収納対策に関する専門的知識や経験を有する収納率向上アドバイザーを派遣し、現状の課題分析や改善の方向性等について協議・助言等を実施します。

第5章 保険給付の適正な実施

第1節 現状

1 レセプト点検の状況

北海道においては、診療報酬の算定方法等に係る一次点検は審査支払機関である北海道国保連合会で行われ、被保険者の資格点検などの二次点検を、市町村でレセプト点検員の配置や業務委託などにより実施しています。

実施状況調査によると、点検効果額は令和2年度実績で一人当たり2,076円と全国平均の2,015円を上回っていますが、点検効果率についても0.61%と全国平均の0.66%を下回っている状況にあり、平成29年度実績と比較すると財政効果額は61円上昇しています。なお、点検効果額及び点検効果率は、市町村ごとにバラつきがあります。

また、全道で統一的に国保事業に取り組むことが必要な観点から、平成31年度より市町村が実施していた二次点検については北海道国保連合会に委託することが可能となりました。

この委託により、保険者事務の標準化と全道で同じ観点による効率的なレセプト点検を行うことが可能となり、その結果、市町村におけるレセプト点検業務の軽減を図るとともに、点検効果のバラつきを解消し、更なる財政効果が期待できることとなります。

表20 レセプト点検の状況 (R2)

	北海道	全国	全国対比
1件当たり点検効果額	2,076円	2,015円	61円
点検効果率	0.61%	0.66%	▲0.05

厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」を基に道が算出。

2 第三者行為求償事務の状況

被保険者が第三者の不法行為（交通事故等）によって負傷又は死亡した場合に、市町村は、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権と保険給付とを調整し、第三者に対し損害賠償請求する「第三者行為求償事務」を行っています。なお、一部の市町村では求償事務専門員を配置して直営で事務を行っています。

北海道国保連合会は、レセプト二次点検により第三者行為によることが疑われる傷病に係る市町村への照会や、市町村からの被害の届出等を確認し、求償権を得て求償事務を受託するほか、市町村職員向けの講習会の開催などを行っています。

このほか、北海道国保連合会は、令和4年6月処理分から受託範囲を拡大し、負傷原因照会、傷病届勧奨、私病分離という求償事務に至るまでの一連の業務を実施し、市町村はこの一連の業務を国保連合会へ委託することができることになり、市町村事務の軽減を図っています。

(注) 平成28年3月、一般社団法人日本損害保険協会と道内全市町村との間で覚書が締結され（令和3年7月再締結）、平成28年度以降は、交通事故の加害者又は被害者が任意保険に加入している事案については、損害保険会社が被害者に求められる提出書類の作成支援を行うこととなり、書類の早期提出など市町村の事務負担の軽減が見込まれています。

第5章 保険給付の適正な実施

また、診療報酬明細書に第三者行為であることの記載に関する保険医療機関等への依頼、市町村の国民健康保険担当課と介護保険担当課の連携による第三者行為に関する情報提供体制の構築について取り組んでいるところです。

表 21 交通事故に係る第三者求償実績の推移

(単位:件、万円)

		H29	H30	R1	R2	R3
全道平均	被保険者1,000人 当たりの件数	0.65	0.61	0.52	0.54	0.85
	被保険者1,000人 当たりの金額	33.5	30.9	30.1	29.4	31.0

厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」の数値を基に道が算出。

3 不正請求事務*の状況

保険医療機関等における不正請求事案については、道と北海道厚生局が医療機関への監査によりその事実を確認し、不正請求があった場合には、保険者を通じ診療報酬の返還を求めることとしています。しかしながら不正請求を行った医療機関が、保険医療機関や保険医の取消に伴い廃業したり、返還金が高額となった場合には、返還が完了するまで時間を要するといった事案も見受けられます。

表 22 不正請求事務処理状況の推移

区分	H29	H30	R1	R2	R3
処理件数(※1)	2件	0件	0件	2件	1件
請求額(※2)	665.8万円	0万円	0万円	295.5万円	11.5万円

出典:北海道調べ

※1 処理件数は、当該年度に道において処理した件数(道内の医療機関のみ)であり、不正請求を行った年度と異なる。

※2 請求額は、道で把握している金額であり確定額ではない。また、国保分のみで指定公費は除いている。

4 海外療養費*事務の状況

被保険者の海外渡航中の療養に対する海外療養費の支給事務については、不正請求防止対策の一層の推進が求められており、国では、市町村に対し、周知・広報などに要する関連費用について、特別調整交付金により財政支援を行っているほか、全国の不正請求事例を各保険者等で共有するための情報提供業務を行っています。

道内における支給申請件数は、被保険者の多い都市で多くなっており、件数の少ない市町村では、レセプト作成・診療内容審査などの事務処理を行うためのノウハウの蓄積が難しい現状にあることから、北海道国保連合会では、市町村からの委託を受け、日本語の翻訳文と証拠書類とを突合確認し、レセプト作成を行っています。

表 23 海外療養費の支給実績の推移(道内市町村)

(単位:件、千円)			
区分	R1	R2	R3
申請件数	208	56	110
市	167	46	108
町村	39	10	1
広域連合	2	0	1
支給件数	197	56	110
支給額	3,660	618	1,697

出典:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

5 柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージの状況

現在、柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージの施術に係る療養費の受領委任制度を活用した療養費支給申請書は、北海道国保連合会に設置されている審査委員会において審査が行われ(一次点検)、市町村において、申請書の二次点検を行っています。

また、償還払いの申請書は市町村が独自に点検を行っているところです。

第2節 道による保険給付の点検、事後調整

保険給付の実施主体は引き続き市町村であることから、レセプト点検は一義的に市町村が実施すべきものですが、道は、法第75条の3から第75条の6までの規定に基づき、広域的又は医療に関する専門的見地から、市町村が行った保険給付の点検等を実施します。

1 同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等

同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等について、道内他市町村に転居した場合に適切な請求がなされているかについては、国保情報集約システム*の被保険者ID*を活用し、道と北海道国保連合会が連携し、必要な点検を行います。

2 大規模な不正利得事案に係る返還金の徴収等

医療機関等が破産や資力が無い状態になるなど、返還金の回収に法的手続等が必要となる場合、返還先が道内の複数の市町村に及ぶなど、大規模な不正利得事案を基本に、道は、事務処理規約により、市町村と協議の上、法第65条第4項に基づく市町村からの委託を受け、返還金の徴収等を進めます。

第3節 療養費の支給の適正化

厚生労働省では、令和3年8月から療養費のオンライン請求等の導入に向けた検討を開始したところであり、このことから道では、オンライン請求等の導入までの間、市町村の事務負担軽減に資する取組について検討を進めます。

1 海外療養費

翻訳・診療内容審査などの市町村の事務処理の効率化や不正請求防止対策を一層推進するため、必要に応じて北海道国保連合会で一次審査と同様のレセプト点検を行います。

第5章 保険給付の適正な実施

2 柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージ

市町村は療養費支給申請書の審査を行っていますが、内容において疑義が生じることもあるため、市町村の事務処理の効率化が進むよう、道では、次の取組を行います。

- (1) 道が作成する「事務処理マニュアル」の活用及び点検事例の情報提供
- (2) 市町村向け各種研修会等

第4節 診療報酬明細書等の点検の充実強化

市町村では、レセプト点検員の直接雇用又は業務委託の方法で二次点検を実施しており、道は、市町村がより効率的に二次点検を行うことができるよう、北海道国保連合会への一括委託を進めるほか、必要な支援に努めます。

1 点検項目一覧等の作成

すべての市町村が同じ基準により二次点検を行うことができるよう、点検の要点をまとめた点検項目一覧等を作成します。

2 研修会及び現地助言の実施

点検水準の向上のため、北海道国保連合会において開催している市町村のレセプト点検員対象の研修会や道の医療給付専門指導員による現地助言を、引き続き実施します。

3 医療給付専門指導員による助言

レセプト点検の業務委託を行っている市町村では、点検内容の把握が不十分な場合もあることから、市町村が適切な監督指導を委託業者に対して行いながら、レセプト点検を効果的に実施する必要があるとあり、また、レセプト点検員を直接雇用している市町村では、点検員の事務処理に伴う環境を整備する必要があります。

このような観点も加えて、市町村職員を対象とした医療給付専門指導員による助言を行います。

第5節 第三者求償の取組強化

市町村においては、国の通知（厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「第三者行為求償事務の更なる取組強化について」）により、数値目標を定めた計画的な求償事務の取組が求められており、全市町村が、4指標（被保険者による傷病届の早期提出割合、保険者による勧奨の取組の効果、保険者における傷病届受理日までの平均日数、レセプトへの「10.第三」の記載率）の数値目標の設定をしています。

道は、第三者行為に関するレセプトの抽出及び被保険者への確認が、関係機関との連携により各市町村で確実に行われるとともに、計画的に求償事務に取り組むことができるよう、北海道国保連合会や国が委嘱している第三者行為求償事務アドバイザーと連携し、助言等の支援を行います。また、各市町村の取組状況を把握しながら、一般社団法人日本損害保険協会との一層の連携強化など必要な対応を行います。

第6節 不正請求への取組強化

道では保険医療機関等における不正請求防止対策を推進するため、引き続き、北海道厚生局と連携を図りながら保険医療機関に対する指導等を実施していきます。

第7節 高額療養費*の多数回該当の取扱い

平成30年度から、被保険者に係る住所区分が北海道全体となったことから、被保険者が道内の他市町村に住所異動した場合でも、当該被保険者の高額療養費の該当回数を引き継ぎ、多数回が判定されます。

1 世帯の継続性の判断

- (1) 高額療養費制度は、世帯員の療養に要した費用は世帯主が負担したものとして取り扱った上で、家計の負担軽減を目的としていることから、世帯を主宰し、主たる生計維持者である世帯主に着目して、世帯の継続性を判定することが原則となります。
- (2) 多数回該当の通算は、転入世帯における世帯の継続性を考慮の上、転入地市町村が行いますが、その判定基準については、次の国が示す参考とすべき基準のとおりとし、判定が困難な案件が発生した場合は、道と協議した上で決定し、当該判定結果は道内市町村で共有することとします。
 - ① 単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合には、世帯の分離や合併を伴わないため、世帯の継続性を認める。一の世帯で完結する異動とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 他の国保被保険者を含む世帯と関わらず、当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数が変わらない住所異動。
 - イ 他の国保被保険者を含む世帯と関わらず、資格の取得又は喪失による当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数の増加又は減少を伴う場合の住所異動。
 - ② 世帯分離、世帯合併により一の世帯で完結しない住所異動の場合には、次のとおりとする。
 - ア 世帯主と住所の両方に変更がない世帯に対して、世帯の継続性を認める。
 - イ 住所異動前の世帯主が主宰する世帯に対して、世帯の継続性を認める。

第6章 医療費の適正化の取組

第1節 現状

1 特定健診の受診状況

特定健診は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定に基づき、医療保険者に義務づけられたもので、高血圧症や脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病*に着目した健康診査として、40歳から74歳までの被保険者を対象に実施するものです。

北海道においては、令和3年度実績では全国の市町村国保では36.4%であるのに対し、北海道では27.9%と全国で最も低い受診率となっており、男女別でもほぼ同様の結果となっています。

受診率が低い要因としては、被保険者の理解不足のほか、制度の周知や受診勧奨の取組が未だ十分ではないことに加え、通院中の被保険者においては、医療機関に通院している安心感から、特定健診の受診をしない傾向にあることが考えられます。

なお、令和3年度実績による保険者の受診率は上位12位までが60%を超えており、空知、上川、胆振及び十勝管内の町村部など、主に農業を中心とした地域の受診率が高い一方、都市部における受診率が低くなっており、地域において受診率に差があります。

表24 特定健診の状況

(単位:%)

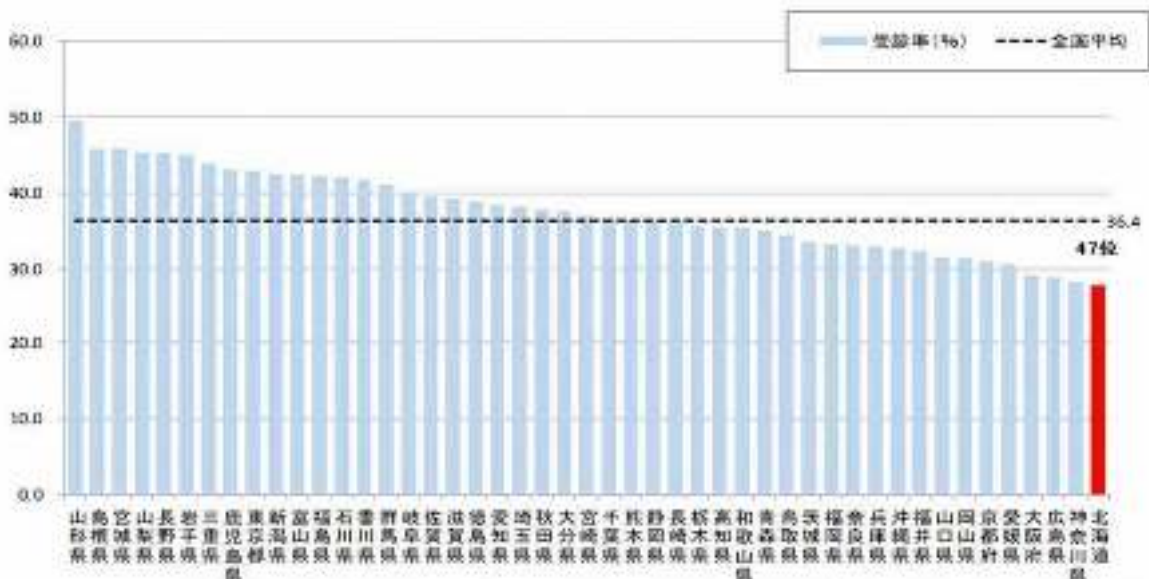
区分	H30		R1		R2		R3	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
北海道	60.0	29.5	60.0	28.9	60.0	27.0	60.0	27.9
全国	60.0	37.9	60.0	38.0	60.0	33.7	60.0	36.4

出典：(公社)国民健康保険中央会「市町村国保 特定健康診査・特定保健指導実施状況報告

※全道の目標値は、北海道医療費適正化計画[第三期]の目標実施率(60%)

※全国の目標値は、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」(厚生労働省)の目標実施率(60%)

図15 特定健診の受診率の全国比較(R3)



出典：(公社)国民健康保険中央会「市町村国保 都道府県別特定健康診査実施状況(令和3年度速報値)」

表 25 特定健診受診状況(R3 上位 10 市町村) (単位:%)

順位	市町村名(振興局)	受診率	順位	市町村名(振興局)	受診率
1	陸別町 (十勝)	71.0	5	下川町 (上川)	65.4
2	上富良野町 (上川)	70.5	7	中川町 (上川)	64.3
3	剣淵町 (上川)	68.1	8	更別村 (十勝)	63.9
4	中富良野町 (上川)	67.7	9	和寒町 (上川)	61.2
5	南富良野町 (上川)	66.5	10	厚真町 (胆振)	60.6

出典:北海道国保連合会資料

2 特定保健指導の実施状況

特定保健指導は、特定健診受診の結果、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導として行うものです。

北海道における特定保健指導の実施率は、令和3年度の全国における実施率は27.9%であるのに対し、北海道では33.4%と全国で22位となっています。

全国の実施率を上回っている状況にあります。終了者が3割程度に止まっており。その要因は、特定健診と同様に、被保険者の特定保健指導に対する理解不足のほか、制度の周知や未利用者への勧奨の取組が未だ十分でないことなどが考えられます。

表 26 特定保健指導の状況 (単位:%)

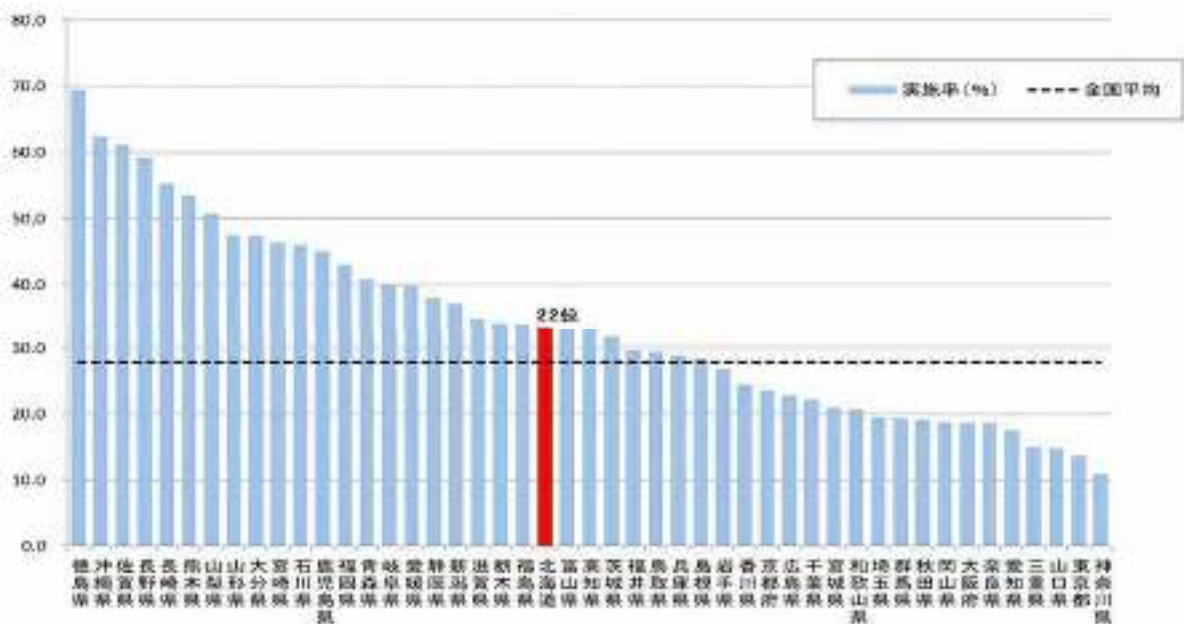
区分	H30		R1		R2		R3	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
北海道	60.0	34.8	60.0	36.0	60.0	33.8	60.0	33.4
全国	60.0	28.9	60.0	29.3	60.0	27.9	60.0	27.9

出典: (公社) 国民健康保険中央会「市町村国保 特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書」

※全国の目標値は、北海道医療費適正化計画〔第三期〕の目標実施率(60%)

※全国の目標値は、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」(厚生労働省)の目標実施率(60%)

図 16 特定保健指導の実施率の全国比較(R3)



出典: (公社) 国民健康保険中央会「市町村国保 都道府県別特定保健指導実施状況 (令和3年度速報値)」

3 受診率向上に関するこれまでの支援

市町村では、特定健診の受診率を向上させるために、被保険者に対する勧奨や継続受診のための対策、生活習慣病の一次予防に重点を置いた取組が行われており、40歳未満の若年者に対する健診の実施などが行われています。そのような取組や受診率の向上実績に対し、道特別交付金による財政支援を行っているほか、道としても国の保険者努力支援交付金を活用し、受診率の向上のための受診勧奨など保健事業の取組を行っています。

4 医療費通知の実施

医療費通知は、被保険者に医療費の額等を通知することにより、健康に対する認識を深めてもらうとともに、国保事業の円滑かつ健全な運営に資することを目的とするものです。

通知する内容としては、受診年月（施術年月）や受診者名（施術を受けた者の氏名）、医療機関等の名称、入院・通院・歯科・薬局・柔道整復術の別、入院・通院・歯科・薬局・柔道整復術の日数、医療費の額を載せることとしています。

また、通知回数については、各保険者の必要度及び実施体制等に応じて行うこととしています。

現在すべての市町村で実施されており、平均実施回数は概ね5.2回前後と横ばいで推移しています。医療費通知の委託状況については、令和3年度は176町村すべてが北海道国保連合会に委託しています。

表 27 医療費通知の実施状況の推移 (単位:市町村数)

区分	H30	R1	R2	R3	
市町村数	179	179	179	179	
実施総件数(件)	2,627,850	2,431,221	2,474,842	2,470,749	
平均実施回数(回)	5.2	5.2	5.2	5.1	
回数別	年6回以上	140	136	136	116
	年3～5回	17	23	20	36
	年1～2回	22	20	23	27
委託状況	国保連合会	170	171	174	176
	国保連以外	4	3	1	0
	自己対応	5	5	4	3

厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」の数値を基に道が算出。

5 後発医薬品*等の普及促進

後発医薬品（ジェネリック医薬品）について、国の「骨太方針2021」においては、「後発医薬品の数量シェアを、令和5年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」という政府目標を、今後、金額ベース等の観点も踏まえて見直すこととしています。

また、バイオ後続品*については、国において、令和11年度末までにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするという目標が設定されま

した。

国保における後発医薬品の普及促進については、厚生労働省の通知により、保険者において、後発医薬品希望カードの配布や後発医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減の周知（差額通知）等の取組を行うよう努めるものとされています。

表 28 後発医薬品使用割合の推移(各年度末) (単位:%)

区分	R1	R2	R3
北海道全体	81.9	83.5	83.4
市町村国保	82.3	84.0	83.8
全国	80.4	82.1	82.1

出典:厚生労働省「調剤医療費の動向」

表 29 後発医薬品差額通知の実施状況の推移 (単位:市町村、件)

区分	H30	R1	R2	R3
実施市町村数	164	166	170	172
実施件数	89,999	79,528	80,276	72,851

厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」の数値を基に道が算出。

6 重複受診や重複投薬への訪問指導の実施

同一疾病で受診している医療機関が複数ある場合や同じ月に同一薬剤又は同様の効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されるなどの重複受診・重複投薬に関しては、被保険者に対する保健指導等により適正受診を勧める必要があります。

7 市町村保険者に対する助言

道では、保健事業に対する取組や特定健診及び特定保健指導の実施率が低い市町村に対し、北海道厚生局と連携の上、実地での助言を実施しています。

第2節 医療費の適正化に向けた取組

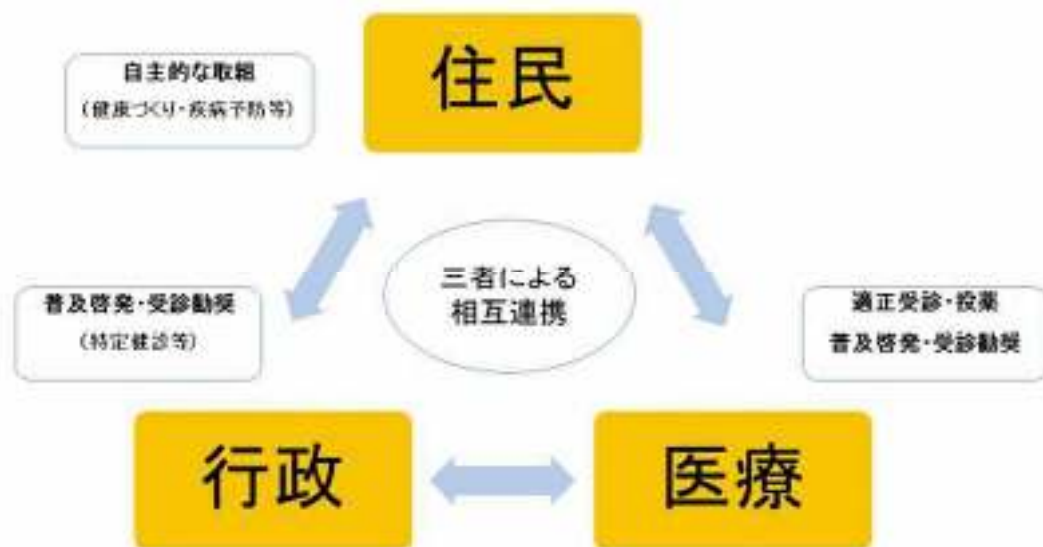
道では、国保被保険者の生活の質の維持・向上を確保しながら、生活習慣病の予防対策や後発医薬品等の使用促進などに取り組むことにより、医療費適正化を推進してきたところです。

とりわけ、生活習慣病の発病を予防し、健康を保持していくためには、特定健康診査・特定保健指導の実施や歯と口腔の健康づくりのほか、健康に有益な生活習慣として、適切な食事や適度な運動、禁煙が重要です。

このため、道としては、各市町村に対して行ってきた医療費の適正化に向けた助言、道特別交付金による支援、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の推進など、必要な支援等に努めてまいります。

なお、医療費適正化の取組は、国保事業を運営する市町村や道だけでなく、地域の実情に応じ、医療従事者と住民とが一体となって連携して取り組むことが重要です。

【連携のイメージ図】



1 特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上

特定健診及び特定保健指導の実施に当たっては、道民の健康意識を高めるための普及啓発や未受診者に対する受診勧奨などに、住民や関係団体、行政が一体となって取り組むことが重要です。道では、これらの取組が、一層効率的かつ効果的に実施されるよう、全道的な施策や地域の実情を踏まえた支援を行い、受診率や実施率の向上に次のとおり重点的に取り組みます。

(1) 先進的な事例の収集及び情報提供

道においては、市町村における特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率を高めるため、受診者に配慮した健診の時期や時間帯の設定、継続受診の促進に関する取組などの先進的な事例を収集し、情報提供を行います。

(2) 被保険者に対する広報・普及啓発等

市町村においては、特定健診の受診率向上のため、健診受診の必要性や受診の仕組みなどを分かりやすく周知し、未受診者に対する個別勧奨を行うなど、特に受診率が低い年齢層への取組を進める必要があります。

道では、広報紙などの媒体を活用した普及啓発とともに、北海道保険者協議会や北海道国保連合会とも連携した広報活動に取り組みます。

(3) 市町村に対する助言及び支援

道では、道特別交付金を活用し、特定健診の受診率等が向上した市町村に対して交付金の加算を実施するなど、引き続き受診率向上の取組に対する支援を行うとともに、受診率が低迷する市町村に対しては、実地での助言を重点的に実施します。

また、道では、北海道国保連合会と連携し、治療中の被保険者の診療情報のうち、本人の同意を得て、特定健診と同項目の情報を医療機関から提供を受けるデータ受領（みなし健診）事業により、健診受診率の向上を図るとともに、健診やレセプトデータの分析に基づき、被保険者に対する的確な保健指導を行い、被保険者本人の行動変容による生活習慣病の予防・健康づくりにつなげる取組を推進するため、統一スキーム

による市町村の取組に対して、支援を行います。

(4) 個人の予防・健康づくりに向けた自主的な取組、インセンティブの提供

国においては、「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」（平成28年5月18日付保発0518第1号、厚生労働省保険局長通知）を示し、住民一人ひとりが自らの健康は自らがつくることを意識づけるとともに、市町村においては、健診結果を分かりやすく提供することなど健康に対する気付きにつながる取組が求められます。

道においては、道特別交付金を活用し、市町村で健診受診等に対してインセンティブを付与する取組が推進されるよう支援を行います。

(5) 関係団体との連携

道では、一般社団法人北海道薬剤師会の協力を得ながら、令和3年度から薬局を活用した特定健診受診勧奨事業をモデル的に実施しており、令和4年度から普及啓発事業と一体的に実施するスキームを構築、令和5年度において対象地域を拡大し実施しており、今後、さらに対象地域の拡大を目指すとともに、市町村が行う特定健診の各種啓発や、データ受領等の事業との連携についても検討を進めます。

また、地域の商工会や農協・漁協など被保険者が所属している団体の協力を得て、市町村における未受診者に対する受診勧奨を支援します。

2 保健事業実施計画*の策定及び推進

市町村が保健事業実施計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定することで、医療機関を受診している被保険者の疾病状況等を把握するなど、優先的に取り組むべき健康課題を浮かび上がらせ、限りある人的資源がより効果的に投入されることが期待されます。

道は、北海道国保連合会と連携して、今後すべての市町村において計画が策定されるよう支援するほか、計画の推進に当たっては、国保データベースの有効活用などにより、生活習慣病の発症予防や重症化予防などの取組が充実するよう助言します。

道は、北海道国保連合会と連携して、市町村の計画の策定及び評価に当たっては、国保データベース及び健康・医療情報データベースを活用した市町村支援を行い、市町村保健師等の事務の効率化を図るとともに、生活習慣病の発症予防や重症化予防などの取組が充実するよう助言します。

3 生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の取組

本道における40～74歳のメタボリックシンドローム*の該当者は、特定健康診査の受診結果から推計すると、約45万人（男性約34万人、女性約11万人）、その予備群は約30万人（男性約22万人、女性約8万人）で、合わせて約75万人となり、男性では2.3人に1人、女性では8人に1人の割合に達すると推計されます。

こうした糖尿病や高血圧症脂質異常症等の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置き、生涯にわたって生活の質を維持していくことが重要です。

生活習慣病に対処するためには、二次予防（健康診査等による疾病の早期発見及び早期治療）及び三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、心身機能の維持及び回復を図ること）に加え、一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、疾病の発症を予防すること）を重視し、青年期・壮年期世代への生活習慣病の改善に向けた働きかけや、更には小児期からの健康な生活習慣づくりにも配慮した取組が求められます。

また、二次予防や三次予防に係る取組を行うに際しては医療機関からの協力を得ることが必要であり、日ごろから医師会等と情報提供や意見交換を行うなど、連携を取れる関係を構築することが重要です。

第6章 医療費の適正化の取組

市町村においては、データヘルス計画に基づき行う生活習慣病の発症予防と重症化予防を着実に推進することが必要です。

(1) 一次予防対策

肥満は、がんや循環器疾患、糖尿病等の多くの生活習慣病と関連があり、食生活や身体活動の生活習慣の改善により適正体重を維持し、健康を増進することが重要です。

また、適切な量と質を確保した食生活の実践等による適正体重の維持や日常における年間を通じた運動量の確保や運動習慣の定着のための対策のほか、運動の必要性や効果、具体的な運動方法などについて、情報提供を積極的に行うなどの取組が実施されるよう、道では次のとおり支援を行います。

ア 北海道国保連合会による保健推進員に対する研修会の実施を支援するほか、北海道版食事バランスガイドを活用してバランスの取れた食事の普及啓発の取組を進めます。

イ 運動については、市町村等と連携して、その必要性とともに、歩行や体操、冬季でも気軽にできるノルディックウォーキング*などの普及啓発の取組を進めます。

ウ 高齢者に関しては、インフルエンザや肺炎に罹患することで症状が重篤化する可能性が高いことから、予防接種を受けることが重要であり、予防接種が進むよう普及啓発や市町村における実施に関する支援を行います。

(2) 二次予防対策

健診によって異常が認められる場合には、速やかに医療機関への受診が必要な場合があります。被保険者に対する受診勧奨を円滑に行うため、市町村においては、健診結果を分かりやすくする工夫を行ったり、健診結果を個別に説明するなどの保健指導や早期治療につながる対応が必要であることから、市町村の取組の促進を支援します。

(3) 三次予防対策

高血圧や脂質異常症、糖尿病等生活習慣病に罹患した場合は、継続的・定期的に医療機関を受診し、適切な医療を受けることはもちろんのこと、日ごろから自らの健康状態を把握することで、自己の疾病の重症化予防を図ることが重要です。

道においては、市町村における取組が円滑に実施できるよう策定した「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、市町村や保険者における取組を支援していくほか、市町村の取組状況を情報共有したり、医師会等関係団体とも連携するなど、市町村の取組に対する協力体制を構築します。

4 たばこ対策

喫煙は「病気の原因の中で予防できる最大かつ単一のもの（世界保健機構：WHO）」とされているように、肺がんをはじめとする多くのがん（悪性新生物）や虚血性心疾患、脳卒中などの循環器疾患、さらには、死亡のリスクを高める危険因子となっています。特に肺がんについては、本道の国保では、がんの中でも医療費の占める割合が最も高くなっています。

また、たばこによる健康被害は、喫煙者ばかりでなく、その環境下で育つ子どもたちや非喫煙者にも受動喫煙という形で及ぶことから、分煙に対する取組も重要です。

国においては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し平成30年に健康増進法を改正（段階施行）し多数の者が利用する施設の原則施設内禁煙を義務化、道においても受動喫煙ゼロの実現を目指し、道関係者の役割等を示した「北海道受動喫煙防止条例」を制定し、受動喫煙防止対策を推進しています。

5 歯と口腔の健康づくり

「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」に基づき策定した「北海道歯科保健医療推進計画」により、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する次の施策について取組を進めるとともに、市町村における取組を支援します。

- ・ 保育所・学校等において永久歯のむし歯予防に効果的なフッ化物洗口を推進するため、市町村・市町村教育委員会等へ支援の実施
- ・ 歯周病等の予防に向け、歯科健診・保健指導を受ける機会を確保するため、定期的な歯科健診・適切な保健指導実施や取組事例及び具体的な導入方法等について、地域や職域の保健関係者に対して普及啓発
- ・ 高齢期の歯科保健医療の推進に向け、口腔機能の維持、向上を図るため、オーラルフレイル*等の口腔機能に関する知識の普及啓発、食支援や口腔機能訓練等に係る歯科保健指導等に関する取組の推進
- ・ 在宅歯科医療を推進するため、要介護高齢者等の介護者（家族、介護事業所職員等）からの相談窓口となる在宅歯科医療連携室の運営の充実、医師や看護師、介護職等の多職種との連携の促進
- ・ 障がい者への歯科保健医療サービスの充実のため、障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士と連携し、歯科健診や保健指導等を実施、かかりつけ歯科医の確保

6 重複受診や頻回受診等に係る指導の充実

市町村においては、一つの傷病について同一月内に複数の医療機関を受診するなどの重複受診者や、同一診療科目を頻繁に受診するなどの頻回受診者に対し、保健師等が受診内容を分析し、主治医と連携しながら、訪問指導等の取組を進めています。

電子処方箋の導入状況を踏まえながら、今後も、こうした取組により重複受診等の抑制に努めるとともに、適正な受診に向けた意識啓発の必要があります。その際には、被保険者にとって受診抑制とならないように留意することも重要です。

道においては、今後も都道府県繰入金を活用し、市町村における重複受診者等への訪問指導等の充実に向けた取組の促進を支援するとともに、先進的な事例を収集し、情報提供を行います。

疾病の重症化を予防するため、適切な受診が必要であることはもちろんですが、外来診療を行っていない休日や夜間に緊急性のない軽症患者が病院の救急外来を自己都合で受診するいわゆる「コンビニ受診」や安易な救急車の利用が社会問題化しています。

救急車等の救急医療資源には限りがあり、受診や利用が増加すると、本当に緊急性の高い患者の命を救うことができなくなることから、こうした事態を防止することが必要です。

7 適正投薬の推進

同じ月に同一薬剤や同様の効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方される重複投薬、複数の薬剤を併用する多剤投与、さらにこれらにより、薬物有害事象*につながる問題（ポリファーマシー）について、医療機関等の協力を得ながら、被保険者に対する保健指導等により適正投薬を推進する必要があります。なお、服用する医薬品の組合せによって、重篤な副作用を生じる場合も想定されます。

道においては、被保険者が「お薬手帳*」を所持し、受診する医療機関や保険薬局において提示することで、服用する医薬品の組合せによる重篤な副作用の防止や適切な投薬につながることから、道では関係団体の協力を得ながら被保険者に対するお薬手帳の普及啓発に取り組みます。

なお、現在国において取組を進めている電子処方箋については、令和5年1月から開始され、これから普及していく見込みですが、保健医療機関等への導入状況を踏まえながら、今後必要に応じて、取組内容を検討してまいります。

8 後発医薬品等の使用促進

第6章 医療費の適正化の取組

- (1) 後発医薬品に切り替えることにより自己負担額が一定額以上安くなる被保険者に対し保険者が送付する後発医薬品の自己負担差額通知について、令和3年度で7町村が未実施であり、道は北海道国保連合会と連携して後発医薬品の数量シェアを把握し、市町村に対し定期的な情報提供を行うほか、未実施の町村に対して必要な助言を行います。

また、道は、差額通知に対する国や道の財政支援や、保険者努力支援制度における後発医薬品の使用促進や使用割合の評価等に関する情報提供に努めます。

なお、後発医薬品について、国は「骨太方針2021」における、2023年度末までにすべての都道府県で数量シェアを80%以上とする目標を、令和5年度に新たに金額ベースで見直すことを検討するとしています。

- (2) 後発医薬品等の使用促進のためには、医療従事者から被保険者に対する適切な情報提供が重要であるため、道においては、保険者協議会等において情報共有を図るとともに、関係団体と緊密に連携し、医療関係者等から理解を得られるよう啓発資材の配布等に取り組んでいきます。

第3節 医療費適正化計画との関係

1 北海道医療費適正化計画との調和

第4期北海道医療費適正化計画（令和6年度～令和11年度）に定める取組との調和を図ります。

道及び市町村は、特定健診及び特定保健指導の推進、後発医薬品等の利用、差額通知の促進、訪問指導の充実による重複・頻回受診者への指導、レセプト等の点検の充実強化など、地域の実情を踏まえた医療費適正化対策を推進します。

第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進

第1節 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組

1 国庫負担金等の申請及び実績報告の効率化

国庫負担金等の申請及び実績報告については、道が申請者となりますが、申請に必要な基礎数値等については、市町村において作成が必要であるため、道と市町村の役割分担の見直しや北海道国保連合会との連携などにより、できる限り市町村事務の効率化を推進します。

2 基準の統一化を検討する必要がある事務の取扱い

(1) 保険料（税）の減免

保険料（税）の減免については、市町村において国民健康保険料（税）の条例の定めるところにより、それぞれの地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用しています。

全道での取組及び費用の共通化の枠組をつくるため、現在の市町村における運用に十分配慮しながら、令和9年度を目途に基準の統一化を進めます。

(2) 一部負担金*の減免

一部負担金の減免については、市町村において国の通知（昭和34年3月30日付け保発第21号厚生省保険局長通知「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」）等に基づき、それぞれの地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用しています。

全道での取組及び費用の共通化の枠組をつくるため、市町村連携会議を通じて協議した結果、令和2年12月に「国民健康保険一部負担金減免等実施要綱」例を示したところです。今後現在の市町村における運用に十分配慮しつつ、2号交付金の在り方の検討を含め、基準の統一化を進めていきます。

(3) 高額療養費等の支給に係る申請の勧奨

高額療養費の支給勧奨については、被保険者へのサービス向上や道内市町村間異動の際の多数回該当の円滑な引継ぎを行う目的であるが、市町村間で実施体制に差があることから、道では、未実施市町村の解消に向けて取組を進めます。

表30 高額療養費の支給勧奨の実施状況(R4年4月1日現在)

支給勧奨を行っている市町村被保険者	146
支給勧奨を行っていない市町村被保険者	11
計	157

厚生労働省「予算関係等資料」の数値を基に道が算出。

(4) 高額療養費支給申請手続きの簡素化

被保険者に対する高額療養費の支給申請手続きの簡素化については、国保の被保険者へのサービス向上や市町村職員の事務負担の軽減を図る観点から、市町村において申請手続きの簡素化が行われるよう取組を進めます。

3 市町村事務処理標準システム及び事務処理マニュアルを活用した事務の効率化・標準化・広域化・適正化

第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進

市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するためには、市町村が使用する事務処理システムの適正化も重要です。

その際には、市町村事務処理標準システムを各市町村が活用することにより、効果的に事務処理のバラツキの標準化が進められるとともに、中長期的な費用の効率化が見込まれます。

道としては、サーバー等の機器を共同利用するクラウド環境の活用により、市町村における設備の準備・管理費用やシステム改修に係る費用の縮減、セキュリティ対策の向上を図るなど、市町村におけるシステム導入を支援します。

また、平成30年度から、市町村から道への納付金の納付、道から市町村への保険給付費等交付金の支払い、高額療養費の多数回該当の引継ぎなどの新たな事務が発生するとともに、国庫負担金申請事務等の大きな変更があったため、事務処理マニュアルを作成しました。

このマニュアルは、道、市町村及び北海道国保連合会等が円滑に事務を処理できるよう、適宜、見直しを行います。

なお、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。）により、地方公共団体の基幹業務システム*が、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド*を活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされたことから、移行に向けた情報を適宜提供します。

4 その他

(1) 国保事業の広域化

国保事業を広域化することにより、事務の共同処理による人件費や事務経費の削減が進められるとともに、保険者としての財政規模が拡大し、財政運営が安定化するなどのメリットがあります。

現在、道内においては、空知中部広域連合、大雪地区広域連合、後志広域連合の3保険者により広域的な国保事業運営が行われており、道としては、これまでも国保事業の広域化に当たっては、関係市町村間の調整を行うほか、道特別交付金による支援を行ってきており、今後とも、新たな国保事業運営の広域化への取組や既存の広域連合への支援を行います。

(2) 収納対策の共同実施

一市町村で収納対策を行うことが困難な場合は、滞納処分を専門に行う一部事務組合や広域連合など徴収組織の広域化が効果的であり、現在、道内において6か所で広域的な徴収組織が運営されています。

道としては、これまでも、広域的な徴収組織の設立に当たっては、関係市町村間の調整を行うほか、道特別交付金による支援を行ってきており、今後とも、新たな組織の設立や既存の組織の運営支援を行います。

[広域的な徴収組織]

- 1 渡島・檜山地方税滞納整理機構
- 2 後志広域連合
- 3 日高管内地方税滞納整理機構
- 4 十勝圏複合事務組合十勝市町村税滞納整理機構
- 5 釧路・根室広域地方税滞納整理機構
- 6 上川広域滞納整理機構

(3) 医療費適正化・保健事業の共同実施

市町村における特定健診の受診率向上のため、道は、北海道保険者協議会や北海道国保連合会と連携し、広報や普及啓発に取り組むとともに、市町村が実施する特定健診やがん検診にかかる広報など、被用者保険と連携した共同実施が可能な対策を検討し取組を進めます。

国保データベースシステムによる健診・医療情報などを活用するとともに、各保険者が実施している医療費適正化や保健事業の取組状況について随時情報共有を行うなどして、市町村及び北海道国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行います。

後発医薬品等の使用に当たっては、医療従事者による被保険者への適切な情報提供が重要であるため、関係団体を通じ、医療機関への理解促進と協力依頼を行います。

また、上記のほかにも、保険者が共同して実施することが可能な対策を市町村と協議しながら検討し、共同実施の取組を推進します。

第8章 保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携

第1節 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携

道は、国保の財政運営の責任主体としての役割とともに、市町村事務の広域的かつ効率的な実施の確保、健全な運営についても中心的な役割を担うことから、医療をはじめ、保健福祉全般に配慮した施策を推進する必要があります。

このような観点から、市町村における地域包括ケアシステム*の構築に向けた取組の重要性に留意した上で、国保部門と保健医療・福祉に関する施策その他の関連施策との連携に関する取組を進めます。

1 国保データベースシステム等情報基盤の活用

道は、国保データベースシステム等の健診・医療に係る情報基盤を活用し、市町村及び北海道国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言や支援を行うとともに、新たに構築した健康・医療情報データベースを活用し、市町村が効果的・効率的な保健事業に取り組めるよう、北海道国保連合会と連携して支援を行います。

2 保健医療と福祉サービスに関する施策等の連携

地域包括ケアシステムの構築において、道と市町村は、保健医療と福祉サービスに関する施策とその他の関連施策との連携がより一層進むよう、取り組みます。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者は、複数の慢性疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階のフレイル状態になりやすい傾向があります。

人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会を目指し、運動、口腔、栄養、社会参加など心身の多様な課題にフレイルの段階から早期にかつ、きめ細やかな取組を行うためには、市町村における保健事業と介護予防などの一体的な実施が大変重要です。

市町村が行う国民健康保険保健事業と後期高齢者保健事業や保健事業と介護保険の地域支援事業等との一体的な実施など、関係施策の連携が着実に進むよう支援を行います。

- ①関係部局や関係機関と連携して、市町村等に対して専門的見地等から支援を行います。
- ②本事業に係る好事例の横展開を進めます。
- ③北海道後期高齢者医療広域連合とともに事業の取組結果に対する評価や効果的な取組の分析等を行います。
- ④必要に応じて、三師会等の医療関係団体等に技術的な援助等を依頼します。

第2節 他計画との整合性

道は広域的な保険者として、運営方針と、道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「医療計画」、「障がい福祉計画」、「健康増進計画」等を連携させることにより、関連する保健・医療・福祉サービスを総合的に推進します。

第9章 北海道の国保の健全な運営

第1節 北海道国民健康保険市町村連携会議の設置

運営方針に基づき、国保制度を安定的に運営していくためには、道と市町村及び北海道国保連合会の協力と連携が大変重要であり、それぞれが適切な役割分担の下、対等な立場で協議を行う場が必要です。

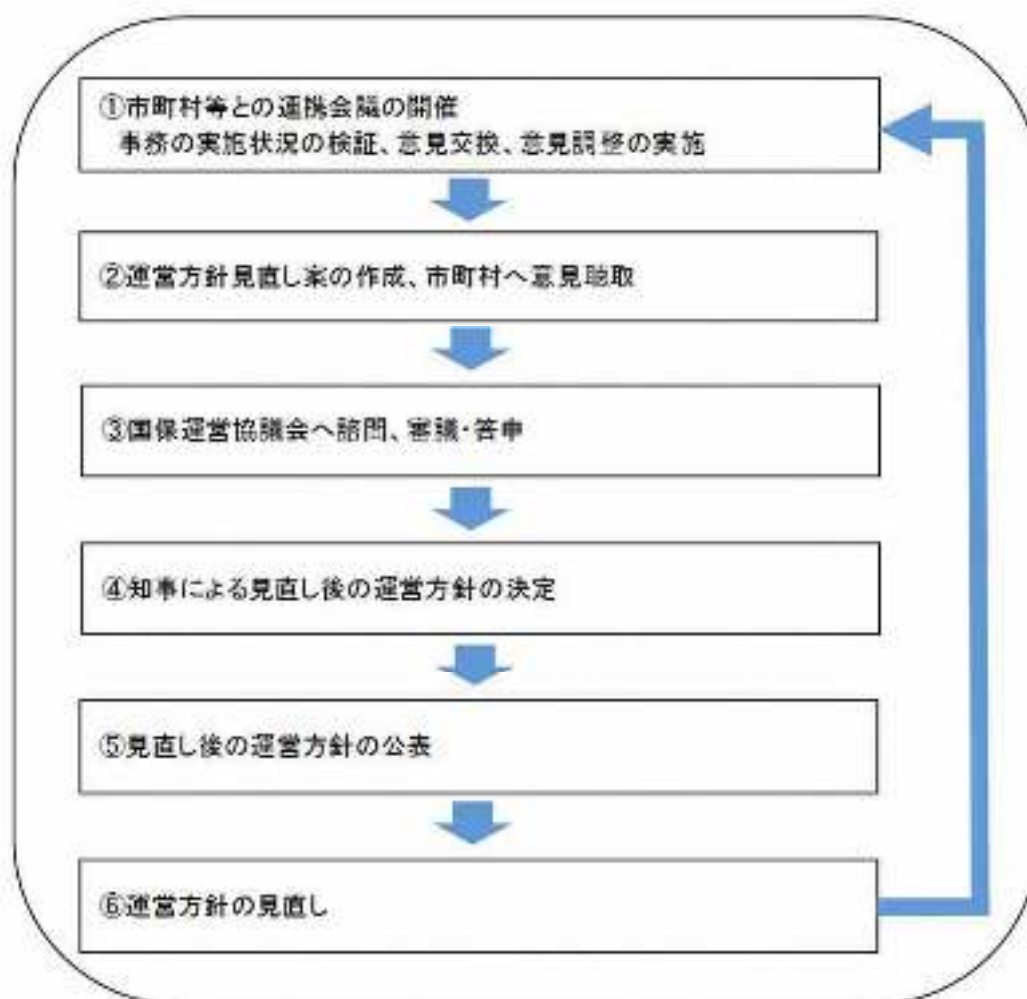
このため、「北海道国民健康保険市町村連携会議」を関係者間の意見交換や協議を行う場とします。

第2節 運営方針の見直し等

運営方針は、3年ごとに検証して見直しを行うこととしますが、その検証等に当たっては、道及び市町村、北海道国保連合会等の関係機関の協議による合意形成が重要であることから、次のような手順を進めます。

なお、それ以前に見直しが必要な場合には、この手順を基に見直しを行います。

【運営方針の見直し手順】



【参照条文】

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

第六十五条

4 都道府県は、市町村からの委託を受けて、市町村が前項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させ、及び支払わせる額の徴収又は収納の事務のうち広域的な対応が必要なもの又は専門性の高いものを行うことができる。

第七十五条の三

都道府県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険保険給付費等交付金を適正に交付するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託した場合（次条において「事務委託の場合」という。）にあつては、当該委託された事務に関し、国民健康保険団体連合会又は支払基金が保有する情報を含む。）の提供を求めることができる。

第七十五条の四

都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付がこの法律その他関係法令の規定に違反し、又は不当に行われたおそれがあると認めるときは、理由を付して、当該市町村（事務委託の場合にあつては、当該委託を受けた国民健康保険団体連合会又は支払基金を含む。）に対し、当該市町村による保険給付について再度の審査を求めることができる。

2 市町村又は国民健康保険団体連合会若しくは支払基金は、前項の規定による再度の審査の求め（以下「再審査の求め」という。）を受けたときは、当該再審査の求めに係る保険給付について再度の審査を行い、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

第七十五条の五

都道府県は、再審査の求めをしたにもかかわらず、当該市町村が当該再審査の求めに係る保険給付の全部又は一部を取り消さない場合であつて、当該保険給付がこの法律その他関係法令の規定に違反し、又は不当に行われたものと認めるとき（当該再審査の求めに基づく審査が第八十七条第一項に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会（第四十五条第六項の規定により国民健康保険団体連合会が診療報酬請求書の審査に係る事務を同項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に委託した場合において、当該診療報酬請求書の審査を行う者を含む。）又は社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項に規定する審査委員会若しくは同法第二十一条第一項に規定する特別審査委員会において行われたときを除く。）は、当該市町村に対し、当該保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告することができる。

2 都道府県は、前項の規定による勧告を行うに当たつては、あらかじめ、当該市町村の意見を聴かなければならない。

第七十五条の六

都道府県は、前条第一項の規定により保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告したにもかかわらず、当該市町村が当該勧告に従わなかつたときは、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に当たり、政令で定めるところにより、国民健康保険保険給付費等交付金の額から当該保険給付（当該勧告に係る部分に限る。）に相当する額を減額することができる。

（国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務）

第七十五条の七

都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

（都道府県国民健康保険運営方針）

第八十二条の二

都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おおむね六年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

二 当該都道府県内の市町村における保険料(税)の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

三 当該都道府県内の市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

五 都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために必要と認める事項

六 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

3 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

二 前項各号（第一号を除く。）及び前三号に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項

4 都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の状況及びその見通しその他の事情を勘案し、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定めるよう努めるものとする。

5 都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

6 都道府県は、おおむね三年ごとに、第二項各号に掲げる事項（第三項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。）について分析及び評価を行うよう努めるとともに、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び当該都道府県の保険料の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該都道府県の都道府県国民健康保険運営方針を変更するものとする。

7 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならない。

8 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

9 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

10 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針の作成及び都道府県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

附属資料（参照条文）

<p>（標準保険料率）</p> <p>第八十二条の三</p> <p>都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（第三項において「市町村標準保険料率」という。）を算定するものとする。</p> <p>2 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内のすべての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値（次項において「都道府県標準保険料率」という。）を算定するものとする。</p> <p>3 都道府県は、市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率（以下この条において「標準保険料率」という。）を算定したときは、厚生労働省令で定めるところにより、標準保険料率を当該都道府県内の市町村に通知するものとする。</p> <p>4 前項に規定する場合において、都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、標準保険料率を公表するよう努めるものとする。</p>

- ・ 都道府県国民健康保険運営方針策定要領
 （厚生労働省保険局長通知 令和5年6月20日付け保発0620第1号）
 「都道府県国民健康保険運営方針の改定について」
- ・ 国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）
 （厚生労働省保険局長通知 令和3年9月15日付け保発0915第5号）
 「国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」
 の改定について

※国保運営方針と道条例との関係について

区 分	国保運営方針	道の条例
保険給付費等 交付金	激変緩和措置等と整合性を図り、交付の基本的考え方等を規定。	国民健康保険条例において交付の基本的な事項を規定。
納付金	納付金の算定に関する基本的考え方等を規定。	国民健康保険条例において市町村からの納付金の徴収に関する基本的な事項を規定。
財政安定化基金	基金の使用（交付・貸付等）の基本的考え方等を規定。	北海道財政安定化基金条例において基本的な事項を規定。

用語解説

○ 持続可能な開発目標（SDGs）（p. 1）

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015年9月に国連で採択された、先進国を含む国際社会全体の2030年までの開発目標で、17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲット（測定可能な行動目標）から構成されています。

○ 被保険者（p. 1）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が運営する国保の場合、市町村の区域内に住所を有する者は、すべて被保険者となります。

ただし、健康保険などの被用者保険や後期高齢者医療制度の被保険者、生活保護を受けている世帯に属する者、国民健康保険組合の被保険者、在留資格を有しない者などは対象になりません。なお、国保は世帯単位で加入します。

○ 保険者（p. 1）

保険事業の運営主体であり、国保の保険者は都道府県、市町村及び国民健康保険組合ですが、道内には、複数の市町村で広域連合により運営しているところもあります。

国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者で組織する団体で、市町村が行う国保事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときに限って、都道府県知事の認可を受けて設立することができます。

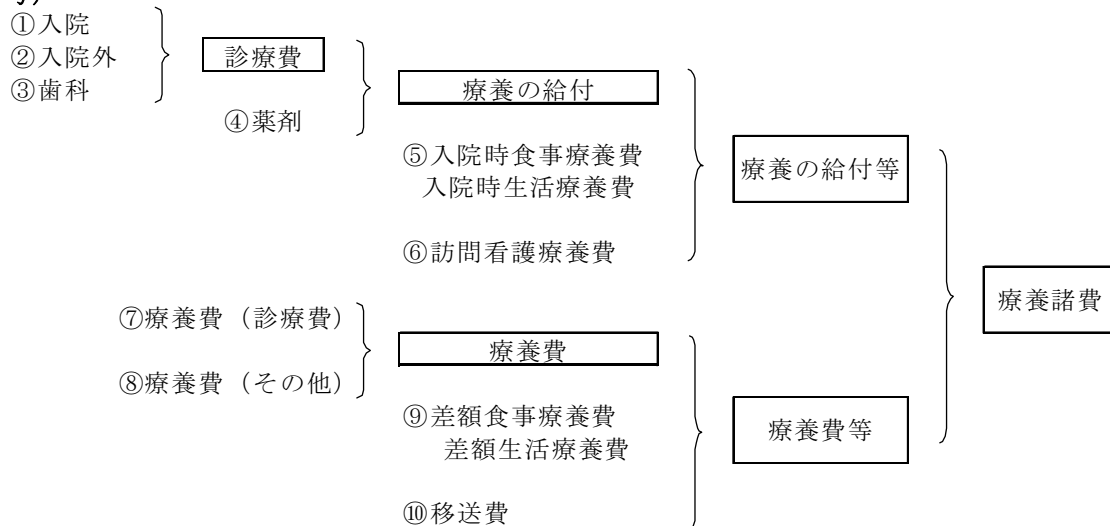
○ PDCAサイクル（p. 2）

Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画（Plan）－実行（Do）－評価・検証（Check）－改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいいます。

○ 療養諸費（p. 5）

療養の給付等及び療養費等の合計であり、概念図で示すと次のとおりになります。

（参考）



主な用語は次のとおりです。

【療養の給付】

被保険者の疾病又は負傷に対して、保険医療機関等が診療、薬剤の支給などといった給付を直接医療として給付します。（現物給付）

【療養費】

保険者が療養に関する給付を被保険者の請求に基づき、現金で支払う場合の給付費をいいます。

【入院時食事療養費】

被保険者が保険医療機関等で食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用については、被保険者が負担する標準負担額を控除した額を入院時食事療養費として支給します。

【入院時生活療養費】

療養病床に入院する70歳以上の高齢者に係る食費（食材料費及び調理コスト相当）及び居住費（光熱水費相当）について、標準負担額を控除した額を入院時生活療養費として支給します。

【訪問看護療養費】

被保険者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合、必要と認められるときは、その指定訪問看護に要した額を支給します。

【移送費】

被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合、必要と認められるときは、その移送に要した費用について移送費を支給します。

【療養の給付等】

療養の給付、食事療養・生活療養（標準負担額差額支給された入院時食事療養費・入院時生活療養費を除く。）及び訪問看護の合計です。

【療養費等】

療養費、標準負担額差額支給された入院時食事療養費・入院時生活療養費及び移送費の合計です。

○ 受診率（p. 6）

入院・入院外・歯科及び合計ごとに、年間分の件数を年間平均被保険者数で除して百分率により表したものであり、100人当たりの受診件数となります。

○ 寄与度（p. 6）

あるデータの構成要素の増減が全体の伸び率をどの程度押し上げているかを示すものです。

○ 受療率（p. 6）

厚生労働省が毎年公表している「患者調査」では、ある特定の日に疾病治療のために、すべての医療施設に入院あるいは通院、又は往診を受けた患者数と人口10万人との比率を「受療率」と定義されています。「患者調査」では、病院あるいは診療所に入院又は外来患者として治療のために通院した患者の全国推計患者数を把握し、「受療率」を算出します。

$$\text{受療率} = \frac{\text{一日の全国推計患者数}}{\text{10月1日現在総人口}} \times 100,000$$

○ 地域差指数（p. 7）

地域差指数とは、その市町村の医療費の高さを数値で表す概念で次のとおり算出されます。

- ・地域差指数（控除前）＝実績給付費／基準給付費
- ・地域差指数（控除後）＝（実績給付費－災害その他の特別事情の額）／基準給付費

【基準給付費】

基準給付費とは、年齢階層別一人当たり医療給付費が全国平均と同じと仮定した場合の当該保険者の医療給付費で、具体的には、次に掲げる額をいいます（法施行規則第32条の8）。

- (1) 前期高齢被保険者加入割合が平均前期高齢被保険者加入割合以上である場合
 アに掲げる額からイに掲げる額を控除した額
 ア 年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり給付額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者の数を乗じて得た額の合算額として算定した額
 イ 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額
- (2) 平均前期高齢被保険者加入割合が前期高齢被保険者加入割合を超える場合
 アに掲げる額とイに掲げる額との合算額
 ア (1)のアに掲げる額
 イ 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

○ 社会保険表章用疾病分類（p. 7）

世界保健機関（WHO）より公表されている「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（略称、国際疾病分類：ICD）に準じて定められた分類方法であり、社会保険の分野で疾病統計を作成する際の統一的基準として広く用いられています。

○ 二次医療圏（p. 9）

医療圏とは、地域の医療需要に対応して、医療資源の適正な配置と医療提供体制の体系化を図るための地域的な単位のことです。北海道医療計画の中で定められています。

■医療圏の区域

第三次	第二次	第一次
道南	南渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
	南檜山	江差町、土ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	北渡島檜山	八雲町、長万部町、せたな町、今金町
道央	札幌	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
	後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	南空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
	中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
	北空知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
	西胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町
	東胆振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
日高	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町	
道北	上川中部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
	上川北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
	富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町	
オホーツク	北網	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町
	遠紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
十勝	十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路・根室	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
6圏域	21圏域	179圏域

○ 推計新規入院発生率（p. 9）

被保険者100人当たりの推計新規入院件数を表した数値です。

$$\text{推計新規入院発生率} = \frac{\text{一人当たり入院受診延日数}}{\text{推計平均在院日数}}$$

$$\text{推計平均在院日数} = \text{入院の一件当たり日数} \times \left(\frac{\frac{365}{12} - 1}{\frac{365}{12} - \text{入院の一件当たり日数}} \right)$$

○ **国民健康保険事業費納付金（p. 18）**

法 75 条の 7 の規定に基づき、国民健康保険給付費等交付金のほか、国保事業に要する費用に充てるため、道が市町村から徴収するものです。

平成 30 年度からは、市町村が道に納める納付金を賄うため、市町村が国保加入世帯に対し、国民健康保険料（税）を賦課しています。

○ **都道府県繰入金（p. 19）**

平成 30 年度に設置された都道府県国民健康保険特別会計の財源として、都道府県が一般会計から支出するお金のことです。

○ **特定健診、特定保健指導（p. 19）**

特定健診とは、平成 20 年 4 月から医療保険者に義務づけられた、40 歳から 74 歳までの被保険者に対する糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査のことで、特定保健指導とは、その診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対して行う保健指導のことをいいます。

○ **繰上充用金（p. 20）**

会計年度経過後、当該会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合は、翌年度の歳入を充てることができます。この場合の方法として、翌年度の歳出に、翌年度の歳入を財源として繰上充用金を計上し、当該年度（翌年度から見れば前年度）へ支出します。

○ **所得水準（p. 23）**

被保険者の所得水準は、産業構造の違いなどから市町村間で差がありますが、所得水準に応じた負担となるよう、納付金算定に所得水準を反映することとしています。

○ **医療費水準（p. 23）**

各市町村の被保険者の一人当たり医療費には差がありますが、令和 5 年度納付金算定においては、年齢構成の差を調整した上で、医療費水準の差を反映することとしています。

なお、令和 6 年度納付金算定より、医療費水準の差を反映しないこととなります。

○ **所得割、被保険者均等割、世帯別平等割、資産割（p. 23）**

所得割は世帯に属する被保険者の前年の総所得金額等に応じて、被保険者均等割は世帯に属する被保険者数に応じて算定されます。

また、世帯別平等割は世帯単位で、資産割は世帯における固定資産税等に応じて算定されます。

一般的に、所得割と被保険者均等割の合算額で保険料（税）を算定する方式は二方式、これに世帯別平等割を加えたものの合算額で保険料（税）を算定する方式は三方式、さらに資産割を加えたものの合算額で保険料（税）を算定する方式は四方式と呼ばれています。

○ **応能割、応益割（p. 23）**

国民健康保険料（税）は、応能割と応益割で構成され、応能割には所得割と資産割があり、応益割には被保険者均等割と世帯別平等割があります。

保険料（税）は、医療費の支払に充てられる分、後期高齢者医療の医療費に充てられる分、介護保険の給付費に充てられる分ごとに、応能割と応益割に分けて算定されます。

○ **賦課限度額（p. 24）**

国民健康保険料（税）の算定においては、上限額が法施行令で定められており、医療分は65万円、後期高齢者支援金分が22万円、介護納付金分が17万円と定められています（令和5年度）。

○ **都道府県繰入金（2号分）（p. 26）**

都道府県繰入金のうち、地域の実情に応じた国保財政安定化のための取組の促進や、きめ細かい調整を行うため、算定対象としている分のことです。

○ **地方単独事業（p. 26）**

地方自治体が国庫からの補助を受けずに単独で実施する事業です。

国保では、重度障がい者、ひとり親家庭及び乳幼児を対象として市町村が実施する一部負担金に対する助成のことを指し、市町村によって対象基準が異なります。

○ **高額医療費（p. 28）**

診療報酬明細書（レセプト）一件ごとに全体の医療費のうち、80万円を超えた部分に相当する医療費です。

○ **不正請求（p. 38）**

診療報酬（調剤報酬を含む。）の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるものをいいます。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分されます。

① **架空請求**

実際に診療を行っていない者につき診療をしたごとく請求することです。

診療が継続している者であっても、当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月については架空請求となります。

② **付増請求**

診療行為の回数（日数）、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求することです。

③ **振替請求**

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求することです。

④ **二重請求**

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求することです。

⑤ **その他の請求**

保険診療と認められないものを請求した場合です（患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬等）。

○ **海外療養費（p. 38）**

被保険者が海外渡航中に現地の病院等で診療等を受けた場合に、支給申請に基づき保険者が支給するものです。当該療養について算定した費用から一部負担金相当額を控除した額が支給されます。

○ **国保情報集約システム（p. 39）**

被保険者の資格情報や給付情報を、都道府県単位で管理し、同一都道府県内の市町村間の情報連携等を支援するためのシステムです。

被保険者が同一都道府県内で住所異動した場合に、資格取得・喪失年月日を転出先の市町村に提供する機能や、前住所地における高額療養費の多数回該当にかかる該当回数を引き継ぐ機能などを有します。

○ **被保険者 I D（p. 39）**

国保情報集約システムでは、被保険者の資格情報や給付の情報は、都道府県単位で、被保険者ごとに符号を付与して整理します。被保険者 I Dは、被保険者一人ひとりに付与されるその符号（番号）のことです。

○ **高額療養費（p. 41）**

被保険者が療養の給付について支払った一部負担金の額が一定の額を超える場合に保険者から給付されます。

《高額療養費制度》

自己負担限度額
(70歳未満)

区分	限度額
年収約1,160万円～の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
年収約770万円～約1,160万円の方	167,400円+(医療費-558,200円)×1%
年収約370万円～約770万円の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
～年収約370万円の方	57,600円
住民税非課税の方	35,400円

(70歳以上75歳未満)【平成29年8月～平成30年7月】

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数回該当:44,400円]
一般	14,000円 [年間上限144,000円]	57,600円 [多数回該当:44,400円]
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者のうち特に所得の低い者	8,000円	15,000円

(70歳以上75歳未満)【平成30年8月～】

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
年収約1,160万円～の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1% [多数回該当:140,100円]	
年収約770万円～約1,160万円の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1% [多数回該当:93,000円]	
年収約370万円～約770万円の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数回該当:44,400円]	
～年収約370万円の方	18,000円 [年間上限:144,000円]	57,600円 [多数回該当:44,400円]
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者のうち特に所得の低い者	8,000円	15,000円

・世帯合算基準額

70歳未満の者については、同一月における21,000円以上の負担が複数の場合は、これを合算して支給。

・多数回該当の負担軽減

12か月以内に3回以上自己負担限度額に達した場合、4回目から[多数回該当]となる。

・長期高額疾病患者の負担軽減

血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額:10,000円

(ただし、上位所得者で人工透析を行う70歳未満の患者の自己負担限度額:20,000円)

《高額医療・高額介護合算制度》

1年間(毎年8月～翌年7月)の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組み。

自己負担限度額は、所得と年齢に応じきめ細かく設定。

○ **生活習慣病（p. 42）**

疾病の発症には、様々な要因が関係していますが、そのうち、生活習慣は、「悪性新生物」、「脳血管疾患」、「心疾患」などの発症に深くかかわっていることが明らかになってきています。

例えば、生活習慣の与える影響が大きい疾病には、喫煙による「肺がん」、食事の偏りによる「脳卒中」や「高血圧」、運動不足などによる「糖尿病」などがあります。

このような生活習慣がその発症・進行に深く関与する疾患群を生活習慣病と呼んでいます。

○ **後発医薬品（ジェネリック医薬品 p. 44）**

先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品であり、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっています。

○ **バイオ後続品（p. 44）**

特許終了後の先行バイオ医薬品と同等・同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品であり、バイオシミラーともいいます。一般的に開発費用が安く抑えられることから、先行バイオ医薬品に比べて薬価が低くなっています。

○ **保健事業実施計画（データヘルス計画 p. 47）**

法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 307 号）に基づき、各保険者が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、レセプトデータや国保データベースシステムによる健診・医療情報などを活用して策定する計画です。

○ **メタボリックシンドローム（p. 47）**

内臓脂肪症候群ともいいます。該当者は、内臓脂肪の蓄積（主に腹囲により測定）に加え、リスクがあるとされる血中脂質や血圧、血糖の基準のうち 2 つ以上に該当する方、予備群は、内臓脂肪の蓄積に加え、血中脂質や血圧、血糖の基準のうち 1 つに該当する方をいいます。

○ **ノルディックウォーキング（p. 48）**

フィンランドが発祥の地で、2本のポールを持って歩行する身体全体を使うスポーツです。クロスカントリースキー選手が夏のトレーニングとして活用したり、北欧では、通勤や通学など日常生活の一部として利用されています。

○ **オーラルフレイル（p. 49）**

老化に伴う様々な口腔の状態（歯数・口腔衛生・口腔機能など）の変化に、口腔の健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象及び過程をいいます。

○ **薬物有害事象（p. 49）**

広義の副作用であり、薬物アレルギーなどによる確率的有害事象のほかに、薬効が強くなりすぎることによる有害事象や、血中濃度の過上昇による臓器障害も含むとされています。また、若年者に比べ高齢者の発症が多いとされています。

○ **お薬手帳（p. 49）**

病院や薬局などで医療用の薬をもらった時や、市販の薬を購入した時に、薬の名称や飲む量、回数などを記録するための手帳のことです。

医療機関に受診する際に、医師・薬剤師がお薬手帳の記録をチェックし、薬の飲み合わせや副作用を防ぐことや、新しく処方された薬の情報等を記入してもらうことができます。

○ 一部負担金（p. 51）

保険医療機関等において、被保険者が治療を受けた際に支払うものです。

下記以外の方		3割相当額
義務教育就学前の者（未就学児）		2割相当額
70歳以上の高齢者	一般	2割相当額 （平成26年3月までに70歳に達している方は1割相当額）
	現役並み所得者	3割相当額

○ 基幹業務システム（p. 52）

地方公共団体情報システム標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）で定められた20業務に係る業務システムをいいます。

○ ガバメントクラウド（p. 52）

政府共通のクラウドサービスの利用環境を指し、ガバメントクラウド上に構築することができるシステムは、地方公共団体情報システム標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に規定された標準化基準に適合したシステム（標準準拠システム）とそれに関連したシステムとされています。

同法において、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が義務付けられたことに対し、ガバメントクラウドの利用は努力義務とされています。

○ 地域包括ケアシステム（p. 54）

高齢者が地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で個々の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。

統計数値

(1) 保険者別の加入世帯数及び被保険者数	69
(2) 保険者別一人当たり療養諸費	73
(3) 保険者別一人当たり医療費の状況(令和2年度)	76
(4) 保険者別受診率の状況(令和3年度)	79
(5) 賦課状況における市町村別の標準割合(令和3年度 医療分・一般)	82
(6) 保険者別一人当たり所得等の状況(令和3年度)	86
(7) 保険料(税)率の状況(令和3年度 現年分)	89
(8) 収納率の状況(現年度、全被保険者)	93
(9) レセプト点検の状況(令和3年度)	96
(10) 交通事故に係る第三者求償実績(被保険者1,000人当たり)	97
(11) 海外療養費の支給実績	101
(12) 特定健康診査、特定保健指導の状況	102
(13) 医療費通知、後発医薬品差額通知実施状況	106

(1) 保険者別の加入世帯数及び被保険者数

(単位:世帯、人)

保険者 番号	保険者名	H29		H30		R1		R2		R3	
		世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
001	札幌市	273,835	399,957	266,735	384,950	260,703	371,797	258,465	364,848	258,092	360,893
002	函館市	41,023	60,932	39,481	57,933	38,311	55,532	37,496	53,797	36,867	52,467
003	小樽市	18,489	26,688	17,819	25,538	17,152	24,350	16,825	23,753	16,526	23,125
004	旭川市	49,912	75,538	48,319	72,169	46,920	69,011	46,160	67,220	45,402	65,571
005	室蘭市	12,403	17,853	11,896	16,894	11,535	16,176	11,165	15,459	10,884	14,963
006	釧路市	25,778	37,583	24,824	35,729	24,096	34,212	23,602	33,258	23,220	32,573
007	帯広市	23,310	36,346	22,443	34,670	22,140	33,855	21,921	33,218	21,616	32,384
008	北見市	17,957	28,301	17,521	27,329	17,145	26,413	16,826	25,621	16,505	24,823
009	夕張市	1,630	2,437	1,529	2,268	1,467	2,169	1,415	2,109	1,365	2,053
010	岩見沢市	11,953	18,824	11,548	17,934	11,249	17,236	11,092	16,822	10,912	16,405
011	網走市	5,364	9,168	5,252	8,894	5,145	8,619	5,049	8,394	4,942	8,167
012	留萌市	2,789	4,072	2,654	3,829	2,553	3,658	2,473	3,496	2,377	3,329
013	苫小牧市	23,398	35,318	22,853	34,050	22,413	32,892	22,204	32,161	21,929	31,460
014	稚内市	4,927	7,861	4,710	7,428	4,590	7,187	4,508	7,017	4,397	6,787
015	美瑛市	3,749	5,887	3,618	5,618	3,497	5,391	3,383	5,128	3,300	4,947
016	芦別市	2,474	3,582	2,353	3,375	2,197	3,139	2,148	3,027	2,088	2,922
017	江別市	16,597	26,207	16,306	25,529	16,137	24,937	16,120	24,636	16,090	24,382
018	赤平市	1,766	2,424	1,652	2,247	1,605	2,144	1,535	2,023	1,484	1,936
019	紋別市	3,593	5,713	3,493	5,481	3,358	5,217	3,272	5,041	3,209	4,915
020	士別市	2,874	4,824	2,759	4,572	2,651	4,335	2,595	4,162	2,572	4,089
021	名寄市	3,639	5,813	3,535	5,586	3,438	5,438	3,327	5,202	3,315	5,110
022	三笠市	1,486	2,131	1,437	2,063	1,381	1,947	1,348	1,886	1,302	1,824
023	根室市	4,207	7,999	4,080	7,687	3,914	7,272	3,856	7,043	3,774	6,775
024	千歳市	10,997	16,824	10,719	16,143	10,504	15,659	10,466	15,428	10,400	15,182
025	滝川市	5,911	8,900	5,650	8,400	5,383	7,955	5,265	7,696	5,231	7,534
026	砂川市	2,551	3,806	2,430	3,582	2,355	3,459	2,313	3,347	2,264	3,237
028	深川市	3,437	5,548	3,317	5,287	3,187	5,059	3,105	4,896	3,020	4,715
029	富良野市	3,377	5,929	3,219	5,642	3,146	5,440	3,067	5,279	3,027	5,144
030	登別市	7,069	10,687	6,741	10,075	6,503	9,602	6,325	9,228	6,230	9,004
031	恵庭市	8,687	13,424	8,499	12,955	8,387	12,665	8,321	12,542	8,310	12,447
033	伊達市	5,572	8,556	5,394	8,212	5,203	7,859	5,130	7,702	5,060	7,534
034	北広島市	8,396	13,261	8,227	12,767	8,061	12,291	7,987	12,041	7,972	11,861
035	石狩市	9,019	14,602	8,758	14,037	8,520	13,442	8,371	13,013	8,218	12,557
036	当別町	2,596	4,491	2,500	4,257	2,445	4,085	2,389	3,913	2,353	3,779
037	新篠津村	573	1,325	556	1,278	553	1,259	549	1,197	538	1,152
040	松前町	1,537	2,373	1,470	2,220	1,400	2,083	1,354	1,995	1,327	1,931
041	福島町	819	1,307	787	1,254	773	1,224	750	1,160	720	1,112
042	知内町	676	1,193	659	1,148	642	1,108	636	1,077	627	1,056
043	木古内町	750	1,134	711	1,067	679	997	664	958	652	929
044	北斗市	6,721	10,732	6,566	10,372	6,420	10,015	6,353	9,812	6,283	9,574
046	七飯町	4,229	6,921	4,126	6,649	4,046	6,394	4,015	6,307	4,005	6,218
051	鹿部町	839	1,751	819	1,683	812	1,611	797	1,557	782	1,495
053	森町	2,826	5,234	2,735	4,970	2,672	4,762	2,597	4,582	2,545	4,425

保険者 番号	保険者名	H29		H30		R1		R2		R3	
		世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
054	八雲町	2,835	5,122	2,746	4,904	2,644	4,670	2,568	4,509	2,521	4,377
055	長万部町	881	1,476	854	1,427	814	1,354	799	1,311	783	1,269
056	江差町	1,226	1,834	1,198	1,756	1,139	1,657	1,123	1,603	1,096	1,538
057	上ノ国町	810	1,242	761	1,144	718	1,067	705	1,030	670	969
058	厚沢部町	675	1,151	651	1,084	636	1,051	622	1,014	605	976
059	乙部町	599	942	562	876	529	826	505	779	476	733
062	奥尻町	490	773	461	723	433	673	407	626	390	579
064	せたな町	1,440	2,447	1,377	2,294	1,309	2,161	1,256	2,059	1,202	1,973
065	今金町	900	1,681	871	1,600	818	1,482	795	1,425	776	1,388
067	寿都町	518	738	490	690	454	630	431	579	433	575
077	岩内町	1,789	2,720	1,704	2,548	1,627	2,386	1,614	2,326	1,547	2,197
083	余市町	3,154	5,065	3,033	4,827	2,950	4,675	2,909	4,550	2,846	4,387
087	南幌町	1,086	1,903	1,079	1,882	1,064	1,850	1,057	1,815	1,068	1,801
090	由仁町	951	1,773	911	1,697	871	1,616	841	1,537	839	1,507
091	長沼町	1,714	3,242	1,654	3,115	1,620	3,057	1,601	2,998	1,570	2,928
092	栗山町	1,858	3,202	1,776	3,040	1,698	2,887	1,683	2,848	1,649	2,770
093	月形町	550	923	525	870	506	825	488	784	465	757
094	空知中部広域連合	3,648	6,042	3,506	5,733	3,366	5,432	3,289	5,272	3,223	5,126
096	妹背牛町	538	1,025	525	1,004	506	957	497	934	477	895
097	秩父別町	425	787	411	761	402	735	385	690	366	654
099	北竜町	325	632	309	598	297	568	284	539	280	521
100	沼田町	479	961	462	908	453	884	452	871	445	847
101	幌加内町	244	437	224	397	203	367	195	351	193	349
102	鷹栖町	1,059	1,799	1,018	1,716	997	1,646	1,002	1,619	983	1,567
104	当麻町	1,051	1,858	1,038	1,822	1,028	1,775	995	1,725	974	1,677
105	比布町	611	1,032	587	971	568	914	545	865	548	860
106	愛別町	510	826	473	754	441	691	431	658	428	651
107	上川町	577	867	558	832	541	797	525	774	513	749
110	上富良野町	1,501	2,606	1,451	2,492	1,422	2,416	1,414	2,346	1,410	2,310
111	中富良野町	832	1,750	821	1,726	802	1,692	785	1,648	797	1,634
112	南富良野町	395	649	381	632	354	586	340	559	347	568
113	占冠村	253	364	262	372	284	399	183	294	172	283
114	和寒町	626	1,164	594	1,112	556	1,026	537	979	531	951
115	剣淵町	598	1,112	593	1,094	570	1,056	554	1,031	547	1,006
118	下川町	570	937	564	927	545	883	537	862	523	836
119	美深町	720	1,186	704	1,150	680	1,115	675	1,096	666	1,063
120	音威子府村	87	150	85	143	85	146	81	138	82	129
121	中川町	228	393	224	375	207	359	196	336	190	324
122	増毛町	689	1,072	657	1,015	627	955	608	919	596	884
123	小平町	538	885	506	811	491	777	463	733	447	699
124	苫前町	498	916	475	877	451	831	425	774	427	756

保険者 番号	保険者名	H29		H30		R1		R2		R3	
		世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
125	羽幌町	1,153	1,852	1,117	1,785	1,066	1,708	1,026	1,639	989	1,588
126	初山別村	219	350	207	327	194	313	193	311	193	317
127	遠別町	388	694	375	674	367	644	367	616	349	586
128	天塩町	473	874	461	844	452	803	445	786	435	762
129	幌延町	341	593	338	591	346	601	342	593	330	565
130	猿払村	423	1,110	430	1,121	431	1,102	423	1,086	418	1,068
131	浜頓別町	548	951	535	910	512	867	507	857	498	816
132	中頓別町	269	440	263	427	249	407	233	376	226	358
133	枝幸町	1,427	2,854	1,403	2,764	1,346	2,650	1,312	2,580	1,315	2,553
135	豊富町	701	1,294	679	1,239	662	1,215	643	1,175	634	1,125
136	礼文町	506	950	488	916	471	891	466	876	469	880
137	利尻町	352	588	347	569	325	526	319	514	328	530
138	利尻富士町	466	750	465	757	467	760	453	741	438	714
140	大空町	1,148	2,640	1,116	2,535	1,099	2,456	1,066	2,327	1,058	2,275
141	美幌町	3,053	5,298	2,978	5,128	2,902	4,960	2,827	4,768	2,769	4,589
142	津別町	864	1,603	806	1,479	769	1,397	738	1,297	705	1,229
143	斜里町	1,995	4,078	1,959	3,985	1,935	3,901	1,890	3,773	1,866	3,669
144	清里町	675	1,560	664	1,522	645	1,460	636	1,450	624	1,427
145	小清水町	887	1,981	854	1,852	815	1,751	791	1,686	776	1,646
147	訓子府町	899	2,012	883	1,938	868	1,865	844	1,810	823	1,760
148	置戸町	490	979	475	944	465	918	460	901	451	875
150	佐呂間町	855	1,786	847	1,736	837	1,692	807	1,621	801	1,585
153	遠軽町	3,041	4,741	2,909	4,490	2,826	4,296	2,789	4,202	2,747	4,091
157	湧別町	1,588	3,307	1,535	3,157	1,475	3,040	1,433	2,941	1,407	2,876
158	滝上町	399	647	378	619	367	591	361	575	364	574
159	興部町	617	1,244	609	1,213	609	1,202	599	1,160	596	1,148
160	西興部村	152	233	141	216	141	207	138	197	136	199
161	雄武町	822	1,599	783	1,510	757	1,447	743	1,410	713	1,354
162	豊浦町	810	1,378	799	1,326	784	1,287	742	1,215	722	1,194
163	洞爺湖町	1,618	2,549	1,552	2,425	1,517	2,355	1,468	2,272	1,426	2,181
166	壮瞥町	450	777	435	725	430	686	414	663	403	643
167	白老町	3,466	5,354	3,291	5,001	3,169	4,714	3,086	4,533	3,021	4,359
169	安平町	1,337	2,210	1,272	2,076	1,211	1,950	1,182	1,879	1,135	1,789
170	厚真町	735	1,339	716	1,294	681	1,223	672	1,187	661	1,168
171	むかわ町	1,538	2,688	1,486	2,596	1,415	2,477	1,382	2,368	1,320	2,250
174	平取町	893	1,639	846	1,537	809	1,448	801	1,413	770	1,358
175	日高町	2,240	3,782	2,146	3,566	2,077	3,373	1,989	3,204	1,931	3,045
176	新冠町	958	1,751	962	1,696	953	1,646	925	1,544	887	1,444
177	新ひだか町	3,671	6,178	3,553	5,880	3,444	5,635	3,428	5,521	3,341	5,355
179	浦河町	2,052	3,359	1,998	3,180	1,941	3,035	1,886	2,914	1,837	2,790
180	様似町	783	1,355	752	1,287	721	1,237	697	1,186	685	1,158
181	えりも町	933	2,178	907	2,093	891	2,007	874	1,923	849	1,836

(単位:世帯、人)

保険者 番号	保険者名	H29		H30		R1		R2		R3	
		世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
182	音更町	6,009	10,610	5,881	10,263	5,711	9,832	5,595	9,565	5,500	9,342
183	土幌町	985	2,342	950	2,227	931	2,143	930	2,104	925	2,077
184	上土幌町	814	1,550	796	1,495	763	1,415	729	1,349	720	1,321
185	鹿追町	849	1,767	834	1,701	814	1,646	776	1,565	754	1,503
186	新得町	955	1,548	930	1,490	903	1,429	877	1,374	845	1,309
187	清水町	1,576	2,980	1,553	2,895	1,487	2,793	1,470	2,729	1,473	2,684
188	芽室町	2,588	5,430	2,531	5,254	2,474	5,092	2,453	4,992	2,413	4,841
189	中札内村	602	1,158	574	1,076	555	1,023	554	1,001	551	986
190	更別村	494	1,276	486	1,244	481	1,221	475	1,204	476	1,199
192	大樹町	907	1,673	880	1,594	832	1,504	824	1,472	787	1,400
193	広尾町	1,169	2,066	1,117	1,973	1,072	1,857	1,043	1,778	1,027	1,729
194	幕別町	3,888	6,952	3,784	6,678	3,677	6,396	3,617	6,208	3,571	6,063
195	池田町	1,282	2,296	1,243	2,223	1,216	2,137	1,175	2,024	1,157	1,945
196	豊頃町	577	1,236	570	1,195	565	1,187	568	1,182	544	1,130
197	本別町	1,231	2,257	1,173	2,127	1,111	1,991	1,061	1,902	1,030	1,845
198	足寄町	1,171	2,081	1,131	1,995	1,081	1,902	1,059	1,855	1,033	1,795
199	陸別町	438	712	419	679	410	647	396	622	383	599
200	浦幌町	895	1,697	852	1,606	824	1,541	786	1,462	760	1,391
201	釧路町	2,767	4,668	2,742	4,544	2,707	4,418	2,720	4,387	2,683	4,262
202	厚岸町	1,575	3,007	1,531	2,906	1,472	2,761	1,461	2,705	1,428	2,612
203	浜中町	1,138	2,655	1,091	2,525	1,074	2,422	1,069	2,398	1,059	2,352
204	標茶町	1,356	2,612	1,312	2,540	1,281	2,466	1,265	2,402	1,239	2,329
205	弟子屈町	1,292	2,170	1,260	2,071	1,203	1,942	1,144	1,828	1,107	1,745
207	鶴居村	406	803	396	781	391	745	393	726	392	725
208	白糠町	1,378	2,245	1,319	2,128	1,249	1,989	1,202	1,920	1,180	1,871
210	別海町	2,749	6,576	2,681	6,266	2,618	6,021	2,545	5,764	2,516	5,612
211	中標津町	3,386	6,157	3,238	5,788	3,159	5,550	3,093	5,382	3,056	5,225
212	標津町	1,011	2,166	984	2,078	948	1,970	929	1,901	912	1,835
213	羅臼町	1,052	2,422	1,028	2,308	996	2,173	953	2,028	931	1,922
251	大雪地区広域連合	4,409	7,873	4,335	7,660	4,253	7,415	4,131	7,147	4,127	6,969
252	後志広域連合	9,224	15,728	8,981	15,170	8,765	14,596	8,528	14,223	8,315	13,829
	北海道	782,621	1,221,398	759,143	1,170,880	739,458	1,126,737	728,259	1,098,146	720,173	1,075,025
	全国	18,556,459	29,570,555	18,051,794	28,314,222	17,600,150	27,196,328	17,373,490	26,537,628	17,195,733	25,993,737

※ 世帯数・被保険者数ともに年度平均である。

出典:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

(2) 保険者別一人当たり療養諸費

(単位:円)

保険者 番号	保険者名	H29	H30	R1	R2	R3
001	札幌市	394,948	400,200	414,214	400,019	421,307
002	函館市	419,827	423,133	435,898	438,960	453,089
003	小樽市	492,499	491,903	508,886	493,340	515,630
004	旭川市	413,275	430,631	444,745	435,577	456,721
005	室蘭市	468,395	456,343	463,466	456,942	492,468
006	釧路市	393,926	403,995	420,419	420,990	430,114
007	帯広市	365,140	371,469	373,192	366,367	384,372
008	北見市	375,860	377,266	379,039	367,096	384,728
009	夕張市	491,724	490,059	467,718	459,002	492,932
010	岩見沢市	416,458	425,287	438,988	417,489	435,350
011	網走市	368,558	372,655	376,109	349,598	361,837
012	留萌市	455,927	466,239	465,838	484,576	483,941
013	苫小牧市	382,367	390,334	405,574	398,724	406,090
014	稚内市	375,817	371,665	396,179	377,397	408,304
015	美唄市	440,212	450,286	472,963	443,741	479,026
016	芦別市	530,551	546,208	564,707	559,479	569,454
017	江別市	400,955	406,596	420,828	408,359	431,019
018	赤平市	551,791	545,624	588,537	588,304	628,746
019	紋別市	372,808	355,345	369,760	365,794	377,106
020	士別市	434,311	439,583	450,976	426,583	442,569
021	名寄市	425,948	425,139	427,725	425,837	432,077
022	三笠市	482,829	510,235	512,174	485,121	516,734
023	根室市	369,377	360,905	388,736	357,027	390,971
024	千歳市	393,324	395,550	402,709	372,432	408,292
025	滝川市	468,010	477,330	489,076	487,242	516,597
026	砂川市	536,553	488,341	500,181	478,949	511,662
028	深川市	454,903	479,099	480,087	463,493	499,821
029	富良野市	333,215	346,740	353,255	340,426	375,381
030	登別市	459,641	454,309	467,201	468,716	472,445
031	恵庭市	424,526	411,356	436,508	413,514	436,219
033	伊達市	455,234	447,826	454,081	439,465	435,454
034	北広島市	418,804	439,011	449,178	434,457	467,882
035	石狩市	416,016	413,307	442,873	422,215	435,059
036	当別町	376,540	406,665	395,805	366,904	383,723
037	新篠津村	403,202	390,313	418,667	439,966	436,220
040	松前町	477,041	478,461	461,752	503,219	531,709
041	福島町	449,715	502,363	558,732	504,799	574,753
042	知内町	399,908	352,588	448,256	380,733	367,295
043	木古内町	485,455	479,578	428,977	391,226	448,097
044	北斗市	413,013	410,477	411,455	411,202	435,435
046	七飯町	422,527	426,967	434,588	436,369	439,322
051	鹿部町	361,042	351,560	392,572	377,784	383,912
053	森町	399,046	392,829	403,809	389,837	435,651
054	八雲町	445,641	451,300	445,602	437,193	478,442
055	長万部町	434,400	415,247	413,198	433,000	435,075
056	江差町	365,798	408,932	395,159	378,783	383,869
057	上ノ国町	445,425	464,807	494,543	506,627	471,002
058	厚沢部町	399,933	414,010	446,640	414,559	372,505
059	乙部町	415,430	459,964	444,682	480,037	562,561
062	奥尻町	381,064	344,499	347,288	368,212	375,606
064	せたな町	458,509	452,271	472,982	448,713	478,054
065	今金町	438,440	407,111	445,003	405,391	438,305
067	寿都町	454,265	432,059	418,622	442,679	521,937
077	岩内町	453,080	460,145	456,775	423,973	450,306

(単位:円)

保険者 番号	保険者名	H29	H30	R1	R2	R3
083	余市町	435,876	456,579	492,886	489,439	498,976
087	南幌町	403,026	410,516	404,871	387,280	395,772
090	由仁町	406,185	424,924	441,585	412,258	407,226
091	長沼町	369,309	384,871	378,694	388,422	397,269
092	栗山町	405,302	396,783	440,401	401,528	444,665
093	月形町	401,539	420,078	390,638	407,463	464,324
094	空知中部広域連合	469,912	481,458	484,280	487,874	489,214
096	妹背牛町	427,539	429,997	391,366	361,898	439,310
097	秩父別町	381,279	341,674	365,561	376,623	392,730
099	北竜町	395,852	399,168	388,977	380,180	437,267
100	沼田町	375,304	406,466	414,136	366,430	376,476
101	幌加内町	387,771	429,708	370,561	333,909	317,081
102	鷹栖町	347,701	396,120	399,987	352,527	405,793
104	当麻町	360,983	377,764	397,318	384,782	379,903
105	比布町	421,625	417,252	469,677	434,850	470,686
106	愛別町	395,638	419,082	406,977	490,267	400,198
107	上川町	436,271	475,054	412,147	422,547	432,262
110	上富良野町	363,486	379,711	369,324	352,019	361,630
111	中富良野町	351,499	332,916	317,657	339,552	376,251
112	南富良野町	323,050	333,323	361,198	362,205	369,871
113	占冠村	277,519	229,852	247,480	192,819	231,276
114	和寒町	376,194	359,462	411,836	405,330	389,438
115	剣淵町	434,823	397,573	399,419	400,235	421,753
118	下川町	415,933	431,911	447,777	399,988	404,377
119	美深町	380,077	397,718	392,533	373,243	403,127
120	音威子府村	376,170	359,624	418,621	490,183	365,548
121	中川町	427,739	381,309	347,966	419,379	431,646
122	増毛町	475,281	399,570	433,993	417,275	452,671
123	小平町	353,711	383,024	419,966	450,097	516,990
124	苫前町	360,321	390,614	388,876	366,609	414,600
125	羽幌町	367,422	360,663	386,890	449,573	423,775
126	初山別村	507,921	556,852	625,184	519,907	510,714
127	遠別町	350,304	363,841	401,476	328,047	373,844
128	天塩町	346,599	358,192	358,380	429,196	414,118
129	幌延町	284,432	305,020	298,334	322,834	373,249
130	猿払村	287,489	334,660	331,853	338,962	326,367
131	浜頓別町	376,632	460,297	469,730	430,102	453,165
132	中頓別町	447,702	319,055	362,380	336,581	357,584
133	枝幸町	351,351	348,288	354,934	336,485	371,540
135	豊富町	305,261	304,111	296,412	286,901	335,094
136	礼文町	317,780	355,165	337,480	294,050	311,377
137	利尻町	440,644	416,012	412,039	369,907	401,858
138	利尻富士町	392,995	366,154	394,510	361,390	348,785
140	大空町	339,088	353,571	334,383	316,210	328,741
141	美幌町	403,685	392,338	407,477	430,415	429,926
142	津別町	387,448	418,529	413,914	394,582	393,347
143	斜里町	324,933	305,143	318,495	314,631	311,163
144	清里町	352,594	338,493	331,803	342,227	343,786
145	小清水町	346,947	359,048	354,499	336,899	302,055
147	訓子府町	313,949	308,266	335,358	327,874	321,605
148	置戸町	373,747	407,724	406,335	368,718	357,217
150	佐呂間町	342,045	360,175	363,817	370,261	356,804
153	遠軽町	388,618	394,465	405,119	378,183	404,712
157	湧別町	319,778	295,714	332,183	292,068	351,262
158	滝上町	374,445	339,478	386,084	370,865	428,382

(単位:円)

保険者 番号	保険者名	H29	H30	R1	R2	R3
159	興部町	349,945	314,850	353,848	307,837	353,052
160	西興部村	383,276	312,936	379,533	308,790	307,481
161	雄武町	336,107	358,339	363,411	268,752	304,895
162	豊浦町	363,358	419,236	365,404	351,515	315,273
163	洞爺湖町	447,535	500,757	488,040	475,941	462,481
166	壮瞥町	520,793	452,933	392,514	455,469	394,385
167	白老町	442,253	415,805	417,686	406,500	452,527
169	安平町	378,224	371,311	386,227	347,372	394,340
170	厚真町	305,037	302,874	311,587	306,580	303,366
171	むかわ町	362,808	345,758	343,682	333,041	337,354
174	平取町	353,018	348,084	379,766	343,148	337,108
175	日高町	336,244	325,242	308,618	312,782	284,995
176	新冠町	313,004	307,312	338,082	321,836	344,479
177	新ひだか町	397,542	389,814	395,897	378,060	396,939
179	浦河町	352,757	372,940	379,839	395,538	394,732
180	様似町	410,531	423,486	425,559	415,797	372,274
181	えりも町	331,577	329,212	349,795	350,026	366,137
182	音更町	352,861	362,837	353,790	355,236	359,657
183	士幌町	306,233	324,055	320,794	320,706	329,612
184	上士幌町	313,927	339,471	313,158	357,236	358,683
185	鹿追町	289,561	325,295	342,483	336,284	371,653
186	新得町	383,905	383,638	396,065	357,303	366,100
187	清水町	321,001	334,458	332,031	326,415	334,306
188	芽室町	298,118	293,450	305,939	290,709	315,969
189	中札内村	291,743	283,790	332,556	315,346	327,618
190	更別村	259,645	269,898	294,806	296,153	288,815
192	大樹町	321,144	286,663	323,016	357,707	372,652
193	広尾町	350,642	375,879	394,945	405,959	392,302
194	幕別町	344,421	333,668	353,808	329,001	340,518
195	池田町	365,772	387,302	390,388	410,640	400,572
196	豊頃町	294,977	308,214	302,655	273,928	301,253
197	本別町	374,596	370,396	410,444	347,112	368,496
198	足寄町	349,539	335,655	338,588	326,788	340,767
199	陸別町	395,177	407,752	430,186	484,966	445,266
200	浦幌町	322,358	309,322	297,454	299,118	306,639
201	釧路町	361,562	361,871	368,826	385,696	400,116
202	厚岸町	362,758	364,666	346,815	373,140	389,579
203	浜中町	323,029	328,048	363,074	356,289	367,791
204	標茶町	314,395	312,239	328,990	332,012	328,985
205	弟子屈町	374,908	392,178	404,775	389,020	412,103
207	鶴居村	324,882	324,685	308,390	297,049	354,426
208	白糠町	399,485	400,009	419,322	395,360	414,888
210	別海町	257,186	265,017	269,471	258,287	283,211
211	中標津町	298,369	301,232	314,064	301,988	323,030
212	標津町	303,662	307,097	307,229	266,730	274,906
213	羅臼町	269,400	267,970	265,359	281,099	290,121
251	大雪地区広域連合	346,074	356,157	363,327	348,075	369,908
252	後志広域連合	382,599	376,924	379,478	356,456	372,598
	北海道	397,562	401,977	413,568	402,309	421,056
	全国	362,159	367,989	378,939	370,881	394,729

厚生労働省「国民健康保険事業年報」の数値を基に道が算出。

(3) 保険者別一人当たり医療費の状況(令和2年度)

(単位:円)

保険者 番号	保険者名	一人当たり医療費			
		計	入院	入院外+調剤	歯科
001	札幌市	393,994	171,430	194,896	27,668
002	函館市	434,196	189,982	218,097	26,117
003	小樽市	488,763	231,994	225,446	31,323
004	旭川市	428,848	189,974	213,653	25,220
005	室蘭市	453,923	217,266	210,296	26,361
006	釧路市	417,352	174,673	215,638	27,041
007	帯広市	363,015	137,479	197,824	27,712
008	北見市	363,291	137,202	201,954	24,135
009	夕張市	456,551	232,665	200,235	23,651
010	岩見沢市	413,502	182,845	204,774	25,883
011	網走市	345,443	136,577	186,145	22,720
012	留萌市	482,479	245,312	219,575	17,592
013	苫小牧市	395,858	158,157	213,301	24,399
014	稚内市	373,226	156,039	198,360	18,827
015	美唄市	440,089	179,719	236,597	23,773
016	芦別市	556,230	291,982	230,931	33,317
017	江別市	402,866	165,963	210,282	26,621
018	赤平市	586,376	314,522	243,164	28,691
019	紋別市	362,453	155,304	185,728	21,421
020	士別市	418,387	159,887	232,333	26,166
021	名寄市	421,321	170,558	223,962	26,801
022	三笠市	478,980	236,567	221,015	21,398
023	根室市	354,479	153,781	177,747	22,951
024	千歳市	368,139	155,277	189,244	23,618
025	滝川市	484,253	232,042	224,392	27,819
026	砂川市	475,489	233,474	216,961	25,054
028	深川市	460,108	218,841	214,733	26,534
029	富良野市	337,918	152,992	162,381	22,545
030	登別市	465,808	225,070	212,573	28,165
031	恵庭市	409,565	171,423	209,000	29,141
033	伊達市	436,138	213,375	200,868	21,895
034	北広島市	428,112	184,714	214,864	28,534
035	石狩市	418,356	185,048	208,282	25,026
036	当別町	360,923	158,168	178,049	24,706
037	新篠津村	435,708	146,833	265,274	23,601
040	松前町	501,853	234,314	242,970	24,568
041	福島町	502,953	242,055	240,780	20,118
042	知内町	376,222	162,563	193,467	20,192
043	木古内町	384,844	153,318	212,593	18,934
044	北斗市	405,714	174,239	208,290	23,185
046	七飯町	428,508	182,044	222,841	23,623
051	鹿部町	374,613	143,631	210,763	20,219
053	森町	386,095	158,676	205,915	21,504
054	八雲町	434,480	242,433	171,610	20,437
055	長万部町	430,431	228,498	179,923	22,011
056	江差町	376,102	155,631	194,140	26,331
057	上ノ国町	503,614	255,319	219,978	28,317
058	厚沢部町	411,571	216,423	175,447	19,700
059	乙部町	476,231	233,375	221,021	21,835
062	奥尻町	366,298	176,406	172,520	17,373
064	せたな町	445,682	221,761	194,902	29,019
065	今金町	402,798	191,634	189,101	22,063
067	寿都町	439,720	188,410	221,876	29,434

(単位:円)

保険者 番号	保険者名	一人当たり医療費			
		計	入院	入院外+調剤	歯科
077	岩内町	419,004	200,971	197,312	20,721
083	余市町	484,960	253,770	204,447	26,744
087	南幌町	382,576	156,918	193,911	31,747
090	由仁町	409,676	191,826	194,409	23,440
091	長沼町	385,200	171,423	183,950	29,828
092	栗山町	395,644	147,576	220,381	27,687
093	月形町	406,273	195,523	180,317	30,433
094	空知中部広域連合	507,609	243,592	239,327	24,690
096	妹背牛町	357,494	147,327	182,300	27,867
097	秩父別町	374,510	143,559	205,256	25,696
099	北竜町	376,195	157,846	194,353	23,996
100	沼田町	364,823	153,576	182,209	29,039
101	幌加内町	333,288	164,140	147,517	21,632
102	鷹栖町	346,800	132,754	193,240	20,807
104	当麻町	381,468	152,493	201,394	27,580
105	比布町	423,508	172,066	232,721	18,720
106	愛別町	487,675	197,908	265,868	23,899
107	上川町	415,817	195,466	198,163	22,188
110	上富良野町	346,911	149,561	174,778	22,572
111	中富良野町	335,741	152,774	165,364	17,603
112	南富良野町	361,132	169,531	173,213	18,388
113	占冠村	192,081	50,812	132,668	8,601
114	和寒町	400,331	208,583	168,552	23,196
115	剣淵町	397,541	136,036	232,091	29,414
118	下川町	396,458	141,135	232,078	23,245
119	美深町	370,681	163,556	184,359	22,766
120	音威子府村	489,265	267,251	190,580	31,434
121	中川町	417,449	207,521	190,040	19,888
122	増毛町	413,284	196,430	199,838	17,016
123	小平町	448,420	193,370	235,334	19,715
124	苫前町	364,284	122,346	222,632	19,306
125	羽幌町	447,151	229,178	197,350	20,623
126	初山別村	519,154	213,395	286,850	18,909
127	遠別町	325,606	142,891	162,097	20,618
128	天塩町	427,905	244,264	164,246	19,394
129	幌延町	322,482	156,290	143,245	22,947
130	猿払村	337,307	147,908	167,457	21,942
131	浜頓別町	426,840	185,794	222,672	18,374
132	中頓別町	335,347	161,785	161,082	12,479
133	枝幸町	333,421	139,887	172,601	20,933
135	豊富町	286,460	121,994	145,839	18,628
136	礼文町	293,323	139,010	137,988	16,325
137	利尻町	369,097	144,760	197,807	26,530
138	利尻富士町	358,586	181,021	158,212	19,352
140	大空町	311,750	113,502	177,052	21,195
141	美幌町	425,818	200,514	198,895	26,408
142	津別町	392,127	121,719	248,016	22,392
143	斜里町	311,307	137,540	152,214	21,554
144	清里町	339,555	125,131	187,812	26,613
145	小清水町	333,807	127,531	184,509	21,766
147	訓子府町	323,681	122,792	181,237	19,652
148	置戸町	363,313	144,700	199,161	19,453
150	佐呂間町	366,424	162,510	180,512	23,402
153	遠軽町	375,506	154,364	199,788	21,354
157	湧別町	290,138	105,745	163,591	20,802

(単位:円)

保険者 番号	保険者名	一人当たり医療費			
		計	入院	入院外+調剤	歯科
158	滝上町	366,374	136,076	195,671	34,627
159	興部町	305,963	126,500	157,767	21,696
160	西興部村	305,427	126,476	156,995	21,956
161	雄武町	266,845	116,775	124,830	25,239
162	豊浦町	348,723	149,298	181,704	17,721
163	洞爺湖町	473,860	233,514	218,211	22,135
166	壮瞥町	453,760	236,832	195,773	21,155
167	白老町	402,073	181,495	197,100	23,477
169	安平町	346,003	142,298	177,250	26,455
170	厚真町	305,727	128,467	152,875	24,385
171	むかわ町	330,284	145,407	163,795	21,083
174	平取町	341,266	150,619	167,382	23,265
175	日高町	309,844	138,842	150,259	20,743
176	新冠町	318,338	146,292	156,251	15,795
177	新ひだか町	374,404	166,314	186,893	21,198
179	浦河町	386,574	175,197	189,785	21,592
180	様似町	409,454	205,732	181,645	22,077
181	えりも町	343,312	160,338	158,733	24,241
182	音更町	352,455	128,061	195,354	29,040
183	士幌町	318,626	112,147	181,760	24,718
184	上士幌町	354,392	146,397	181,165	26,830
185	鹿追町	334,013	138,013	171,386	24,615
186	新得町	356,000	131,426	199,027	25,547
187	清水町	324,701	119,024	177,109	28,568
188	芽室町	286,604	101,183	159,150	26,271
189	中札内村	311,548	115,860	162,864	32,823
190	更別村	293,390	113,698	148,941	30,752
192	大樹町	356,559	136,493	186,049	34,017
193	広尾町	403,295	159,952	218,538	24,805
194	幕別町	325,766	111,593	182,192	31,981
195	池田町	405,756	154,350	214,660	36,746
196	豊頃町	271,515	83,203	161,786	26,526
197	本別町	344,243	117,629	204,984	21,631
198	足寄町	323,235	127,155	173,874	22,206
199	陸別町	479,540	180,834	262,622	36,084
200	浦幌町	297,610	102,484	173,259	21,867
201	釧路町	382,113	164,448	187,796	29,868
202	厚岸町	369,864	168,416	174,995	26,453
203	浜中町	354,158	152,008	182,021	20,129
204	標茶町	328,502	150,534	153,333	24,635
205	弟子屈町	387,417	155,288	210,570	21,559
207	鶴居村	291,195	122,371	144,714	24,110
208	白糠町	391,442	148,499	221,455	21,489
210	別海町	257,338	114,513	119,641	23,185
211	中標津町	299,169	130,229	149,768	19,172
212	標津町	265,693	106,252	137,568	21,873
213	羅臼町	278,536	135,833	123,093	19,610
251	大雪地区広域連合	342,853	137,920	180,351	24,583
252	後志広域連合	384,954	188,314	172,018	24,623
	北海道	397,600	172,453	199,151	25,995
	全国	363,629	144,100	194,370	25,159

厚生労働省「医療費の地域差分析」の数値を基に道が算出。

(4) 保険者別受診率の状況(令和3年度)

(単位:件/100人当たり)

保険者 番号	保険者名	受診率			
		計	入院	入院外	歯科
001	札幌市	988.12	26.96	774.82	186.34
002	函館市	1,099.81	29.06	894.26	176.48
003	小樽市	1,171.40	37.29	932.64	201.47
004	旭川市	1,014.84	29.72	830.22	154.90
005	室蘭市	1,062.69	35.51	863.10	164.08
006	釧路市	1,028.48	27.18	811.83	189.48
007	帯広市	1,051.92	21.06	839.35	191.51
008	北見市	987.50	22.46	806.61	158.43
009	夕張市	1,032.25	38.24	841.26	152.75
010	岩見沢市	1,077.30	28.63	863.68	184.99
011	網走市	866.59	23.84	706.29	136.45
012	留萌市	973.39	37.31	817.00	119.08
013	苫小牧市	1,018.40	25.53	829.49	163.38
014	稚内市	840.74	28.61	704.67	107.46
015	美唄市	1,065.86	31.39	861.27	173.20
016	芦別市	1,108.49	51.78	782.24	274.47
017	江別市	1,019.85	25.56	814.12	180.17
018	赤平市	1,044.06	55.79	802.58	185.69
019	紋別市	807.77	28.02	639.35	140.41
020	士別市	1,046.49	25.78	848.59	172.12
021	名寄市	877.81	28.20	674.78	174.83
022	三笠市	963.38	41.17	784.92	137.28
023	根室市	798.70	28.92	626.85	142.94
024	千歳市	979.32	25.84	791.87	161.61
025	滝川市	1,038.72	38.63	795.32	204.78
026	砂川市	1,038.71	41.18	824.00	173.53
028	深川市	1,104.26	40.00	861.19	203.08
029	富良野市	878.11	28.81	679.94	169.36
030	登別市	1,065.07	35.53	852.47	177.08
031	恵庭市	1,037.21	29.22	811.13	196.86
033	伊達市	984.62	33.42	813.34	137.86
034	北広島市	1,047.48	30.08	830.99	186.40
035	石狩市	977.50	29.50	779.85	168.15
036	当別町	980.21	22.73	772.37	185.10
037	新篠津村	1,048.79	19.88	829.95	198.96
040	松前町	936.61	40.34	761.99	134.28
041	福島町	1,096.22	47.12	926.53	122.57
042	知内町	1,031.63	23.67	884.66	123.30
043	木古内町	1,054.58	27.13	876.64	150.81
044	北斗市	1,093.96	27.21	932.94	133.81
046	七飯町	1,051.00	27.32	871.65	152.03
051	鹿部町	919.67	23.08	791.44	105.15
053	森町	975.57	29.33	836.09	110.15
054	八雲町	865.94	41.28	696.37	128.28
055	長万部町	856.90	30.50	703.07	123.33
056	江差町	930.04	21.52	742.26	166.26
057	上ノ国町	1,029.21	30.96	840.56	157.69
058	厚沢部町	929.61	26.43	780.53	122.64
059	乙部町	961.80	38.20	782.95	140.66
062	奥尻町	862.00	31.09	666.32	164.59
064	せたな町	889.36	41.31	665.18	182.87
065	今金町	892.94	32.64	741.93	118.37
067	寿都町	1,037.04	34.26	748.00	254.78
077	岩内町	960.90	33.96	808.88	118.07

(単位:件/100人当たり)

保険者 番号	保険者名	受診率			
		計	入院	入院外	歯科
083	余市町	1,089.13	38.02	885.21	165.90
087	南幌町	983.90	23.99	786.51	173.40
090	由仁町	981.16	30.86	809.16	141.14
091	長沼町	986.85	26.16	757.58	203.11
092	栗山町	1,011.73	26.86	791.41	193.47
093	月形町	985.34	40.42	736.72	208.19
094	空知中部広域連合	1,003.65	37.24	808.84	157.57
096	妹背牛町	1,085.70	30.84	815.42	239.44
097	秩父別町	1,068.81	22.02	851.68	195.11
099	北竜町	959.31	31.67	757.58	170.06
100	沼田町	1,079.22	25.27	833.65	220.31
101	幌加内町	787.68	27.79	652.44	107.45
102	鷹栖町	984.88	24.89	833.50	126.48
104	当麻町	970.90	21.94	807.04	141.92
105	比布町	1,050.47	26.86	915.81	107.79
106	愛別町	1,073.12	20.12	906.61	146.39
107	上川町	926.17	33.38	754.87	137.92
110	上富良野町	878.96	26.36	738.66	113.94
111	中富良野町	836.66	27.17	679.93	129.56
112	南富良野町	948.24	27.64	777.64	142.96
113	占冠村	641.34	14.49	538.16	88.69
114	和寒町	919.56	29.44	755.42	134.70
115	剣淵町	965.11	25.05	785.09	154.97
118	下川町	913.64	25.96	739.47	148.21
119	美深町	840.55	29.35	649.86	161.34
120	音威子府村	900.00	26.36	687.60	186.05
121	中川町	978.09	31.79	772.84	173.46
122	増毛町	856.90	33.15	713.35	110.41
123	小平町	1,055.37	38.34	909.87	107.15
124	苫前町	900.00	23.94	767.73	108.33
125	羽幌町	845.72	34.64	709.19	101.89
126	初山別村	932.81	32.81	804.73	95.27
127	遠別町	746.25	31.74	602.56	111.95
128	天塩町	758.14	30.97	606.30	120.87
129	幌延町	797.70	24.60	634.87	138.23
130	猿払村	784.36	26.03	593.73	164.61
131	浜頓別町	899.51	33.09	748.53	117.89
132	中頓別町	836.03	30.45	709.22	96.37
133	枝幸町	747.43	26.56	587.43	133.45
135	豊富町	708.53	25.42	578.40	104.71
136	礼文町	771.25	25.91	665.80	79.55
137	利尻町	727.17	27.74	566.98	132.45
138	利尻富士町	694.12	25.07	572.41	96.64
140	大空町	869.63	20.66	697.41	151.56
141	美幌町	964.24	28.24	753.69	182.31
142	津別町	989.83	19.77	803.50	166.56
143	斜里町	788.69	23.30	634.02	131.37
144	清里町	813.67	19.41	649.62	144.64
145	小清水町	820.96	18.77	649.64	152.55
147	訓子府町	858.30	16.59	718.13	123.58
148	置戸町	984.69	23.43	844.57	116.69
150	佐呂間町	804.42	26.50	658.74	119.18
153	遠軽町	863.19	30.29	695.63	137.28
157	湧別町	740.93	25.14	611.54	104.24
158	滝上町	927.53	34.32	658.19	235.02

(単位:件/100人当たり)

保険者 番号	保険者名	受診率			
		計	入院	入院外	歯科
159	興部町	764.11	24.30	572.13	167.68
160	西興部村	957.29	25.13	794.98	137.19
161	雄武町	847.71	24.45	653.77	169.50
162	豊浦町	889.03	21.27	737.69	130.07
163	洞爺湖町	988.03	33.33	791.15	163.55
166	壮瞥町	901.24	33.13	746.50	121.62
167	白老町	989.65	35.03	784.88	169.74
169	安平町	954.39	25.27	763.89	165.23
170	厚真町	852.06	20.98	706.34	124.74
171	むかわ町	851.42	25.38	694.80	131.24
174	平取町	793.08	23.42	638.81	130.85
175	日高町	754.68	19.38	611.36	123.94
176	新冠町	771.47	23.34	633.38	114.75
177	新ひだか町	921.96	25.01	753.76	143.19
179	浦河町	888.96	26.34	706.45	156.17
180	様似町	983.25	27.55	818.57	137.13
181	えりも町	788.56	25.33	645.43	117.81
182	音更町	1,067.08	17.92	857.23	191.94
183	士幌町	999.28	21.18	804.38	173.71
184	上士幌町	1,000.68	17.41	807.57	175.70
185	鹿追町	960.01	21.56	776.18	162.28
186	新得町	956.38	22.08	767.00	167.30
187	清水町	1,008.64	18.11	796.80	193.74
188	芽室町	960.11	17.58	772.69	169.84
189	中札内村	1,000.41	19.37	794.02	187.02
190	更別村	917.60	13.93	706.09	197.58
192	大樹町	975.14	24.07	762.07	189.00
193	広尾町	958.88	22.04	793.64	143.20
194	幕別町	1,079.12	17.57	855.78	205.77
195	池田町	1,090.23	21.23	828.23	240.77
196	豊頃町	989.91	15.66	788.23	186.02
197	本別町	972.79	21.25	802.28	149.27
198	足寄町	942.67	24.01	758.50	160.17
199	陸別町	1,081.30	24.71	877.96	178.63
200	浦幌町	887.20	18.48	746.87	121.86
201	釧路町	998.29	25.48	759.76	213.05
202	厚岸町	945.29	26.91	778.75	139.63
203	浜中町	830.66	24.49	687.88	118.28
204	標茶町	831.34	24.43	618.68	188.24
205	弟子屈町	871.46	29.46	729.17	112.84
207	鶴居村	835.45	25.10	657.10	153.24
208	白糠町	1,070.87	25.92	886.48	158.47
210	別海町	654.58	20.96	479.19	154.44
211	中標津町	669.05	23.90	518.35	126.79
212	標津町	685.23	20.55	523.71	140.98
213	羅臼町	588.45	23.62	462.59	102.24
251	大雪地区広域連合	920.35	23.98	723.06	173.31
252	後志広域連合	856.59	28.30	693.33	134.96
	北海道	989.51	27.65	789.61	172.26
	市計	1,011.15	28.12	805.10	177.93
	町村計	915.96	26.04	736.96	152.97

厚生労働省「国民健康保険事業年報」の数値を基に道が算出。

※ 本文表5(p. 7)は、「医療費の地域差分析」のデータを用いており、市町村別の数値がない。
 本表は「国民健康保険事業年報」のデータを用いていることにより、全道計の数値が異なる。

(5) 賦課状況における市町村別の標準割合(令和3年度 医療分・一般)

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	応能割			応益割		
			所得割額	資産割額		均等割額	平等割額
001	札幌市	53.36	53.36	-	46.64	20.92	25.72
002	函館市	52.28	52.28	-	47.72	28.99	18.73
003	小樽市	49.63	49.63	-	50.37	29.38	20.99
004	旭川市	44.97	44.97	-	55.03	32.66	22.37
005	室蘭市	44.69	44.69	-	55.31	29.24	26.07
006	釧路市	49.79	49.79	-	50.21	33.64	16.57
007	帯広市	54.28	54.28	-	45.72	28.15	17.57
008	北見市	55.01	55.01	-	44.99	29.85	15.14
009	夕張市	56.01	56.01	-	43.99	30.12	13.87
010	岩見沢市	51.13	51.13	-	48.87	29.71	19.16
011	網走市	63.78	63.78	-	36.22	24.05	12.17
012	留萌市	50.64	46.33	4.31	49.36	28.03	21.33
013	苫小牧市	49.87	49.87	-	50.13	22.88	27.25
014	稚内市	61.51	59.99	1.52	38.49	18.94	19.55
015	美唄市	56.17	56.17	-	43.83	29.27	14.56
016	芦別市	42.06	42.06	-	57.94	33.96	23.98
017	江別市	51.04	51.04	-	48.96	29.37	19.59
018	赤平市	41.59	41.59	-	58.41	37.62	20.79
019	紋別市	61.79	61.79	-	38.21	23.49	14.72
020	士別市	62.39	62.39	-	37.61	23.68	13.93
021	名寄市	63.64	58.91	4.73	36.36	23.85	12.51
022	三笠市	56.30	50.88	5.42	43.70	23.58	20.12
023	根室市	63.39	63.39	-	36.61	23.21	13.40
024	千歳市	55.26	55.26	-	44.74	26.32	18.42
025	滝川市	53.70	53.70	-	46.30	27.91	18.39
026	砂川市	50.21	50.21	-	49.79	30.96	18.83
028	深川市	60.92	60.92	-	39.08	23.68	15.40
029	富良野市	66.02	66.02	-	33.98	22.75	11.23
030	登別市	43.63	43.63	-	56.37	34.70	21.67
031	恵庭市	52.64	52.64	-	47.36	29.36	18.00
033	伊達市	52.67	51.07	1.60	47.33	26.85	20.48
034	北広島市	48.71	48.71	-	51.29	29.91	21.38
035	石狩市	48.22	48.22	-	51.78	27.36	24.42
036	当別町	56.21	53.67	2.54	43.79	27.76	16.03
037	新篠津村	68.53	68.53	-	31.47	21.49	9.98
040	松前町	55.98	51.52	4.46	44.02	24.88	19.14
041	福島町	62.48	62.48	-	37.52	18.94	18.58
042	知内町	57.41	57.41	-	42.59	24.71	17.88
043	木古内町	55.13	55.13	-	44.87	29.70	15.17
044	北斗市	54.22	49.18	5.04	45.78	25.85	19.93
046	七飯町	49.93	49.93	-	50.07	30.13	19.94
051	鹿部町	46.76	46.76	-	53.24	34.83	18.41
053	森町	51.24	51.24	-	48.76	30.81	17.95
054	八雲町	61.05	54.66	6.39	38.95	23.50	15.45
055	長万部町	59.66	59.66	-	40.34	25.40	14.94
056	江差町	47.82	47.82	-	52.18	26.50	25.68
057	上ノ国町	52.12	52.12	-	47.88	26.06	21.82
058	厚沢部町	54.08	45.45	8.63	45.92	31.60	14.32
059	乙部町	49.15	49.15	-	50.85	25.49	25.36

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	応能割			応益割		
			所得割額	資産割額		均等割額	平等割額
062	奥尻町	47.93	47.93	-	52.07	35.17	16.90
064	せたな町	58.94	58.94	-	41.06	27.47	13.59
065	今金町	58.79	58.79	-	41.21	26.55	14.66
067	寿都町	50.36	50.36	-	49.64	31.50	18.14
077	岩内町	47.25	43.55	3.70	52.75	26.36	26.39
083	余市町	56.08	47.01	9.07	43.92	25.56	18.36
087	南幌町	70.75	70.75	-	29.25	24.12	5.13
090	由仁町	66.73	66.73	-	33.27	23.49	9.78
091	長沼町	99.96	99.96	-	0.04	0.03	0.01
092	栗山町	59.30	59.30	-	40.70	23.85	16.85
093	月形町	54.38	54.38	-	45.62	32.44	13.18
094	空知中部広域連合※	67.58	64.98	2.60	32.42	21.33	11.09
096	妹背牛町	50.79	42.94	7.85	49.21	34.28	14.93
097	秩父別町	59.64	48.65	10.99	40.36	31.78	8.58
099	北竜町	56.36	54.94	1.42	43.64	29.85	13.79
100	沼田町	51.35	36.92	14.43	48.65	34.44	14.21
101	幌加内町	70.70	70.70	-	29.30	18.75	10.55
102	鷹栖町	55.75	55.75	-	44.25	27.85	16.40
104	当麻町	53.16	50.69	2.47	46.84	27.66	19.18
105	比布町	56.71	56.71	-	43.29	24.79	18.50
106	愛別町	51.14	51.14	-	48.86	24.93	23.93
107	上川町	52.06	52.06	-	47.94	25.62	22.32
110	上富良野町	59.99	52.65	7.34	40.01	26.31	13.70
111	中富良野町	70.61	70.61	-	29.39	20.05	9.34
112	南富良野町	62.43	54.33	8.10	37.57	20.98	16.59
113	占冠村	61.29	53.88	7.41	38.71	22.91	15.80
114	和寒町	59.88	52.90	6.98	40.12	25.66	14.46
115	剣淵町	69.14	60.58	8.56	30.86	20.74	10.12
118	下川町	62.02	51.52	10.50	37.98	23.65	14.33
119	美深町	61.76	53.48	8.28	38.24	24.22	14.02
120	音威子府村	69.55	59.47	10.08	30.45	19.82	10.63
121	中川町	63.81	51.99	11.82	36.19	21.38	14.81
122	増毛町	60.60	58.07	2.53	39.40	26.78	12.62
123	小平町	51.79	46.73	5.06	48.21	30.32	17.89
124	苫前町	57.10	57.10	-	42.90	29.53	13.37
125	羽幌町	59.98	50.62	9.36	40.02	22.70	17.32
126	初山別村	59.99	55.59	4.40	40.01	21.23	18.78
127	遠別町	69.04	64.11	4.93	30.96	19.63	11.33
128	天塩町	99.97	99.97	-	0.03	0.02	0.01
129	幌延町	65.07	65.07	-	34.93	23.69	11.24
130	猿払村	78.25	75.14	3.11	21.75	15.13	6.62
131	浜頓別町	63.18	59.19	3.99	36.82	21.80	15.02
132	中頓別町	68.56	59.70	8.86	31.44	17.71	13.73
133	枝幸町	69.63	69.63	-	30.37	18.71	11.66
135	豊富町	67.88	64.29	3.59	32.12	20.38	11.74
136	礼文町	56.04	51.41	4.63	43.96	30.82	13.14
137	利尻町	55.70	53.01	2.69	44.30	27.17	17.13
138	利尻富士町	55.63	49.23	6.40	44.37	28.32	16.05
140	大空町	73.87	73.87	-	26.13	17.52	8.61
141	美幌町	63.97	58.46	5.51	36.03	22.44	13.59

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	応能割			応益割		
			所得割額	資産割額		均等割額	平等割額
142	津別町	64.84	64.84	-	35.16	25.67	9.49
143	斜里町	74.20	71.92	2.28	25.80	18.05	7.75
144	清里町	74.67	70.47	4.20	25.33	17.72	7.61
145	小清水町	74.81	69.48	5.33	25.19	16.70	8.49
147	訓子府町	65.44	63.68	1.76	34.56	24.73	9.83
148	置戸町	62.26	54.84	7.42	37.74	25.49	12.25
150	佐呂間町	71.59	69.82	1.77	28.41	19.46	8.95
153	遠軽町	45.68	45.68	-	54.32	35.67	18.65
157	湧別町	69.32	69.32	-	30.68	20.82	9.86
158	滝上町	69.07	57.59	11.48	30.93	14.61	16.32
159	興部町	68.33	63.69	4.64	31.67	19.86	11.81
160	西興部村	56.14	50.77	5.37	43.86	26.50	17.36
161	雄武町	67.91	60.35	7.56	32.09	20.58	11.51
162	豊浦町	53.91	53.91	-	46.09	18.51	27.58
163	洞爺湖町	62.19	57.64	4.55	37.81	19.15	18.66
166	壮瞥町	54.68	49.40	5.28	45.32	20.76	24.56
167	白老町	50.40	50.40	-	49.60	28.41	21.19
169	安平町	58.83	51.15	7.68	41.17	24.38	16.79
170	厚真町	58.93	48.92	10.01	41.07	24.68	16.39
171	むかわ町	64.47	64.47	-	35.53	23.64	11.89
174	平取町	75.86	75.86	-	24.14	13.80	10.34
175	日高町	62.86	59.85	3.01	37.14	20.21	16.93
176	新冠町	71.06	62.83	8.23	28.94	15.33	13.61
177	新ひだか町	62.38	55.51	6.87	37.62	19.89	17.73
179	浦河町	62.69	60.84	1.85	37.31	22.92	14.39
180	様似町	59.23	59.23	-	40.77	25.43	15.34
181	えりも町	70.09	70.09	-	29.91	17.26	12.65
182	音更町	66.28	66.28	-	33.72	21.07	12.65
183	士幌町	71.84	71.84	-	28.16	20.47	7.69
184	上士幌町	72.16	64.70	7.46	27.84	18.37	9.47
185	鹿追町	68.70	68.70	-	31.30	20.68	10.62
186	新得町	58.91	58.91	-	41.09	28.34	12.75
187	清水町	68.49	68.49	-	31.51	20.43	11.08
188	芽室町	73.81	73.81	-	26.19	17.27	8.92
189	中札内村	66.80	66.80	-	33.20	20.08	13.12
190	更別村	68.08	62.85	5.23	31.92	21.86	10.06
192	大樹町	60.81	60.81	-	39.19	24.04	15.15
193	広尾町	65.52	65.52	-	34.48	22.70	11.78
194	幕別町	61.24	61.24	-	38.76	23.08	15.68
195	池田町	66.39	66.39	-	33.61	20.59	13.02
196	豊頃町	71.15	66.63	4.52	28.85	20.39	8.46
197	本別町	71.31	71.31	-	28.69	20.90	7.79
198	足寄町	69.19	69.19	-	30.81	22.55	8.26
199	陸別町	63.90	63.90	-	36.10	22.05	14.05
200	浦幌町	73.99	68.63	5.36	26.01	10.36	15.65
201	釧路町	51.36	51.36	-	48.64	28.25	20.39
202	厚岸町	69.49	69.49	-	30.51	19.55	10.96
203	浜中町	73.64	73.64	-	26.36	18.23	8.13
204	標茶町	70.19	66.06	4.13	29.81	20.13	9.68
205	弟子屈町	66.42	66.42	-	33.58	23.79	9.79

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	応能割			応益割		
			所得割額	資産割額		均等割額	平等割額
207	鶴居村	69.94	64.26	5.68	30.06	19.32	10.74
208	白糠町	60.62	60.62	-	39.38	26.62	12.76
210	別海町	70.90	68.31	2.59	29.10	20.28	8.82
211	中標津町	68.54	68.54	-	31.46	19.66	11.80
212	標津町	76.15	76.15	-	23.85	15.87	7.98
213	羅臼町	68.59	68.59	-	31.41	21.06	10.35
251	大雪地区広域連合※	62.93	62.93	-	37.07	26.46	10.61
252	後志広域連合※	63.96	58.36	5.60	36.04	21.56	14.48
	北海道	56.08	55.30	0.78	43.92	24.41	19.51
	市計	52.64	52.49	0.15	47.36	25.29	22.07
	町村計	64.68	62.32	2.36	35.32	22.23	13.09

※空知中部広域連合、後志広域連合の値は、構成市町村の平均値である。(市町村別は下記のとおり)

※大雪地区広域連合は、統一保険料率を使用している。

— 参考 —

094 空知中部広域連合

027	歌志内市	56.08	56.08	-	43.92	24.58	19.34
088	奈井江町	58.48	58.48	-	41.52	27.28	14.24
089	上砂川町	42.74	42.74	-	57.26	38.53	18.73
094	浦臼町	72.97	72.97	-	27.03	19.88	7.15
095	新十津川町	70.92	64.45	6.47	29.08	18.85	10.23
098	雨竜町	72.25	72.25	-	27.75	18.73	9.02

252 後志広域連合

066	島牧村	59.08	53.34	5.74	40.92	22.66	18.26
068	黒松内町	48.91	37.81	11.10	51.09	32.07	19.02
069	蘭越町	77.09	68.10	8.99	22.91	12.06	10.85
070	二セコ町	61.56	57.17	4.39	38.44	22.14	16.30
071	真狩村	67.79	67.79	-	32.21	21.70	10.51
072	留寿都村	81.41	70.32	11.09	18.59	10.13	8.46
073	喜茂別町	49.43	49.43	-	50.57	28.95	21.62
074	京極町	58.98	52.61	6.37	41.02	23.51	17.51
075	倶知安町	53.64	53.64	-	46.36	32.45	13.91
076	共和町	75.36	64.22	11.14	24.64	14.54	10.10
078	泊村	71.93	60.82	11.11	28.07	10.38	17.69
079	神恵内村	42.79	35.53	7.26	57.21	28.97	28.24
080	積丹町	54.2	47.00	7.20	45.8	24.10	21.70
081	古平町	54.02	45.83	8.19	45.98	22.49	23.49
082	仁木町	67.89	67.89	-	32.11	18.12	13.99
084	赤井川村	54.61	44.70	9.91	45.39	22.94	22.45

出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

(6) 保険者別一人当たり所得等の状況(令和3年度)

保険者 番号	保険者名	一人当たり所得(円)		一人当たり調定額(円)		人口に占める被保険者数割合 (%)		65歳~74歳の割合(%)	
			順位		順位		順位		順位
001	札幌市	502,523	130	83,969	135	18.41	154	46.91	70
002	函館市	430,943	144	82,896	139	21.15	134	51.55	40
003	小樽市	338,379	156	72,698	152	20.94	137	56.45	18
004	旭川市	421,411	147	81,144	145	19.99	143	52.37	34
005	室蘭市	376,319	154	75,336	150	18.71	152	59.16	5
006	釧路市	417,176	150	81,225	144	19.97	144	54.42	21
007	帯広市	670,020	111	95,463	117	19.62	145	45.52	78
008	北見市	702,968	105	96,739	114	21.71	126	49.06	55
009	夕張市	529,968	127	59,013	156	29.10	44	52.20	37
010	岩見沢市	552,110	122	94,922	118	21.00	136	52.81	28
011	網走市	1,195,118	46	118,992	65	24.01	101	45.12	81
012	留萌市	407,054	151	81,955	141	16.87	156	59.99	2
013	苫小牧市	466,690	141	82,046	140	18.56	153	53.45	25
014	稚内市	939,783	76	106,545	99	21.03	135	48.26	59
015	美唄市	650,665	113	105,198	104	24.73	89	50.52	47
016	芦別市	419,368	148	62,884	155	23.51	109	59.39	4
017	江別市	478,356	138	80,960	146	20.37	141	53.12	26
018	赤平市	283,049	157	55,934	157	20.67	138	60.23	1
019	紋別市	1,077,529	61	109,337	92	23.49	110	45.16	80
020	士別市	962,340	74	119,497	63	23.13	112	52.76	29
021	名寄市	667,223	112	109,246	93	19.17	149	52.31	35
022	三笠市	417,394	149	65,859	154	23.00	116	58.57	8
023	根室市	782,234	96	116,500	72	27.96	55	38.68	127
024	千歳市	573,340	116	89,979	127	15.54	157	49.90	52
025	滝川市	498,726	133	87,763	130	19.43	147	56.70	15
026	砂川市	381,698	153	70,665	153	20.02	142	56.54	17
028	深川市	791,769	94	118,539	66	23.99	102	53.07	27
029	富良野市	857,414	84	114,648	77	24.95	86	42.46	105
030	登別市	398,967	152	86,992	131	19.52	146	59.71	3
031	恵庭市	496,391	134	96,614	115	17.75	155	52.73	30
033	伊達市	567,793	118	93,391	121	22.90	118	51.32	41
034	北広島市	461,531	142	81,888	142	20.53	140	56.57	16
035	石狩市	482,935	137	85,802	132	21.61	128	53.60	24
036	当別町	682,055	110	113,593	81	24.47	93	47.78	64
037	新篠津村	1,431,761	29	157,530	6	39.55	6	30.83	153
040	松前町	353,377	155	95,666	116	29.96	37	58.42	9
041	福島町	428,813	145	93,122	122	30.04	36	57.07	13
042	知内町	693,890	108	121,139	60	26.11	76	46.92	69
043	木古内町	500,704	132	92,913	123	24.11	99	57.22	12
044	北斗市	488,334	136	93,440	120	21.26	133	47.62	66
046	七飯町	555,385	121	98,469	111	22.16	124	51.17	44
051	鹿部町	563,220	120	115,599	75	40.18	5	37.26	134
053	森町	534,506	126	97,193	113	30.61	33	42.28	106
054	八雲町	684,841	109	121,978	57	28.54	47	43.74	95
055	長万部町	569,135	117	110,601	90	25.62	78	46.73	72
056	江差町	526,425	128	81,600	143	21.49	130	51.22	42
057	上ノ国町	493,487	135	82,974	138	21.69	127	59.08	6
058	厚沢部町	718,653	101	102,436	106	27.12	61	46.41	74
059	乙部町	472,750	140	83,223	137	21.38	132	58.69	7
062	奥尻町	475,872	139	84,196	134	23.88	104	57.27	11
064	せたな町	807,789	92	117,316	69	26.78	64	50.41	48
065	今金町	904,771	79	133,747	45	27.97	54	47.85	62

保険者 番号	保険者名	一人当たり所得(円)		一人当たり調定額(円)		人口に占める被保険者数割合 (%)		65歳~74歳の割合(%)	
			順位		順位		順位		順位
067	寿都町	511,618	129	89,695	128	20.54	139	52.68	32
077	岩内町	442,128	143	92,562	124	18.85	151	52.49	33
083	余市町	549,993	124	100,211	110	24.48	92	51.89	39
087	南幌町	993,365	70	113,349	83	24.41	94	43.48	98
090	由仁町	1,166,516	52	146,975	22	30.94	30	44.15	89
091	長沼町	1,214,670	44	142,649	30	28.33	51	40.12	118
092	栗山町	736,321	100	107,474	97	24.50	91	50.07	50
093	月形町	860,263	83	114,444	78	25.62	79	43.88	92
094	空知中部広域連合	898,313	81	117,028	71	24.27	97	51.94	38
096	妹背牛町	1,381,706	33	126,520	54	32.46	23	48.60	57
097	秩父別町	1,382,707	32	143,618	29	28.06	53	43.82	93
099	北竜町	1,178,898	50	158,291	4	30.41	35	44.25	88
100	沼田町	1,360,947	36	128,022	51	28.70	46	39.72	119
101	幌加内町	1,997,422	9	105,882	102	26.20	74	47.97	61
102	鷹栖町	743,417	99	100,343	109	23.38	111	50.54	46
104	当麻町	911,328	78	105,976	101	26.76	66	49.09	54
105	比布町	744,910	98	115,235	76	24.35	95	52.25	36
106	愛別町	700,156	106	91,303	125	24.92	87	53.82	22
107	上川町	502,322	131	80,172	148	22.64	120	57.77	10
110	上富良野町	831,683	88	120,977	61	22.34	121	48.83	56
111	中富良野町	1,157,093	53	133,945	44	34.07	18	36.99	135
112	南富良野町	708,089	103	90,132	126	24.04	100	38.93	126
113	占冠村	815,389	91	83,580	136	23.03	115	39.63	120
114	和寒町	1,010,545	67	111,237	88	30.71	32	43.30	100
115	剣淵町	1,185,638	48	146,763	23	34.10	17	40.22	117
118	下川町	826,158	89	111,229	89	26.99	62	47.04	68
119	美深町	851,960	85	105,288	103	26.63	67	47.55	67
120	音威子府村	2,219,079	3	112,350	85	18.91	150	55.91	20
121	中川町	953,047	75	89,331	129	22.93	117	44.06	91
122	増毛町	629,283	115	100,898	108	22.30	122	52.69	31
123	小平町	984,491	72	112,266	86	23.92	103	44.82	83
124	苫前町	1,399,541	31	140,698	34	26.18	75	40.89	113
125	羽幌町	784,596	95	108,549	96	24.31	96	50.32	49
126	初山別村	1,001,717	69	135,928	41	28.48	48	35.99	141
127	遠別町	1,308,466	40	153,219	13	23.76	107	44.27	87
128	天塩町	1,858,519	14	159,560	3	26.36	72	44.99	82
129	幌延町	1,522,854	26	121,573	59	25.22	83	41.70	111
130	猿払村	2,586,589	1	155,161	10	40.65	4	19.51	157
131	浜頓別町	1,435,090	27	140,004	36	23.71	108	43.54	97
132	中頓別町	1,139,628	55	109,686	91	21.87	125	49.15	53
133	枝幸町	2,047,521	6	153,925	12	33.42	19	34.56	144
135	豊富町	1,684,458	19	151,406	15	29.95	38	41.86	109
136	礼文町	1,127,106	56	150,699	17	37.29	9	39.57	124
137	利尻町	934,170	77	127,669	52	27.45	57	50.00	51
138	利尻富士町	695,724	107	116,250	73	30.60	34	38.50	128
140	大空町	1,857,516	15	149,911	19	33.25	21	39.60	121
141	美幌町	973,310	73	117,532	68	24.72	90	45.63	77
142	津別町	1,091,501	60	117,087	70	28.38	49	51.00	45
143	斜里町	1,815,200	16	154,016	11	33.35	20	36.30	139
144	清里町	1,782,266	18	155,669	9	36.79	12	34.11	146
145	小清水町	1,608,754	21	161,718	1	35.95	14	36.40	138
147	訓子府町	1,380,573	34	133,706	47	37.15	11	36.19	140
148	置戸町	1,145,185	54	121,736	58	32.23	24	42.48	104

保険者 番号	保険者名	一人当たり所得(円)		一人当たり調定額(円)		人口に占める被保険者数割合 (%)		65歳～74歳の割合(%)	
			順位		順位		順位		順位
150	佐呂間町	1,995,323	10	148,871	20	32.73	22	40.23	116
153	遠軽町	714,814	102	84,241	133	21.58	129	55.98	19
157	湧別町	1,574,351	24	144,995	27	34.58	16	35.72	142
158	滝上町	1,052,613	64	109,140	95	23.80	106	53.60	23
159	興部町	1,587,942	23	146,577	24	31.14	29	33.10	148
160	西興部村	1,349,466	37	109,143	94	19.26	148	36.51	137
161	雄武町	1,925,881	12	139,415	37	32.06	25	32.65	149
162	豊浦町	542,513	125	78,655	149	32.00	26	37.68	133
163	洞爺湖町	566,266	119	80,887	147	26.48	71	48.07	60
166	壮瞥町	705,104	104	104,300	105	26.88	63	41.92	108
167	白老町	428,309	146	73,183	151	27.16	60	56.84	14
169	安平町	821,397	90	125,579	55	24.20	98	46.74	71
170	厚真町	1,168,994	51	142,374	32	26.59	70	42.78	102
171	むかわ町	1,072,333	62	133,746	46	29.69	39	42.95	101
174	平取町	1,319,565	39	150,092	18	29.15	43	36.90	136
175	日高町	1,002,933	68	119,859	62	26.61	69	41.51	112
176	新冠町	1,188,445	47	147,258	21	27.51	56	37.87	131
177	新ひだか町	889,231	82	114,136	79	25.04	85	44.54	84
179	浦河町	844,763	86	124,849	56	23.81	105	41.86	110
180	様似町	777,975	97	128,667	50	28.33	50	47.71	65
181	えりも町	1,032,685	66	151,096	16	41.46	3	31.38	151
182	音更町	988,428	71	115,732	74	21.48	131	44.52	85
183	士幌町	2,367,321	2	156,985	8	34.93	15	33.41	147
184	上士幌町	1,794,893	17	144,750	28	26.77	65	37.78	132
185	鹿追町	2,039,567	8	146,307	25	28.75	45	35.00	143
186	新得町	902,995	80	106,510	100	23.09	113	45.35	79
187	清水町	1,433,872	28	126,873	53	29.31	41	42.03	107
188	芽室町	1,426,494	30	146,122	26	26.63	68	38.24	129
189	中札内村	1,921,935	13	137,527	40	25.20	84	37.98	130
190	更別村	2,160,635	4	137,562	39	37.74	8	27.33	155
192	大樹町	1,243,986	43	113,230	84	25.82	77	42.73	103
193	広尾町	1,104,695	58	119,128	64	27.19	59	44.10	90
194	幕別町	1,043,970	65	113,757	80	23.08	114	45.79	76
195	池田町	1,295,231	41	133,184	48	30.93	31	46.53	73
196	豊頃町	2,042,186	7	142,515	31	37.28	10	34.32	145
197	本別町	1,369,734	35	140,358	35	28.19	52	46.28	75
198	足寄町	1,267,312	42	129,893	49	27.43	58	43.78	94
199	陸別町	1,066,397	63	107,384	98	26.28	73	40.84	114
200	浦幌町	1,604,867	22	134,931	42	31.50	28	44.36	86
201	釧路町	550,504	123	93,928	119	22.25	123	48.39	58
202	厚岸町	1,196,589	45	140,968	33	29.65	40	39.58	122
203	浜中町	1,645,208	20	157,343	7	42.77	1	31.05	152
204	標茶町	1,560,805	25	137,638	38	31.96	27	39.54	125
205	弟子屈町	1,104,534	59	111,252	87	25.51	81	47.83	63
207	鶴居村	1,347,785	38	118,453	67	29.22	42	43.64	96
208	白糠町	637,004	114	102,278	107	25.31	82	51.22	43
210	別海町	2,125,009	5	158,055	5	38.55	7	29.85	154
211	中標津町	1,185,376	49	134,509	43	22.74	119	39.57	123
212	標津町	1,950,713	11	160,798	2	36.29	13	32.15	150
213	羅臼町	1,118,905	57	152,197	14	41.83	2	26.04	156
251	大雪地区広域連合	834,023	87	98,369	112	24.77	88	43.38	99
252	後志広域連合	806,669	93	113,354	82	25.59	80	40.50	115

厚生労働省「国民健康保険事業年報」及び「国民健康保険実態調査報告」の数値を基に道が算出。

※ 人口に占める割合の分母は、「住民基本台帳(R4.1.1現在)」

保険者 番号	保険者名	料 (税) 率												賦課限度額		
		所得割(%)			資産割(%)			均等割(円)			平等割(円)			(万円)		
		医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護
095	新十津川町	9.00	1.50	1.20	40.00	7.00	8.00	29,000	7,000	8,000	29,000	5,000	6,000	63	19	17
098	雨竜町	9.50	2.00	1.50	-	-	-	32,000	12,000	12,000	30,000	-	-	63	19	17

252 後志広域連合

保険者 番号	保険者名	料 (税) 率												賦課限度額		
		所得割(%)			資産割(%)			均等割(円)			平等割(円)			(万円)		
		医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護	医療	支援金	介護
066	島牧村	8.60	2.20	1.10	64.40	16.10	10.00	23,000	6,000	4,500	30,000	8,000	4,000	63	19	17
068	黒松内町	5.60	1.60	1.50	51.00	13.00	13.00	26,500	8,500	9,000	25,000	7,500	6,500	63	19	17
069	蘭越町	8.20	2.00	1.60	45.00	15.00	7.00	11,400	7,400	10,900	19,000	7,400	7,600	60	16	14
070	二七二町	8.30	2.70	2.50	21.60	5.30	1.10	22,000	7,400	9,700	28,500	7,400	9,700	63	19	17
071	真狩村	7.95	2.55	1.80	-	-	-	25,794	8,441	8,234	27,208	8,904	6,414	63	19	17
072	留寿都村	10.00	1.80	2.50	80.00	-	-	18,000	6,000	9,000	30,000	8,000	10,000	63	19	17
073	喜茂別町	6.50	3.30	1.80	-	-	-	20,000	6,000	6,000	24,000	8,000	7,000	63	19	17
074	京極町	8.50	3.70	1.10	34.00	20.00	5.00	25,000	2,000	7,000	33,000	2,000	7,000	63	19	17
075	俱知安町	6.50	2.00	1.75	-	-	-	30,000	10,000	11,500	21,000	6,500	5,500	63	19	17
076	共和町	8.80	3.50	2.00	68.00	10.00	7.00	24,000	7,000	7,000	32,000	11,000	7,000	63	19	17
078	泊村	12.30	0.88	1.30	84.30	4.41	9.20	7,200	6,200	2,200	19,700	4,800	3,600	63	19	17
079	神恵内村	7.00	1.20	1.30	64.00	12.50	8.70	20,000	3,400	5,600	33,000	5,800	7,700	63	19	17
080	積丹町	7.50	1.80	1.40	60.00	19.00	13.00	24,000	7,500	9,400	38,000	6,300	6,000	61	19	16
081	古平町	8.50	3.00	1.50	80.00	10.00	14.00	20,000	5,000	7,500	30,200	7,000	4,500	63	19	17
082	仁木町	6.50	2.50	1.30	-	-	-	18,000	7,000	7,000	24,000	7,000	5,000	63	19	17
084	赤井川村	6.20	1.80	1.70	60.00	10.00	10.00	19,000	6,000	6,000	30,000	7,000	7,000	63	19	17

出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

(8) 収納率の状況(現年度、全被保険者)

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	H29	H30	R1	R2	R3
001	札幌市	93.64	94.47	94.34	94.44	94.56
002	函館市	91.22	92.18	92.50	94.80	95.24
003	小樽市	95.24	96.42	96.20	96.95	97.59
004	旭川市	91.08	92.01	93.21	94.59	95.25
005	室蘭市	95.41	95.82	96.03	96.44	97.00
006	釧路市	88.96	91.74	92.83	93.73	94.33
007	帯広市	90.75	92.06	91.29	92.14	92.02
008	北見市	93.71	94.12	94.27	95.29	95.52
009	夕張市	95.80	97.74	97.64	97.24	98.11
010	岩見沢市	94.83	95.87	96.31	96.64	97.19
011	網走市	95.04	95.46	95.70	96.74	97.06
012	留萌市	93.96	94.62	95.56	95.54	95.81
013	苫小牧市	94.47	94.37	93.99	94.01	93.98
014	稚内市	94.59	93.31	93.71	94.36	95.81
015	美唄市	95.19	96.17	95.56	96.71	97.06
016	芦別市	96.98	97.14	96.67	97.37	97.35
017	江別市	96.73	97.13	97.10	97.49	97.59
018	赤平市	95.58	93.84	94.58	96.92	96.85
019	紋別市	96.52	96.27	95.80	95.87	96.69
020	士別市	98.41	98.62	98.88	99.15	98.91
021	名寄市	98.03	98.07	97.83	97.76	97.57
022	三笠市	93.79	94.46	94.72	96.05	96.42
023	根室市	93.93	92.16	92.57	94.93	94.89
024	千歳市	94.62	94.74	95.30	95.58	95.85
025	滝川市	95.15	95.32	95.66	95.42	95.83
026	砂川市	98.65	98.80	98.80	99.04	98.16
028	深川市	96.26	96.58	96.26	95.99	97.09
029	富良野市	95.95	96.39	96.93	97.30	97.32
030	登別市	93.39	93.81	94.77	95.66	96.09
031	恵庭市	96.03	96.14	96.30	95.87	96.39
033	伊達市	95.03	96.00	95.90	96.85	96.28
034	北広島市	95.67	96.42	96.61	97.54	97.57
035	石狩市	93.48	93.53	94.29	95.77	96.13
036	当別町	94.77	96.30	96.21	96.98	97.18
037	新篠津村	99.29	99.42	99.36	99.57	99.65
040	松前町	92.77	92.67	94.68	93.77	94.32
041	福島町	96.25	96.29	94.87	96.81	97.35
042	知内町	97.36	97.79	97.50	97.99	97.32
043	木古内町	96.21	96.71	96.20	95.72	96.24
044	北斗市	94.52	95.18	93.78	94.41	94.82
046	七飯町	95.97	96.26	95.71	96.04	96.60
051	鹿部町	93.31	92.64	90.32	91.91	92.77
053	森町	91.92	90.33	89.24	91.71	93.11
054	八雲町	94.21	94.23	91.58	93.46	94.45
055	長万部町	95.32	94.98	92.65	95.91	96.89
056	江差町	97.92	97.85	96.77	97.47	97.76
057	上ノ国町	99.25	97.97	97.91	99.37	99.22
058	厚沢部町	97.67	97.75	97.80	97.56	98.52
059	乙部町	97.00	97.16	96.29	98.16	98.76
062	奥尻町	95.78	96.58	99.23	100.00	100.00
064	せたな町	96.94	97.20	97.29	97.84	98.25
065	今金町	98.34	98.42	98.43	98.75	99.72
067	寿都町	98.51	98.35	98.72	98.56	99.77
077	岩内町	90.22	89.94	90.92	93.16	94.86

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	H29	H30	R1	R2	R3
083	余市町	94.08	94.77	94.75	94.97	95.28
087	南幌町	98.22	97.86	98.05	98.41	98.08
090	由仁町	97.01	96.54	97.30	97.57	97.43
091	長沼町	96.28	96.93	97.06	98.07	97.81
092	栗山町	97.69	97.35	97.38	98.11	97.68
093	月形町	97.86	98.33	97.71	97.86	98.28
094	空知中部広域連合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
096	妹背牛町	98.13	98.51	98.59	98.47	99.09
097	秩父別町	99.15	98.84	99.33	98.91	99.39
099	北竜町	98.65	97.89	98.71	98.91	99.17
100	沼田町	99.32	99.54	99.26	99.75	99.27
101	幌加内町	99.11	99.59	98.53	99.53	99.58
102	鷹栖町	98.08	98.15	97.05	97.98	99.41
104	当麻町	96.70	96.80	96.89	97.91	98.17
105	比布町	97.43	97.03	96.67	97.54	98.08
106	愛別町	98.36	98.43	98.57	99.36	98.98
107	上川町	99.20	98.22	98.39	97.01	98.57
110	上富良野町	99.75	99.62	99.42	99.02	99.28
111	中富良野町	97.79	98.73	98.65	98.43	98.69
112	南富良野町	98.96	98.58	99.03	99.15	98.99
113	占冠村	97.80	97.47	97.57	98.32	96.55
114	和寒町	99.42	99.37	99.01	99.14	99.67
115	剣淵町	99.41	99.69	99.94	100.00	99.97
118	下川町	99.38	99.38	99.06	99.57	99.84
119	美深町	98.71	98.77	99.19	99.08	99.09
120	音威子府村	99.80	99.97	100.00	100.00	97.55
121	中川町	98.85	98.33	99.17	99.50	99.68
122	増毛町	96.42	96.46	93.60	97.75	95.54
123	小平町	98.35	98.53	96.84	99.47	98.10
124	苫前町	97.57	97.66	98.90	99.60	99.45
125	羽幌町	97.86	97.55	98.31	98.81	98.29
126	初山別村	96.37	99.95	98.64	100.00	100.00
127	遠別町	100.00	100.00	100.00	100.00	99.83
128	天塩町	95.88	97.86	99.36	99.69	99.96
129	幌延町	99.45	99.79	99.90	99.61	98.51
130	猿払村	99.83	99.43	99.59	99.41	99.85
131	浜頓別町	97.97	98.09	98.17	97.63	97.76
132	中頓別町	97.63	98.26	98.73	98.26	98.59
133	枝幸町	99.04	98.76	98.60	98.26	98.33
135	豊富町	95.79	95.30	96.97	96.33	96.60
136	礼文町	97.90	96.56	97.43	95.66	93.92
137	利尻町	96.63	98.24	96.65	96.01	96.89
138	利尻富士町	95.02	97.45	96.66	95.08	98.99
140	大空町	99.56	99.72	99.75	99.85	99.81
141	美幌町	97.60	97.69	97.91	98.39	98.11
142	津別町	99.21	99.37	99.24	99.35	98.92
143	斜里町	99.28	98.89	98.36	98.58	98.54
144	清里町	99.15	99.43	99.33	99.25	99.18
145	小清水町	99.40	99.56	99.00	99.12	98.80
147	訓子府町	99.45	99.86	99.59	99.65	99.61
148	置戸町	98.66	98.75	98.93	99.20	99.33
150	佐呂間町	99.27	99.25	99.17	98.97	99.13
153	遠軽町	97.70	97.04	95.62	97.01	97.20
157	湧別町	99.20	98.68	99.05	98.81	99.24
158	滝上町	99.49	99.24	99.96	99.87	98.67
159	興部町	96.41	95.32	95.68	96.97	98.71

(単位:%)

保険者 番号	保険者名	H29	H30	R1	R2	R3
160	西興部村	99.14	99.14	98.38	99.11	98.96
161	雄武町	99.49	98.90	99.37	98.77	98.57
162	豊浦町	97.37	94.30	90.87	93.56	94.43
163	洞爺湖町	96.49	95.71	94.74	95.79	95.40
166	壮瞥町	96.70	97.54	97.49	98.86	97.07
167	白老町	92.38	92.64	92.44	93.76	94.34
169	安平町	95.99	95.44	96.05	97.27	96.83
170	厚真町	99.71	97.91	99.15	98.48	99.47
171	むかわ町	97.10	97.42	97.04	97.10	97.61
174	平取町	98.97	99.40	99.57	98.96	99.95
175	日高町	91.51	92.09	92.50	92.94	93.12
176	新冠町	96.74	97.71	97.73	97.36	98.62
177	新ひだか町	97.72	97.75	97.53	97.43	96.89
179	浦河町	93.57	94.85	94.01	94.90	93.36
180	様似町	97.59	97.18	95.27	95.55	94.01
181	えりも町	90.72	91.60	92.74	95.40	95.83
182	音更町	96.69	97.65	98.16	98.67	98.69
183	士幌町	98.98	98.64	98.79	98.88	98.06
184	上士幌町	98.77	98.77	98.83	98.53	98.46
185	鹿追町	99.59	99.56	99.68	98.18	99.84
186	新得町	99.80	99.78	99.73	99.55	99.45
187	清水町	99.45	99.29	99.08	99.15	99.04
188	芽室町	97.47	98.09	98.14	98.51	98.39
189	中札内村	99.75	99.84	99.65	99.41	99.25
190	更別村	99.89	99.91	99.98	99.97	100.00
192	大樹町	98.39	96.32	96.80	97.93	98.33
193	広尾町	97.17	97.62	98.47	98.51	98.18
194	幕別町	98.01	98.65	98.26	98.24	98.35
195	池田町	99.79	99.57	99.82	99.69	99.57
196	豊頃町	99.40	99.46	99.70	99.74	99.95
197	本別町	97.98	97.49	97.75	97.79	98.28
198	足寄町	99.33	99.08	99.31	99.13	99.23
199	陸別町	98.56	98.33	99.81	99.71	99.34
200	浦幌町	98.32	98.08	98.48	98.46	97.81
201	釧路町	95.38	94.70	95.78	96.73	95.66
202	厚岸町	97.14	97.38	95.85	96.76	98.01
203	浜中町	97.97	98.29	98.84	98.32	98.31
204	標茶町	97.07	97.09	97.58	97.75	98.02
205	弟子屈町	96.79	97.09	97.11	98.36	98.53
207	鶴居村	98.45	98.28	97.70	98.69	99.05
208	白糠町	94.68	94.52	94.21	95.86	94.86
210	別海町	98.17	98.22	98.07	98.68	98.77
211	中標津町	94.48	94.78	95.17	94.67	95.59
212	標津町	95.86	94.28	93.77	95.11	96.63
213	羅臼町	90.55	89.83	89.03	87.52	93.48
251	大雪地区広域連合	97.43	97.54	97.62	98.28	98.38
252	後志広域連合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	北海道	94.58	95.16	95.17	95.72	95.96
	市計	93.49	94.29	94.36	94.93	95.18
	町村計	97.27	97.31	97.17	97.63	97.83
	全国	92.45	92.85	92.92	93.69	94.24

厚生労働省「国民健康保険事業年報」の数値を基に道が算出。

(10)交通事故に係る第三者求償実績(被保険者1,000人当たり)

保険者 番号	保険者名	R1		R2		R3	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
001	札幌市	0.70	465,846	0.65	324,472	0.69	445,018
002	函館市	0.20	252,359	0.15	225,961	0.21	267,101
003	小樽市	0.66	161,561	0.84	600,261	0.82	238,054
004	旭川市	0.03	43,239	0.57	188,099	0.38	211,069
005	室蘭市	0.62	279,117	0.65	628,954	0.33	181,247
006	釧路市	0.35	356,658	0.39	921,372	0.46	429,865
007	帯広市	0.92	292,483	0.69	169,005	0.93	199,697
008	北見市	0.83	142,619	0.66	93,673	0.52	54,868
009	夕張市	0.46	8,299	0.47	518,255	0.49	18,509
010	岩見沢市	0.75	1,299,141	0.71	128,403	0.79	1,240,719
011	網走市	0.58	44,785	0.12	14,653	1.22	94,527
012	留萌市	3.01	1,072,444	0.00	0	1.20	13,818
013	苫小牧市	0.27	19,853	0.84	590,342	0.51	39,924
014	稚内市	0.14	153,889	0.29	110,874	0.15	162,959
015	美唄市	0.00	0	0.00	0	0.40	184,961
016	芦別市	0.96	274,291	0.00	0	0.00	0
017	江別市	0.72	697,879	0.73	404,571	0.70	685,916
018	赤平市	0.00	0	0.00	0	0.00	0
019	紋別市	0.00	0	0.00	0	0.61	9,969
020	士別市	2.31	260,208	0.48	12,013	4.40	508,437
021	名寄市	0.18	36,962	0.00	0	0.39	44,814
022	三笠市	1.03	851,567	0.00	0	0.00	0
023	根室市	0.00	0	0.28	12,069	0.00	0
024	千歳市	0.00	0	0.71	193,868	0.33	66,526
025	滝川市	1.01	95,160	0.13	5,977	0.80	800,239
026	砂川市	0.00	0	0.60	466,985	0.00	0
028	深川市	0.99	344,139	0.61	354,371	0.21	6,575
029	富良野市	0.18	368	0.76	770,032	0.78	44,907
030	登別市	0.21	9,165	0.54	141,634	0.67	685,251
031	恵庭市	0.71	107,304	0.96	475,841	0.72	232,988
033	伊達市	0.51	1,272,172	0.65	15,970	0.53	582,294
034	北広島市	0.81	301,115	0.75	1,123,827	0.84	209,173
035	石狩市	0.74	77,890	0.85	1,652,655	0.40	281,676
036	当別町	0.98	31,579	0.00	0	0.26	15,083
037	新篠津村	3.97	980,143	1.67	588,137	5.21	2,032,986
040	松前町	0.48	0	0.50	121,303	1.04	114,966
041	福島町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
042	知内町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
043	木古内町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
044	北斗市	0.10	33,050	0.10	66,959	0.21	69,250
046	七飯町	0.94	789,647	0.95	269,700	0.96	811,997

保険者 番号	保険者名	R1		R2		R3	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
051	鹿部町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
053	森町	0.21	196,346	0.87	565,910	0.23	211,299
054	八雲町	0.43	86,938	0.22	5,766	0.46	92,758
055	長万部町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
056	江差町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
057	上ノ国町	0.00	0	1.94	83,495	0.00	0
058	厚沢部町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
059	乙部町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
062	奥尻町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
064	せたな町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
065	今金町	0.00	0	0.70	49,825	2.88	1,033,862
067	寿都町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
077	岩内町	1.26	49,036	0.43	18,487	0.91	45,061
083	余市町	0.21	399,572	0.22	14,066	0.00	0
087	南幌町	0.00	0	0.00	0	1.67	164,353
090	由仁町	0.00	0	1.30	79,375	0.00	0
091	長沼町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
092	栗山町	1.04	20,436	0.35	23,174	1.08	21,300
093	月形町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
094	空知中部広域連合	0.92	1,868,557	0.57	456,373	0.98	1,980,101
096	妹背牛町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
097	秩父別町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
099	北竜町	1.76	1,684,859	0.00	0	1.92	1,836,852
100	沼田町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
101	幌加内町	0.00	0	2.85	19,943	2.87	20,057
102	鷹栖町	0.61	182,260	1.24	74,120	0.00	0
104	当麻町	0.00	0	0.58	264,348	0.00	0
105	比布町	2.19	550,328	0.00	0	1.16	43,023
106	愛別町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
107	上川町	2.51	35,132	2.58	1,056,848	2.67	37,383
110	上富良野町	2.07	72,848	0.43	684,569	1.73	99,567
111	中富良野町	1.18	374,704	0.00	0	0.61	3,060
112	南富良野町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
113	占冠村	0.00	0	0.00	0	0.00	0
114	和寒町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
115	剣淵町	0.00	0	0.00	0	0.99	19,881
118	下川町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
119	美深町	1.79	1,641,256	0.91	271,898	0.00	0
120	音威子府村	0.00	0	0.00	0	0.00	0
121	中川町	2.79	13,928	0.00	0	3.09	15,432
122	増毛町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
123	小平町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
124	苫前町	0.00	0	0.00	0	0.00	0

保険者 番号	保険者名	R1		R2		R3	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
125	羽幌町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
126	初山別村	6.39	99,042	0.00	0	3.15	41,009
127	遠別町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
128	天塩町	1.25	819,427	0.00	0	0.00	0
129	幌延町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
130	猿払村	0.00	0	0.00	0	0.00	0
131	浜頓別町	0.00	0	1.17	68,845	0.00	0
132	中頓別町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
133	枝幸町	1.13	135,849	0.00	0	1.18	141,011
135	豊富町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
136	礼文町	1.12	204,265	0.00	0	1.14	206,818
137	利尻町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
138	利尻富士町	0.00	0	1.35	33,738	0.00	0
140	大空町	0.41	322,068	0.86	230,769	0.00	0
141	美幌町	0.81	477,016	1.26	202,391	0.87	48,377
142	津別町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
143	斜里町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
144	清里町	0.68	987,671	0.69	21,379	0.70	1,010,512
145	小清水町	0.00	0	0.00	0	2.43	2,128,190
147	訓子府町	0.00	0	0.55	1,848,066	164.77	390,909
148	置戸町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
150	佐呂間町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
153	遠軽町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
157	湧別町	0.00	0	0.34	8,841	0.00	0
158	滝上町	1.69	86,294	1.74	19,130	3.48	108,014
159	興部町	0.83	12,479	0.00	0	0.87	13,066
160	西興部村	0.00	0	0.00	0	0.00	0
161	雄武町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
162	豊浦町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
163	洞爺湖町	1.70	119,321	1.32	33,451	1.83	225,585
166	壮瞥町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
167	白老町	0.64	166,737	0.44	53,440	0.92	81,211
169	安平町	1.03	78,462	0.00	0	2.24	171,045
170	厚真町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
171	むかわ町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
174	平取町	1.38	73,204	0.00	0	0.00	0
175	日高町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
176	新冠町	1.22	605,103	0.65	155,440	0.69	166,205
177	新ひだか町	0.18	10,470	0.18	89,114	0.00	0
179	浦河町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
180	様似町	1.62	1,256,265	0.84	207,420	3.45	2,683,938
181	えりも町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
182	音更町	0.10	3,153	0.10	836	0.00	0

保険者 番号	保険者名	R1		R2		R3	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
183	士幌町	0.00	0	0.48	319,392	1.93	184,401
184	上士幌町	4.24	5,185,159	0.00	0	1.51	2,364,875
185	鹿追町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
186	新得町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
187	清水町	0.36	10,741	1.47	1,053,133	0.75	22,355
188	芽室町	0.59	266,693	0.00	0	0.62	280,521
189	中札内村	0.00	0	0.00	0	0.00	0
190	更別村	0.82	12,285	0.83	137,043	0.83	12,510
192	大樹町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
193	広尾町	1.08	373,721	0.00	0	0.58	8,676
194	幕別町	0.00	0	0.00	0	0.16	18,638
195	池田町	0.00	0	1.98	307,312	0.00	0
196	豊頃町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
197	本別町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
198	足寄町	0.53	3,155	1.08	7,008	0.00	0
199	陸別町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
200	浦幌町	0.65	29,851	0.68	198,358	0.72	33,070
201	釧路町	0.23	1,132	0.00	0	0.70	160,019
202	厚岸町	0.00	0	0.74	824,769	0.00	0
203	浜中町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
204	標茶町	0.41	20,681	0.00	0	0.86	43,796
205	弟子屈町	0.51	5,149	1.09	83,151	0.57	5,731
207	鶴居村	0.00	0	0.00	0	0.00	0
208	白糠町	0.50	203,620	0.00	0	0.00	0
210	別海町	0.00	0	0.35	137,578	0.00	0
211	中標津町	1.08	62,162	1.67	175,585	0.38	7,273
212	標津町	1.52	196,447	0.53	166,754	2.18	447,956
213	羅臼町	0.00	0	1.48	768,738	1.04	89,490
251	大雪地区広域連合	0.54	66,217	0.14	204,841	0.43	66,868
252	後志広域連合	0.62	224,582	0.63	63,278	0.65	237,038
	北海道	0.52	301,020	0.54	294,396	0.85	310,247

厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」を基に道が算出。

(11) 海外療養費の支給実績

(単位: 件、円)

保険者 番号	保険者名	R1		R2		R3	
		申請件数	支給額	申請件数	支給額	申請件数	支給額
001	札幌市	112	2,284,042	37	420,404	81	1,028,766
002	函館市	15	212,548	1	2,429	8	188,891
003	小樽市	3	168,492	0	0	0	0
004	旭川市	6	215,241	2	8,575	7	35,158
005	室蘭市	1	3,368	0	0	1	72,100
006	釧路市	0	0	0	0	0	0
007	帯広市	0	0	0	0	0	0
008	北見市	0	0	0	0	0	0
010	岩見沢市	0	0	1	6,704	0	0
011	網走市	2	23,716	0	0	0	0
013	苫小牧市	0	0	0	0	0	0
014	稚内市	0	0	0	0	0	0
015	美唄市	0	0	0	0	0	0
016	芦別市	0	0	0	0	0	0
017	江別市	3	18,928	1	11,977	2	63,077
021	名寄市	0	0	0	0	0	0
024	千歳市	3	28,296	2	8,771	1	196,840
025	滝川市	0	0	0	0	0	0
029	富良野市	0	0	0	0	0	0
031	恵庭市	0	0	1	68,184	0	0
033	伊達市	2	11,718	0	0	5	24,645
034	北広島市	1	22,904	0	0	2	13,097
035	石狩市	0	0	0	0	0	0
043	木古内町	0	0	0	0	0	0
044	北斗市	0	0	0	0	1	2,759
046	七飯町	13	15,388	0	0	0	0
055	長万部町	2	140,130	0	0	1	37,047
083	余市町	0	0	0	0	0	0
097	秩父別町	0	0	0	0	0	0
102	鷹栖町	0	0	0	0	0	0
104	当麻町	0	0	0	0	0	0
118	下川町	0	0	0	0	0	0
119	美深町	0	0	0	0	0	0
141	美幌町	0	0	0	0	0	0
153	遠軽町	0	0	0	0	0	0
167	白老町	15	209,742	9	59,322	0	0
175	日高町	0	0	0	0	0	0
176	新冠町	0	0	0	0	0	0
177	新ひだか町	0	0	0	0	0	0
179	浦河町	0	0	0	0	0	0
182	音更町	0	0	0	0	0	0
183	士幌町	1	43,660	0	0	0	0
188	芽室町	0	0	0	0	0	0
194	幕別町	4	107,523	1	18,874	0	0
201	釧路町	0	0	0	0	0	0
203	浜中町	0	0	0	0	0	0
210	別海町	3	54,922	0	0	0	0
251	大雪地区広域連合	0	0	0	0	0	0
252	後志広域連合	2	3,560	0	0	1	34,889
	北海道	208	3,660,262	56	618,241	110	1,697,269

出典: 厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

(12) 特定健康診査、特定保健指導の状況

(単位:%)

保険者 番号	市町村名	特定健康診査健診受診率				特定保健指導終了者割合			
		H30	R1	R2	R3	H30	R1	R2	R3
001	札幌市	22.4	20.5	19.0	18.9	8.2	11.4	9.3	11.9
002	函館市	31.5	29.6	29.4	31.0	14.3	13.7	14.2	11.3
003	小樽市	20.0	19.6	24.9	27.5	23.8	21.8	7.1	15.0
004	旭川市	24.9	25.1	25.7	27.3	54.9	45.9	47.8	29.8
005	室蘭市	38.2	41.0	37.2	35.6	40.6	61.7	47.6	61.3
006	釧路市	27.9	27.1	26.1	29.3	83.5	75.8	57.8	57.6
007	帯広市	34.7	32.8	32.0	33.8	13.4	15.8	21.7	24.6
008	北見市	25.5	28.9	26.8	27.0	37.2	27.0	30.6	31.2
009	夕張市	29.8	38.8	36.7	38.8	64.2	72.2	61.2	46.9
010	岩見沢市	25.1	25.3	21.8	25.5	34.2	26.0	20.5	9.8
011	網走市	25.1	24.0	24.4	24.0	19.2	7.7	6.3	7.6
012	留萌市	37.0	34.1	25.3	22.3	17.4	13.8	16.7	19.2
013	苫小牧市	34.9	37.5	32.8	32.9	26.1	21.0	30.7	26.5
014	稚内市	20.5	25.6	21.4	23.3	29.9	38.5	43.0	32.9
015	美唄市	30.6	29.7	28.6	30.5	58.5	35.3	23.8	50.0
016	芦別市	32.5	35.6	32.7	34.3	66.3	74.0	72.7	52.9
017	江別市	28.7	25.8	24.2	25.1	43.1	39.9	30.6	37.9
018	赤平市	36.2	32.0	28.7	31.1	28.8	24.5	25.0	12.5
019	紋別市	33.4	30.5	21.7	27.2	80.5	78.2	70.2	72.5
020	士別市	62.4	60.2	41.2	49.8	77.3	77.3	87.5	73.9
021	名寄市	37.3	36.6	29.0	29.9	80.1	88.4	92.5	83.8
022	三笠市	14.8	14.6	16.3	19.7	14.8	0.0	0.0	0.0
023	根室市	16.9	17.0	14.3	14.3	31.4	35.1	41.2	35.8
024	千歳市	29.0	28.0	31.4	34.4	72.4	73.8	67.7	70.7
025	滝川市	37.1	40.0	36.8	36.5	29.6	24.0	18.9	19.3
026	砂川市	53.3	54.7	51.7	48.3	69.2	78.2	67.2	70.2
027	歌志内市	43.1	44.5	41.0	39.6	46.2	41.7	55.0	53.8
028	深川市	40.4	39.0	33.1	30.2	50.9	53.5	51.4	40.0
029	富良野市	49.8	50.3	47.4	46.8	61.0	63.1	63.5	63.8
030	登別市	34.7	34.9	35.8	34.8	29.9	18.3	40.7	40.1
031	恵庭市	30.3	32.4	25.2	26.3	43.3	50.0	57.3	58.1
033	伊達市	33.5	32.0	28.9	29.2	62.3	50.2	59.2	50.3
044	北斗市	26.5	26.4	25.0	25.8	4.8	47.0	24.6	17.7
034	北広島市	38.1	40.3	34.9	37.0	67.2	65.6	55.7	62.0
035	石狩市	24.2	24.9	22.3	23.0	39.4	45.1	49.1	41.7
036	当別町	50.6	51.4	49.4	50.8	65.3	65.6	66.2	66.7
037	新篠津村	47.6	48.2	33.0	47.2	25.5	13.2	11.1	23.6
040	松前町	27.9	25.9	22.3	24.9	33.8	19.4	43.1	17.6
041	福島町	25.6	25.5	22.7	30.3	68.4	94.7	72.7	62.9
042	知内町	37.6	34.4	38.4	35.1	28.1	44.4	47.4	39.5
043	木古内町	37.6	33.1	38.4	35.8	12.9	33.3	11.4	28.6
046	七飯町	20.7	23.3	23.4	23.0	5.4	6.9	5.7	2.7
051	鹿部町	23.9	23.2	21.5	17.4	10.8	25.0	41.2	17.4
053	森町	18.8	19.9	20.7	19.4	67.5	76.3	44.8	43.7
054	八雲町	16.6	15.9	12.4	22.8	75.0	64.5	55.4	55.3
055	長万部町	10.9	16.7	16.2	15.7	60.0	10.5	7.7	47.6

(単位:%)

保険者 番号	市町村名	特定健康診査健診受診率				特定保健指導終了者割合			
		H30	R1	R2	R3	H30	R1	R2	R3
056	江差町	28.2	36.2	32.0	33.6	4.4	3.6	7.0	7.7
057	上ノ国町	32.8	27.0	21.1	27.2	32.4	33.3	32.0	23.5
058	厚沢部町	32.8	33.7	38.5	35.2	72.2	77.8	61.5	52.5
059	乙部町	19.5	22.7	21.8	24.5	20.0	90.5	54.2	16.7
062	奥尻町	48.7	45.3	41.4	42.2	70.3	60.0	73.7	50.0
064	せたな町	38.1	37.5	32.7	38.0	52.8	57.0	60.4	56.3
065	今金町	36.5	39.8	31.2	33.0	42.1	53.8	47.4	36.4
066	島牧村	14.7	33.2	45.3	52.7	40.0	50.0	46.2	53.8
067	寿都町	46.3	45.2	41.6	53.3	25.0	35.3	76.5	66.7
068	黒松内町	33.2	31.7	41.4	32.6	63.6	69.2	71.4	53.3
069	蘭越町	26.0	30.8	32.2	26.7	48.6	32.6	33.3	46.2
070	二七〇町	26.9	28.3	30.1	31.2	16.0	0.0	24.3	50.0
071	真狩村	29.1	30.9	30.8	28.2	47.8	38.1	47.8	77.8
072	留寿都村	41.4	37.9	34.1	37.7	8.7	50.0	58.3	17.6
073	喜茂別町	45.8	44.2	43.3	42.3	50.0	58.3	58.8	36.8
074	京極町	30.1	30.8	31.4	35.5	30.4	5.9	0.0	0.0
075	倶知安町	34.9	34.1	32.2	34.7	53.5	45.7	32.3	33.8
076	共和町	43.2	42.1	37.4	45.3	16.7	2.0	4.3	2.9
077	岩内町	34.3	40.4	38.6	34.9	73.2	83.6	85.5	83.9
078	泊村	24.0	19.4	24.4	21.8	100.0	45.5	100.0	75.0
079	神恵内村	31.3	37.0	30.8	27.0	100.0	62.5	100.0	100.0
080	積丹町	33.9	37.3	34.2	37.2	92.3	77.8	72.7	85.7
081	古平町	16.4	16.6	16.1	25.8	23.1	0.0	0.0	25.0
082	仁木町	24.8	23.2	20.9	21.6	79.2	33.3	14.3	5.6
083	余市町	27.7	30.2	27.6	26.0	68.4	57.3	46.5	40.5
084	赤井川村	45.7	44.1	39.3	41.6	16.7	30.0	20.0	10.0
087	南幌町	46.5	47.1	38.9	40.4	75.3	83.1	67.7	89.1
088	奈井江町	39.5	44.0	37.8	39.9	30.0	50.0	44.1	44.8
089	上砂川町	46.9	41.4	48.0	42.1	70.8	70.0	100.0	107.7
090	由仁町	68.3	65.9	60.3	56.0	83.0	75.0	70.8	77.8
091	長沼町	58.1	55.0	52.1	57.9	54.0	62.6	66.1	67.7
092	栗山町	44.4	46.2	41.8	47.0	63.7	72.4	67.9	66.7
093	月形町	43.8	45.3	43.8	44.5	60.0	34.8	66.7	53.3
094	浦臼町	47.1	50.0	45.2	47.6	50.0	52.4	73.3	64.3
095	新十津川町	48.6	49.0	43.2	43.7	75.4	87.9	87.5	85.1
096	妹背牛町	50.7	50.6	44.9	49.6	81.3	84.2	76.9	72.2
097	秩父別町	51.4	50.3	43.0	45.6	72.4	60.7	66.7	58.8
098	雨竜町	65.3	61.9	27.6	42.4	68.1	72.5	21.1	48.4
099	北竜町	57.7	55.9	46.6	48.1	73.3	55.6	59.1	47.1
100	沼田町	56.2	61.9	58.9	60.1	27.8	30.4	9.8	9.5
101	幌加内町	57.1	63.4	56.5	55.5	76.0	66.7	45.8	39.1
102	鷹栖町	55.3	54.8	46.5	53.1	67.6	61.0	43.3	51.5
103	東神楽町	50.6	46.8	45.1	43.5	75.0	68.8	52.7	62.5
104	当麻町	40.0	39.5	39.6	44.4	26.1	32.2	27.3	43.0
105	比布町	52.3	51.0	54.1	51.9	67.4	74.1	70.3	80.8
106	愛別町	59.6	62.5	58.0	57.7	78.9	88.6	93.5	84.0
107	上川町	55.3	55.5	52.8	48.7	100.0	79.3	74.2	60.0
108	東川町	45.5	41.7	40.7	43.0	76.8	67.3	59.6	71.9

(単位:%)

保険者 番号	市町村名	特定健康診査健診受診率				特定保健指導終了者割合			
		H30	R1	R2	R3	H30	R1	R2	R3
109	美瑛町	53.0	54.0	54.4	51.6	76.5	70.0	70.5	65.5
110	上富良野町	71.8	70.5	70.6	70.5	64.8	62.5	77.7	84.5
111	中富良野町	68.3	65.4	66.3	67.7	74.7	72.6	86.8	89.6
112	南富良野町	66.8	67.4	61.2	66.5	60.0	67.7	87.0	68.0
113	占冠村	57.1	51.9	55.4	56.6	83.3	75.0	16.7	60.0
114	和寒町	68.9	67.8	60.7	61.2	71.0	57.4	59.1	51.9
115	剣淵町	72.2	74.5	67.4	68.1	84.7	68.3	84.2	77.6
118	下川町	59.3	60.3	61.4	65.4	91.3	65.5	80.6	76.5
119	美深町	51.8	49.9	46.5	46.4	77.3	65.0	72.9	64.1
120	音威子府村	38.0	42.9	52.4	52.0	20.0	0.0	33.3	54.5
121	中川町	61.7	65.5	61.2	64.3	81.0	65.2	68.2	80.0
122	増毛町	65.6	61.9	57.4	57.5	60.8	69.0	73.8	100.0
123	小平町	34.1	35.4	34.5	30.7	43.3	31.8	57.7	41.7
124	苫前町	27.6	36.5	25.2	30.6	35.7	21.1	11.1	20.0
125	羽幌町	43.4	43.2	41.3	43.7	19.6	30.0	44.7	31.8
126	初山別村	42.1	41.2	49.2	54.2	85.7	100.0	88.9	88.9
127	遠別町	34.5	35.3	36.7	41.5	28.6	39.1	19.0	30.8
128	天塩町	53.7	50.4	27.9	49.0	32.1	36.7	100.0	79.5
129	幌延町	19.9	34.1	26.0	30.7	11.1	10.5	12.5	4.5
130	猿払村	29.5	24.5	26.6	26.4	22.7	17.6	25.0	10.5
131	浜頓別町	31.6	32.8	30.7	34.0	77.3	86.7	70.4	77.3
132	中頓別町	44.8	52.0	42.2	43.7	76.9	60.0	72.7	61.5
133	枝幸町	32.9	33.7	28.9	39.7	19.1	36.0	54.5	23.3
135	豊富町	34.4	37.7	37.3	42.0	63.3	71.4	42.9	56.1
136	礼文町	22.8	21.1	24.0	22.8	23.3	32.1	27.6	36.0
137	利尻町	42.3	42.3	32.6	41.2	133.3	107.7	75.0	80.0
138	利尻富士町	28.6	29.6	19.0	34.6	36.4	46.2	37.5	34.6
140	大空町	45.4	42.7	39.7	43.4	38.9	53.3	36.4	63.4
141	美幌町	31.2	29.1	22.8	29.1	32.3	58.9	58.3	56.5
142	津別町	24.7	27.4	26.5	27.4	22.7	26.5	24.4	26.5
143	斜里町	33.6	29.5	25.8	26.6	7.7	6.6	32.5	26.1
144	清里町	29.0	26.7	21.4	23.5	36.1	36.7	3.6	51.4
145	小清水町	42.4	45.2	38.0	44.7	39.2	28.2	26.9	28.6
147	訓子府町	43.1	42.3	39.7	47.0	54.9	48.5	46.7	42.7
148	置戸町	43.3	41.4	40.7	44.8	31.1	12.8	18.0	2.3
150	佐呂間町	36.2	36.0	38.1	38.3	45.5	39.4	49.3	43.1
153	遠軽町	54.3	57.2	48.8	46.7	88.1	94.0	95.5	90.2
157	湧別町	44.1	45.5	32.7	37.0	47.3	38.9	40.5	35.6
158	滝上町	45.1	28.6	22.0	17.2	43.5	47.4	33.3	66.7
159	興部町	23.3	26.6	26.6	31.9	40.6	30.8	19.1	20.0
160	西興部村	54.8	55.6	37.9	40.0	42.9	25.0	40.0	44.4
161	雄武町	28.0	24.5	19.4	24.4	2.2	42.9	29.0	36.4
162	豊浦町	37.0	41.7	33.8	31.0	22.6	7.7	11.5	30.8
163	洞爺湖町	32.0	32.2	24.7	28.9	41.5	25.4	23.3	24.2
166	壮瞥町	50.3	56.1	33.2	41.4	41.4	51.7	35.3	31.6
167	白老町	34.4	36.0	32.3	32.9	57.6	64.7	70.1	64.0
169	安平町	40.7	40.9	42.3	39.0	10.8	22.4	10.1	10.2
170	厚真町	61.4	57.6	57.7	60.6	52.4	74.0	67.5	70.7

(単位:%)

保険者 番号	市町村名	特定健康診査健診受診率				特定保健指導終了者割合			
		H30	R1	R2	R3	H30	R1	R2	R3
171	むかわ町	45.3	42.6	44.4	44.3	64.2	74.0	62.4	62.3
174	平取町	43.2	49.4	48.7	50.6	54.9	54.9	54.9	53.2
175	日高町	28.1	28.1	26.8	27.1	25.3	37.3	47.6	41.3
176	新冠町	30.6	31.3	25.9	26.5	33.3	20.5	25.8	13.8
177	新ひだか町	18.6	17.2	15.5	18.5	21.8	17.0	22.7	18.9
179	浦河町	33.3	31.7	31.3	29.0	55.6	13.6	2.4	3.8
180	様似町	20.1	19.3	16.7	23.3	27.3	30.8	40.0	31.8
181	えりも町	35.4	32.2	12.3	24.7	73.3	64.3	44.8	43.1
182	音更町	48.5	45.6	43.0	39.9	71.3	92.1	71.3	74.1
183	士幌町	50.4	51.5	49.3	53.6	59.6	57.0	60.0	62.2
184	上士幌町	56.8	58.6	61.7	60.3	58.1	79.7	79.1	79.7
185	鹿追町	52.0	45.5	42.4	50.9	44.9	52.0	39.6	48.1
186	新得町	36.3	36.1	32.1	35.0	58.0	55.8	61.1	76.5
187	清水町	36.1	37.6	33.3	32.3	42.4	56.3	42.4	59.1
188	芽室町	36.0	37.8	34.0	37.3	67.8	53.2	38.6	56.1
189	中札内村	42.8	46.0	42.1	46.4	64.1	64.1	54.1	25.0
190	更別村	64.6	64.5	58.0	63.9	66.7	59.0	44.6	59.3
192	大樹町	57.1	57.2	50.2	55.7	88.9	84.0	91.4	78.3
193	広尾町	33.7	43.8	50.0	52.5	35.7	45.7	61.5	66.7
194	幕別町	40.7	44.2	45.8	42.3	52.3	52.7	51.1	46.1
195	池田町	53.4	44.5	46.3	51.6	61.6	43.2	40.5	52.9
196	豊頃町	60.9	57.4	42.2	54.6	69.8	71.9	77.1	64.8
197	本別町	48.8	48.7	51.4	47.6	47.3	49.4	48.6	44.2
198	足寄町	54.0	51.8	57.2	59.8	48.4	54.0	55.6	65.3
199	陸別町	71.3	73.4	71.1	71.0	79.3	84.4	60.0	62.1
200	浦幌町	47.6	54.9	51.5	52.9	69.5	67.3	82.9	71.1
201	釧路町	24.2	23.4	23.3	23.3	23.2	14.0	24.2	16.3
202	厚岸町	24.5	23.6	21.4	19.3	15.9	14.9	28.3	20.8
203	浜中町	28.1	28.1	17.6	25.9	29.5	19.7	42.4	21.9
204	標茶町	40.6	41.1	35.8	38.4	22.7	32.5	35.5	18.7
205	弟子屈町	31.5	38.3	39.8	40.1	10.5	5.8	40.0	32.8
207	鶴居村	54.3	57.3	42.9	49.5	40.7	17.2	56.5	40.7
208	白糠町	29.3	30.7	22.9	27.1	44.6	58.0	56.4	50.0
210	別海町	36.3	37.2	28.8	35.0	39.2	57.1	46.4	23.8
211	中標津町	29.6	30.8	24.1	29.9	19.3	19.7	14.7	22.0
212	標津町	41.2	39.9	31.7	33.9	42.9	49.2	40.0	50.0
213	羅臼町	23.9	24.6	20.7	18.5	64.7	59.6	44.0	54.5
	北海道	29.5	28.9	27.0	27.9	34.8	36.0	33.8	33.4
	全国	37.9	38.0	33.7	36.4	28.9	29.3	27.9	27.9

出典:北海道国保連合会「特定健診・特定保健指導実施結果集計表(法定報告速報値)」

(単位:件)

保険者 番号	保険者名	医療費通知実施状況				後発医薬品差額通知実施状況			
		H30	R1	R2	R3	H30	R1	R2	R3
077	岩内町	7,981	7,546	7,156	6,867	544	439	387	353
083	余市町	9,969	9,928	9,838	11,646	232		231	220
087	南幌町	5,092	5,204	4,969	5,036	408	330	328	361
090	由仁町	4,570	4,410	4,160	4,091	170	146	164	136
091	長沼町	3,527	3,696	3,454	3,396	414	315	319	279
092	栗山町	8,834	8,357	7,973	7,897	271	185	192	165
093	月形町	2,640	2,555	2,422	2,327			24	158
094	空知中部広域連合	17,735	16,994	18,489	15,645	492	320	299	306
096	妹背牛町	2,679	2,576	2,533	2,522	544	480	475	460
097	秩父別町	892	892	851	837	219	166	164	153
099	北竜町	1,603	1,539	1,010	1,002	71	66	62	57
100	沼田町	2,323	2,292	2,263	2,252	254	218	217	211
101	幌加内町	1,139	1,041	970	948	48	56	41	43
102	鷹栖町	5,140	5,058	4,877	4,849	579	503	428	416
104	当麻町	5,062	4,995	4,858	4,717	391	303	340	275
105	比布町	1,602	1,536	1,469	1,521	144	131	120	130
106	愛別町	2,727	2,554	2,366	2,354	58	55	64	65
107	上川町	2,705	3,370	2,534	3,123	228	184	176	162
110	上富良野町	7,109	6,955	6,802	6,566	429	373	352	289
111	中富良野町	4,090	3,990	3,805	3,930	334	276	191	204
112	南富良野町	1,443	1,655	1,527	1,541	169	131	117	138
113	占冠村	3,209	3,222	2,548	2,643	188	175	92	79
114	和寒町	3,070	1,957	893	929	613	137	51	39
115	剣淵町	3,094	3,018	2,932	2,873	64	47	66	92
118	下川町	1,191	930	947	932	91	55	54	33
119	美深町	3,274	3,154	2,975	2,949	357	296	250	234
120	音威子府村	437	400	382	390				0
121	中川町	1,084	1,036	965	953	32	22	19	17
122	増毛町	2,208	2,111	2,010	2,695	185	139	144	142
123	小平町	2,573	2,450	2,311	2,227	160	82	85	81
124	苫前町	2,357	2,281	2,056	2,100	183	134	106	90
125	羽幌町	5,381	5,176	4,875	4,772	532	397	342	281
126	初山別村	1,056	960	954	795	26	18	11	8
127	遠別町	1,325	1,760	1,651	1,589	159	91	100	74
128	天塩町	2,254	2,196	2,076	2,103	78	72	94	110
129	幌延町	7,999	8,027	7,452	643				43
130	猿払村	2,112	1,608	1,696	2,089	85	124	40	38
131	浜頓別町	998	1,376	1,274	865	195	160	143	141
132	中頓別町	1,318	813	1,071	631				114
133	枝幸町	2,845	2,815	2,572	2,615	286	221	189	219
135	豊富町	2,986	3,022	2,871	2,882	103	96	96	103
136	礼文町	2,380	2,328	2,237	2,058	30	19	14	5
137	利尻町	1,672	1,569	1,445	1,469	68	63	54	48
138	利尻富士町	2,619	2,637	1,905	1,895	65	54	56	44
140	大空町	2,105	2,478	2,310	2,301	143	134	109	132
141	美幌町	14,279	13,956	13,499	13,304	497	421	444	404
142	津別町	4,174	3,941	3,684	3,733			258	213
143	斜里町	3,283	3,186	3,760	3,064	199	167	231	236
144	清里町	1,992	1,834	1,836	1,806	282	206	184	150
145	小清水町	1,834	1,774	1,650	1,643	236	206	230	183
147	訓子府町	4,454	4,399	4,197	4,013	142	120	104	90
148	置戸町	1,642	1,596	1,548	1,528	121	93	101	105
150	佐呂間町	2,933	3,480	3,920	3,894				0
153	遠軽町	13,596	13,174	12,676	12,657				0
157	湧別町	7,213	6,954	6,615	6,532		75	82	71

(単位:件)

保険者 番号	保険者名	医療費通知実施状況				後発医薬品差額通知実施状況			
		H30	R1	R2	R3	H30	R1	R2	R3
158	滝上町	1,792	1,829	1,297	1,297	521	434	381	381
159	興部町	2,095	2,105	2,012	2,010	98	95	107	88
160	西興部村	653	630	616	626				0
161	雄武町	2,642	2,574	2,848	2,854	108	79	54	51
162	豊浦町	3,629	3,522	3,319	1,823	34	39	27	23
163	洞爺湖町	1,395	2,751	2,625	2,572	106	88	84	88
166	壮瞥町	2,090	1,893	1,877	1,870	54	31	21	18
167	白老町	15,917	15,234	14,489	12,236				0
169	安平町	5,114	5,821	5,442	5,296	473	135	89	89
170	厚真町	3,988	3,656	3,610	3,549	290	245	188	193
171	むかわ町	6,864	6,591	6,273	6,136			142	172
174	平取町	3,732	3,570	3,417	3,432	104	97	134	147
175	日高町	8,795	7,343	8,299	8,056	249	159	181	143
176	新冠町	4,165	4,134	3,851	3,769	174	148	153	122
177	新ひだか町	16,665	16,112	15,736	15,407	1,684	1,478	1,380	1,344
179	浦河町	6,297	5,949	4,313	2,880	432	314	294	253
180	様似町	3,688	3,597	3,366	3,331	231	185	151	150
181	えりも町	6,012	5,383	3,238	3,164	108	93	69	68
182	音更町	11,162	10,407	10,052	10,003	531	316	314	0
183	士幌町	4,904	4,851	4,810	4,522	280	195	3	194
184	上士幌町	3,854	3,628	3,412	3,384	149	105	132	126
185	鹿追町	3,926	4,047	3,721	3,702				0
186	新得町	4,495	4,310	4,152	4,058				153
187	清水町	7,700	5,248	5,071	5,172	466	440	506	441
188	芽室町	12,646	12,362	12,026	11,919	649	600	600	600
189	中札内村	2,892	2,812	2,721	2,724	101	66	65	57
190	更別村	2,621	2,543	2,452	2,466	122	74	74	129
192	大樹町	1,679	1,523	1,738	1,690	108	70	107	95
193	広尾町	5,477	6,053	5,953	5,058	171	119	120	96
194	幕別町	18,868	18,513	17,937	17,721	593	377	277	389
195	池田町	6,288	6,216	5,922	5,876	199	182	154	95
196	豊頃町	1,059	1,073	1,071	1,020	240	201	174	158
197	本別町	5,863	5,562	5,153	5,044	248	163	163	184
198	足寄町	5,724	5,410	5,200	5,180			28	70
199	陸別町	2,118	724	687	658	53	33	34	24
200	浦幌町	4,169	3,987	3,830	3,712	130	145	173	155
201	釧路町	6,865	6,878	7,087	7,018	1,413	1,133	1,162	801
202	厚岸町	7,331	7,081	6,909	6,859	457	396	387	289
203	浜中町	5,412	2,486	2,351	2,353	294	241	92	85
204	標茶町	3,505	3,436	3,382	2,474	400	342	276	286
205	弟子屈町	5,788	5,496	5,263	4,227	169	170	158	114
207	鶴居村	1,360	1,339	1,550	1,314	106	72	76	66
208	白糠町	2,848	2,885	2,483	2,519	24	25	17	16
210	別海町	12,506	12,103	11,354	11,148	584	592	392	470
211	中標津町	5,758	5,507	5,306	7,368	358	311	333	233
212	標津町	4,708	4,522	4,287	4,213		387	150	126
213	羅臼町	4,543	4,444	4,172	3,968	225	157	128	137
251	大雪地区広域連合	20,467	19,888	19,344	19,240	1,725	2,319	2,100	226
252	後志広域連合	40,864	39,612	31,995	31,777	3,281	2,578	2,334	2,137
	北海道	2,627,850	2,431,221	2,474,842	2,470,749	89,999	79,528	80,276	72,851

出典:厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」

改定の経過

日 程	内 容	備 考
令和5年3月	令和4年度 第4回市町村連携会議	
令和5年5月	令和5年度 第1回市町村連携会議	
令和5年7月	令和5年度 第1回北海道国保運営協議会	
令和5年8月	令和5年度 第2回市町村連携会議	
令和5年9月	「北海道国保運営方針見直し素案（案）（新旧対照表）」の市町村意見照会	
令和5年10月	令和5年度 第2回北海道国保運営協議会	
令和5年11月	令和5年度 第3回市町村連携会議	
令和5年12月	「北海道国保運営方針改定（素案）」の市町村意見照会	
令和5年12月～ 令和6年1月	「北海道国保運営方針改定（素案）」の道民意見提出手続（パブリック・コメント）	全13件
令和6年2月	令和5年度 第3回国保運営協議会 「北海道国保運営方針改定（案）」の答申	

(参考) 運営方針策定検討ワーキンググループ (WG) の状況

WG 項目	保険給付WG	納付金算定WG	保険料(税)減免WG	保健事業WG
開催時期	令和5年3月 ～令和5年10月	令和5年5月 ～令和6年1月	令和5年4月 ～令和6年1月	令和5年6月 ～令和6年1月
開催回数	5回	4回	5回	2回
構成	<ul style="list-style-type: none"> 市町村 〔札幌市、函館市、小樽市、北見市、江別市、千歳市、砂川市、恵庭市、新ひだか町、豊頃町、後志広域連合〕 道国保連合会 道 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村 〔札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、新篠津村、空知中部広域連合〕 道国保連合会 道 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村 〔札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、新篠津村、古平町、長沼町〕 道国保連合会 道 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村 〔札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、苫小牧市、新ひだか町、下川町、美幌町、西興部村〕 道国保連合会 道

(参考) 収納率向上対策事業 (収納率向上対策チーム(WG)) の状況

WG 項目	収納率向上対策WG
開催時期	令和5年4月
開催回数	1回
構成	<ul style="list-style-type: none"> 市町村 〔札幌市、室蘭市、江別市、北広島市、上富良野町、美幌町、厚真町、新ひだか町〕 道国保連合会 道

※令和6年1月現在の構成

※課長級以下の事務レベル会議

(参考)北海道国民健康保険運営協議会委員名簿

委嘱期間 令和3年7月21日～令和6年7月20日

区分	氏名	公職名
被保険者を代表する委員 (4名)	いしがめ ようこ 石亀 洋子	八雲町国保運営協議会委員
	たかはし あきら 高橋 章	旭川市国保運営協議会委員
	にしかわ しんいち 西川 伸一	網走市国保運営協議会委員
	たかだ やすはる 高田 安春	公募委員
保険医又は保険薬剤師を代表する委員 (4名)	はしもと よういち 橋本 洋一	北海道医師会常任理事
	いとう としみち 伊藤 利道	北海道医師会常任理事
	いたに ひであき 井谷 秀朗	北海道歯科医師会常務理事
	ありさわ けんじ 有澤 賢二	北海道薬剤師会会長
公益を代表する委員 (4名)	◎かとう ともゆき ◎加藤 智章	北星学園大学社会福祉学部教授
	○かたぎり ゆき ○片桐 由喜	小樽商科大学商学部企業法学科教授
	なかむら ひろひこ 中村 博彦	北海道病院協会理事長
	あべ ますみ 安部 益美	北海道消費者協会理事
被用者保険等保険者を代表する委員 (3名)	まいや よしはる 米谷 好晴	全国健康保険協会北海道支部長
	みちはた かずのり 道端 和則	健康保険組合連合会北海道連合会常務理事
	やろく ひではる 矢録 秀春	北海道市町村職員共済組合事務局長

◎…会長

○…会長職務代行者

北海道国民健康保険運営方針（令和6年3月改定）

編 集 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5244
FAX：011-232-1037
E-mail：hofuku.kokuhounei@pref.hokkaido.lg.jp

発 行 令和6年3月

※本運営方針は、北海道のホームページ
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/index.html>) において常時閲覧で
きます。

その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.